

令和5年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5（2023）年6月
杉野服飾大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	59
基準 5. 経営・管理と財務	73
基準 6. 内部質保証	84
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	93
基準 A. 産学・地域連携事業	93
基準 B. コンテストへの挑戦	96
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	112
エビデンス集（データ編）一覧	112
エビデンス集（資料編）一覧	113

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

本学園の創設者杉野芳子は、日本の近現代の過渡期にあつて、単身渡ったアメリカで自分自身の生活体験の中から西衣装装の制作技術と服飾文化を身に付けて、帰国後大正 15 (1926) 年 (昭和元年) にドレスメーカー学院を創設し、日本における服飾教育を開始した。その目指すところは日本における洋装の普及定着と服飾技術の習得による女性の自立であつた。彼女は洋装を日本人に適合させるための洋裁技術としてドレメ式原型を考案し、昭和 10 (1935) 年に日比谷公会堂で日本初のファッションショーを開催するなど、日本における服飾教育の確立とモードの創出に取り組んだ。

第二次大戦後、新憲法下での日本の経済社会の発展の中で女性の社会進出が急速に進み、洋装が一般化し、男女の既製服産業が発展した。このような時代背景の中で洋裁学校による洋裁教育が大規模に発展した。杉野学園では、昭和 25 (1950) 年、新制大学の発足時に杉野学園女子短期大学を設立して、女子の高等教育機関での服飾教育を開始した。

昭和 30 (1955) 年代末にアパレル産業の急発展と第一次ベビーブームによる大学急増期を迎える中で、昭和 39 (1964) 年に杉野女子大学家政学部を新設し、4 年制大学による服飾教育を開始した。

学園の創設者杉野芳子によるこのような建学の精神は、「挑戦 (チャレンジ) の精神」「創造する力」「自立 (自己実現) する能力」である。これは、平成 16 (2004) 年に設置された自己点検評価委員会で検討した結果、杉野学園の全機関の合意によって確定されたものである。

「自立する能力」は、学園創設時には、明治憲法下の家父長制の社会では洋裁技術の習得によって女性が経済的に自立する能力を獲得することを意味していたが、服飾関係業界への女性の雇用の普及と本学園における男女共学化に伴って、男女ともに服飾関係の業界において専門職業人として活躍する能力を発揮するように「自己実現する能力」へと変化している。

21 世紀に入って、日本の服飾に関する産業と社会はかつてないほど国際化が進行し、素材生産から消費市場に至るすべての局面でさまざまな課題に直面している。このような状況の中で、現在及び未来の日本の服飾産業の道を切り拓くチャレンジ精神をもって、芸術性・技術力・表現力と文化的教養に基づいた創造力を養い、専門職業人として業界で自立した能力を発揮できる人材を社会に送り出すことが杉野服飾大学の使命である。

このような基本理念と使命に立脚して、平成 27 (2015) 年より大学の 1 年次では共通の初年次教育課程と 2 年次以降のコース制、専攻制を含めた専門教育課程を設けている。初年次教育課程では、教養科目によって豊かな人格を養い、服飾関係科目によって芸術性・技術力、ビジネス基礎力を育成する。その基礎の上に専門教育課程で服飾業界の各分野に対応した創造力をもった専門職業人を養成することを目的としている。このことは、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーで明示されている。

2. 大学の個性・特色等

本学は、服飾に関する知識・技術を教育・研究する単科大学である。資格課程では教職科目や学芸員養成科目も開講しているが、専門教育としては服飾造形、服飾ビジネス、服飾表現及び服飾文化に関する専門領域に限られる。学部は「服飾学部」で、授与する学位

は「服飾」であり、修士課程の大学院研究科は「造形研究科」で、授与する学位は「造形」である。服飾の分野に特化した家政系・芸術系の単科大学で、類似の大学の無い特色ある大学である。

このような特色の大学の教育組織として、単一の服飾学部（服飾学科、服飾表現学科、服飾文化学科）と造形研究科で構成している。

《服飾学科》

服飾学科の教育組織は、入学後の初年次は一括して初年次教育課程に所属し、2年次からモードテクノロジー系の4つのコースとファッションビジネス系の2つのコースに所属するコース制の専門教育課程を編成している。入学定員は200名である。

入学時には、将来専攻するコースの系統すなわちモードテクノロジー系とファッションビジネス系のいずれかを選択して入学する。初年次は2つの系別のクラス編成を行い、2年次に進む時点で本人の志望によってコース選択を行う。初年次では、両系の学生に対して、服飾造形とファッションビジネスの基礎的な科目を共通に必修科目として履修し、ビジネスのわかるクリエイター、クリエイションのわかるビジネス人を養成することをめざしている。2年次以降の専門コースは、服飾産業の多岐にわたる業務の中で主要な業務に対応する専門分野に必要な教育目的によって、テクノロジー系で4コース、ビジネス系で2コースが設けられ、コースごとに養成する専門職業分野の教育目的と目標を定めている。各コースの教育の目的と目標は、ディプロマ・ポリシーで定められており、これを達成するための教育課程がカリキュラム・ポリシーで定められている。

《服飾表現学科》

服飾表現学科は服飾を通して「表現」を学ぶ学科である。入学定員40名の学科であり、コース制ではないが、「表現」の分野により、5つの専攻に分かれてそれぞれの専門分野で学びを深めていく。

入学後の初年次は一括して初年次教育課程に所属し、服飾学科と共通の科目とともに、服飾表現の中核となる科目も学ぶ。このことで学生は服飾を物として成立させる技術力と服飾のビジネスの知識を備えたいうで、服飾表現の専門教育のための基礎的能力を培うこととなる。2年次からの専門教育課程においては、2年前期に「服飾表現演習」が置かれ、5つの専攻（「衣装表現」、「スタイリング」、「VMD」、「ショープロデュース」、「映像・メディア表現」）についての学びがオムニバス形式で展開され、専門分野への導入科目として位置づけられている。学生はこの授業を履修し、5つの専攻の学びを体験したうで、自分が学びたい専攻を選択することになる。2年次後期からは各自が選択した専攻の必修専門科目を履修していくが、この時点では学生は主とする専攻の他、もう一つ別の専攻を選択し、履修することが可能である。複数の専攻の専門科目を学ぶことにより、視野を広げ、また3年次以降の学びに流動性を持たせることもできている。各専攻の教育目的、目標は服飾学科と同様ディプロマ・ポリシーで定めている。

《服飾文化学科》

令和5（2023）年4月に服飾学部に新たに服飾文化学科を増設申請し、令和4（2022）年8月31日に大学設置・学校法人審議会から東京都区内における学部収容定員増抑制除外規

定の適用による特例として、入学定員 40 名、総定員 160 名の学生定員増加の認可申請を行い、8 月 31 日付けで、文部科学大臣から認可された。

本学科は、世界と日本の服飾文化を歴史的、空間的に高度な見地から把握し、理論および制作の面から服飾文化の継承と発展に参画できる専門的能力を備えた人材を養成することを目的とする新設学科である。

服飾文化学科が目的とする服飾文化の継承と発展のための具体的な教育の取り組みとして、文化財としての歴史衣装・民族衣装の保存修復に関する教育研究と現代の服飾産業と服飾の消費生活における重要課題である持続可能な開発目標 (SDGs) に取り組む実技や理論に関する教育研究を行う。令和 4 (2022) 年度については、認可決定時期との関係で募集開始の機会が遅れ、高等学校はじめ社会に公表出来なかった。令和 5 (2023) 年度以降に本格的な募集開始となる。

改めて服飾学部の教育では、基本となる服飾造形の学修教材として電子教材を提供し、授業時間外でもアクセス可能な環境を整え、放課後に服飾造形の自習ができるように授業外の自発的な学修の環境を整えている。専門コースでも同様な環境を整えているが、各実習室を使っての放課後の自学自習のほかに、現在は学年の約 1/3 人数が進むモードクリエーションコースにおいてファッションデザイン創造工房で自由な創作活動の場を提供している。また、各種の外部のコンテストへの積極的な参加を推奨している。これらのコンテストへの参加によって、挑戦の精神を強め、創造力を磨くようにしている。また、4 年次は各コース、各専攻等の卒業制作、卒業論文作成に当て、3 年次からの導入を含めて十分な時間をかけて、専攻する専門分野で能力を発揮し、自己実現するための取り組みができるようにしている。このようなコンテストへの挑戦とともに、各コースの授業の中で企業との産学連携教育が広汎に行われていることが建学の精神に基づいた本学の教育の大きな特色となっている。

また服飾表現学科では専門性の高い実務家教員がすべての専攻を担当していることから 3 年次において授業内で学外実習を取り入れ、実践的な授業内容も展開している。毎年秋の大学祭で全学科において、1・2 年生の全員参加と有志の学生チーム多数が参加して「天竺ファッションショー」を行い、学内外の審査員による審査会を実施している。さらに服飾学科での 4 年次には、コースごとに 2 月の卒業制作期間で学内教職員、在校生、保護者及び業界関係者等の外部の人々の前で、ショー形式や展示会を含めた卒業制作発表会を行っている。服飾表現学科では前後期に途中講評会を行いながら、2 月に卒業制作発表を行っている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 (2020) 年度、令和 3 (2021) 年度、令和 4 (2022) 年度はオンラインによる発表の形をとった。令和 4 (2022) 年度は感染が減少し、表現学科のみ学生人数が少ないことから日野校舎で数日学生や保護者に公開発表を行いその後、服飾学科、服飾表現学科とも録画したものを教職員や在校生などに学内のシステムを使って配信している。保護者には DVD などにして配布を行い、すべての卒業制作発表のデータは過去のものも全て図書館に保管されている。

《大学院造形研究科》

大学院造形研究科は、衣の造形作家の養成を目的としている。美術造形研究によって獲

得した造形表現能力によって、新しい「衣」の創出を行い、高度な創造能力をもった衣の造形作家を養成することを目標としている。令和 4 (2022) 年度スタートの新コース「3D デジタルモデリングコース」開始に伴い、既存コースを「創作表現コース」とし、造形研究を新たな空間においても展開した。両コースとも、授業科目の中核を「創作技法研究」と「創作研究」で構成しているが、ここでも美術専門の教員と服飾専門の教員が共同で研究を進めているところに本研究科の大きな特色がある。

また、「創作技法研究」と「創作研究」で衣の造形作家としての造形力を養っているが、「創作研究」の「応用課題」では外部の専門家の厳しい評価を受け、また最終的な「修了制作」では、学外の展覧会場等におけるインスタレーション及びパフォーマンス形式での発表に対して、担当教員全員と外部の審査員の審査を行っている。

このような発表の場における客観的批評に臨むことによって、学生は自発的な研究を積み重ねながら、チャレンジ精神を鍛え、創造力を養い、自ら問題提起をし、その難問を解決していくという「衣の造形作家」として自己実現する能力を身に付けている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

杉野服飾大学の歴史は、設置法人である杉野学園の創設に由来している。平成 27 (2015) 年に 90 周年を迎えた杉野学園は、大正 15 (1926) 年、日本における服飾教育の先駆けとして、杉野芳子が米国滞在中の研究、経験を基礎として「ドレスメーカー学院」(昭和 63 (1988) 年ドレスメーカー女学院から校名を変更) を創立した。ドレスメーカー学院の発展に伴い、その公共性且つ持続性を図るためこれを母体とし昭和 23 (1948) 年 7 月 31 日、財団法人杉野学園の設立が認可された。

その後、昭和 25 (1950) 年短期大学制度の発足を機に、杉野学園は、服飾教育を大学教育に展開するために「杉野学園女子短期大学」(昭和 41 (1966) 年から杉野女子大学短期大学部に校名を変更) を開学し被服科を置いた。この短期大学の経験を基盤として昭和 39 (1964) 年「杉野学園女子大学」(昭和 40 (1965) 年から杉野女子大学に校名を変更) を開学し、家政学部被服学科を設置した。なお、大学創立を機に、短大は短期大学部として併設されることになった。

学部のカリキュラム構成は、被服学科としては、独自性と総合性を兼ね備えたもので年々充実を図ってきたが、平成 14 (2002) 年「杉野服飾大学」に校名変更と共に服飾系大学としては日本初の男女共学を実現し、21 世紀の服飾教育にふさわしい環境づくりのためにさまざまな改革を行い、従来の「被服学科が主力の家政系大学」から「ファッション造形及びファッションビジネスの専門大学」へと生まれ変わり、学部学科名も家政学部被服学科から服飾学部服飾学科とした。併せて入学定員の増加を目指し、平成 14 (2002) 年に 100 人から 165 人とし、3 年次編入学定員 10 人を設定した。平成 16 (2004) 年には 165 人から 240 人、3 年次編入学定員を 10 人から 20 人に変更した。更に 3 年次編入学定員を平成 18 (2006) 年度に 20 人から 30 人に変更し、収容定員を 1,020 人とした。

平成 21 (2009) 年、デザイナーとしての専門職業人養成のためにファッションデザイン専攻科を置いた。平成 22 (2010) 年に日本高等教育評価機構により認証評価を受審して「認定」の判定を受け、平成 24 (2012) 年には大学院造形研究科を開設した。さらに平成 27

杉野服飾大学

(2015)年より教育課程を再編成した。1年次を初年次教育課程としモードテクノロジー系とファッションビジネス系に分けた。2年次以降を専門教育課程とし、モードテクノロジー系は「モードクリエイション」「インダストリアルパターン」「テキスタイルデザイン」「ファッションプロダクトデザイン」に再編成し、ファッションビジネス系は「ファッションビジネス・マネジメント」と「ファッションビジネス・流通イノベーション」として専門コースを編成した。

平成30(2018)年4月に大学服飾学部を服飾表現学科を開設し、1学部2学科制とした。服飾学科での「造形」の学びと「ビジネス」の学びの領域に、新たに服飾を通しての「表現」の領域が加わった形である。服飾表現学科も2年次から専門教育課程となり、学生は5つの専攻から自分の学びたい分野を選ぶ。学位は服飾学科と同じ学士(服飾)である。入学定員40名の学科であり、この開設に伴い、服飾学科の入学定員を240名から200名へと変更した。また、社会状況の変化を起因とする短期大学部の入学者減少に伴い、令和4(2022)年4月から杉野服飾大学短期大学部は入学生の募集を停止した。

なお、令和5(2023)年4月より、服飾学部新たに服飾文化学科を新設して、1学部3学科制とした。日本および世界の服飾文化について歴史的な文脈を意識した幅広い知識を身につけた上で、現代のファッションをめぐるさまざまな課題に挑戦させ、多様性のある服飾文化の創造と持続的発展を目指し、社会に貢献できる人材の育成を目指す。入学定員40名の学科であり、この開設に伴い、服飾学科の入学定員200名、服飾表現学科の入学定員40名、服飾文化学科の入学定員40名の総数入学定員280名へと変更した。編入学定員の30名を加え、収容定員は1180名となった。

日本の洋装の黎明期に“モードの創造”を掲げた創立者杉野芳子の先進性を受け継ぎ、現在は、産業の発展に寄与する新たなファッション教育の創造に取り組んでいる。

(沿革年表)

大正	15(1926)年 4月	ドレスメーカー学校(現ドレスメーカー学院)を創立する
昭和	06(1931)年 4月	東京府の認可校となる
	25(1950)年 4月 4月 11月	財団法人杉野学園を設立する 杉野学園女子短期大学被服科を開学する 杉野学園服飾図書館を開館する
	26(1951)年 4月	学校法人杉野学園として認可される
	32(1957)年 5月	杉野学園衣裳博物館を開館する
	37(1962)年 4月	杉野学園女子短期大学に生活芸術科を増設する
	39(1964)年 4月	杉野学園女子大学家政学部被服学科を開学する 杉野学園女子短期大学を杉野学園女子大学短期大学部と校名変更する
	41(1966)年 4月	杉野学園女子大学を杉野女子大学に校名変更する 杉野学園女子短期大学を杉野女子大学短期大学部に校名変更する 大学に教職課程を設置する
	45(1970)年 4月	大学に被服構成・デザインコース、被服テキスタイルデザインコース、被

杉野服飾大学

		服科学コース、被服芸術論文コースの4コースを開設する
	46 (1971) 年 4月	杉野百草幼稚園（現杉野幼稚園）を開園する
	48 (1973) 年 4月	大学に学芸員課程を設置する
平成	02 (1990) 年 4月	大学被服学部の専攻コースを次の6コースとする ・被服構成・デザインコース ・被服テキスタイルデザインコース ・被服科学コース ・被服芸術論文コース ・織物コース ・染色コース
	12 (2000) 年 4月	杉野学園と中国の浙江工程学院（現浙江理工大学）との間に友好交流協定を締結する
		短期大学部にドレスクリエーション、コスチュームクリエーション、アパレルクリエーション、ライフスタイルクリエーションコースの4コースを開設する
	13 (2001) 年 4月	大学家政学部の教育課程を改定する 1・2年次を共通の基礎課程、3・4年次を専門課程として ①モードクリエーション ②先端ファッション表現 ③感性産業デザイン ④アートファブリックデザイン ⑤ファッション文化論の5コースを開設する
		日野市（日野キャンパス）に日野校舎G棟（General Block）を竣工する
	14 (2002) 年 4月	杉野女子大学を杉野服飾大学に校名変更し、服飾学部服飾学科とし男女共学とする 入学定員を100人から165人に増員し、3年次編入学定員を10人に設定し、収容定員680人とする 杉野女子大学短期大学部を杉野服飾大学短期大学部に校名変更し、服飾学科とし、2年次に3つのコース（ドレスクリエーション、コスチュームクリエーション、アパレルクリエーション）を置き、男女共学とする
		ロシア モスクワ国立繊維大学と日露服飾協力協定を締結する
		10月
	15 (2003) 年 3月	杉野服飾大学短期大学部の生活芸術科を閉科する
		4月
	16 (2004) 年 4月	大学服飾学部は、入学定員を165人から240人に増員し、3年次編入学定員を10人から20人に増員し、収容定員1,000人とする
	17 (2005) 年 4月	大学服飾学部服飾学科にファッションプロダクトデザインコースを開設する
	18 (2006) 年 4月	大学編入学定員を20人から30人に増員し、収容定員を1,020人とする
	20 (2008) 年 12月	杉野学園が中国の浙江紡織服装職業技術学院と「両校友好交流に関する協定」を締結する
21 (2009) 年 4月	大学服飾学部にファッションデザイン専攻科を開設する	
22 (2010) 年 3月	大学が日本高等教育評価機構から「認定」を短期大学部が短大基準協会から「適格」の判定を受ける	
	9月	杉野服飾大学日中服飾専門課程を浙江紡織服装職業技術学院に開設する
	11月	大学・短大が京都嵯峨芸術大学・同短期大学部と相互評価を実施する
23 (2011) 年 1月	杉野ホール（SUGINO HALL）を竣工する	

杉野服飾大学

	24 (2012) 年 4 月 5 月	大学に大学院造形研究科造形専攻を開設する 杉野ホール完成・大学院開設記念式典を挙げる
	25 (2013) 年 5 月	杉野服飾大学日中服飾専門課程第 I 期生が修了する I 期編入生を受け入れる
	27 (2015) 年 4 月	大学の教育課程を改定する 1 年次を初年次教育課程としモードテクノロジー系とファッションビジネス系に分ける 2 年次以降を専門教育課程とし、モードテクノロジー系は「モードクリエイション」「インダストリアルパターン」「テキスタイルデザイン」「ファッションプロダクトデザイン」に再編成し、ファッションビジネス系は「ファッションビジネス・マネジメント」と「ファッションビジネス・流通イノベーション」として専門コースを編成した 杉野学園創立 90 周年記念式典を挙げる
	29 (2017) 年 3 月	大学が日本高等教育評価機構から「認定」を短期大学部が短大基準協会から「適格」の判定を受ける
	30 (2018) 年 4 月	大学服飾学部服飾表現学科を開設する 「衣装表現」「スタイリング」「ビジュアルマーチャンダイジング」「ショープロデュース」「映像・メディア表現」の 5 専攻を編成した
令和	4 (2022) 年 4 月	杉野服飾大学短期大学部の募集を停止する
	4 月	大学院造形研究科造形専攻に新規に 3D デジタルモデリングコースを置き従来の教育課程を創作表現コースとし、2 コース制とした
	5 (2023) 年 4 月	大学服飾学部服飾文化学科を開設する
		大学入学定員を 240 人から 280 人に増員し、収容定員を 1,180 人とした

参考 『杉野学園この 10 年 創立 90 周年記念誌』 2015 年 11 月 2 日発行
(調査期間中、評価員室に備え付けます。)

2. 本学の現況

・大学名

杉野服飾大学

・所在地

目黒キャンパス 東京都品川区上大崎 4-6-19

日野キャンパス 東京都日野市百草 1006-44

・学部構成

服飾学部服飾学科「学士（服飾）」昭和 39（1964）年開設

服飾学部服飾表現学科「学士（服飾）」平成 30（2018）年開設

服飾学部服飾文化学科「学士（服飾）」令和 5（2023）年開設

造形研究科「修士（造形）」平成 24（2012）年開設

ファッションデザイン専攻科 平成 21（2009）年開設

入学定員・収容定員・在籍学生数

令和5年5月1日現在

学 部	学 科	入学 定員	編 入 学 定 員 (3年次)	収容 定員	在籍学生 総数	編入学 生 数 (内数)	在 籍 学 生 数			
							1年次	2年次	3年次	4年次
							学生数	学生数	学生数	学生数
服飾学部	服飾学科	200	30	860	608	33	132	147	155	174
	服飾表現学科	40	—	160	104	—	38	25	16	25
	服飾文化学科	40	—	160	1	—	1	—	—	—
合 計		280	30	1180	713	33	171	172	171	199

大 学 院	入学 定員	収容定員	在籍 学生数	専攻科	入学 定員	収容 定員	在籍 学生数
造形研究科	10	20	8	0	10	0	0

(教員数)

大 学	学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	計
	服飾	服飾	14	1	5	8	8	36
		服飾表現	6	0	3	1	0	10
		服飾文化	5	0	1	0	1	7
大学合計			25	1	9	9	9	53

(職員数)

大 学	学部名	事務局	技術助手	図書館	博物館	法人本部	計
	服飾	24	9	4	2	0	39

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べたとおり、「現在及び未来の日本の服飾産業の道を切り拓くチャレンジ精神をもって、芸術性・技術力と文化的教養に基づいた創造力を養い、専門職業人として業界で自立した能力を発揮できる人材を社会に送り出すことが杉野服飾大学の使命」であり、この使命に立脚して、服飾学部の服飾学科では大学1年次で共通の初年次教育課程と2年次以降のコース別の専門教育課程を設けている。服飾表現学科では大学1年次に服飾学科と共通の初年次教育と表現学科独自の基礎科目を設定し、2年次後期には5つの専攻のなかから主専攻と副専攻を選択し、最終学年で1つの専攻で卒業制作を行うように設定している。服飾文化学科では服飾学科と同じ初年次教育を行い、2年次以降には服飾学科、服飾文化学科を選択可能にしている。学部では、1年次の初年次教育課程と2年次以降の専門教育課程によって、豊かな人格を養い、創造力をもった専門職業人を養成することを目的としている。

この使命・目的は、学則第2条（目的）で、「本学は教育基本法、学校教育法および建学の精神に基づき、個人を尊重し、豊かな人格を養うとともに、専門としての服飾に関して理論的・技術的および芸術的に深く教授研究し、創造力・実践力をそなえた有能にして健全な社会人を育成することを目的とする。」と定められている。また、カリキュラムポリシー（教育方針）で明文化されており、さらにディプロマポリシー（学位授与の方針）でコース別、専攻別の教育目的と職業分野の目標が具体的に示されている。

このように、本学の使命・目的及び教育目的は、学則と2つのポリシーで具体的かつ明確にその意味・内容が示されている。また、同様の内容が学校案内、ホームページ、学生向けのキャンパスガイド&ダイアリーと履修便覧などで学内外に周知されている。

特に毎年度9月成績手渡し日には、全在校生に対して各クラス、各コース、各専攻でそれぞれ担任、主任からカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをはじめ8項目について、本学学生手帳（キャンパスダイアリー）に基づいて説明を行っている。カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、教室内等に掲示して、学生への周知を図っている。

大学院造形研究科については、平成23（2011）年の設置認可申請において、「設置の趣旨及びその必要性」を説明した中で「教育の目標と養成する人材像」を「衣」による自己表現を美術造形研究の中で行う。これによって獲得した造形表現能力によって、新しい「衣」の創出を行い、高度な創造能力をもつ「衣」の造形作家を養成することを目標とする。」として明示している。これは本学の建学の精神に立脚したもので、これを踏まえ大学院学則の第1条（目的）で、「杉野服飾大学大学院は、学校教育法及び建学の精神に基づき、美術としての衣の造形に関する研究を行い、高度の創造力を有する衣の造形作家を養成し、服飾に関する文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。

既存の創作表現コースに加え、SDGsを踏まえ3Dデジタルモデリングコースを令和4(2022)年から開設したが、この新設コースも含めてカリキュラム・ポリシーでも明文化されており、さらに「授業計画」で、「美の考察」「創作技法研究」「創作研究」「修了制作」の科目ごとに具体的な目標が定められている。

このように大学院の使命・目的及び教育目的は、学則と大学院のポリシーで簡潔な文章

によって具体的かつ明確にその意味・内容が示されている。また、同様の内容が大学院案内、ホームページ、学生向けの履修便覧、大学院廊下の掲示板などで学内外に周知されている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、学則と大学のポリシーで簡潔な文章によって明確にされている。建学の精神である「挑戦（チャレンジ）の精神」「創造する力」「自己実現する能力」の育成を目指すことを基に、「服飾学科では、服飾産業界の各分野に対応した創造力を持った専門職業人の養成、服飾表現学科では、社会に影響を与える服飾の表現ができる人材、服飾文化学科では服飾における歴史的持続的発展や現代の服飾業界での問題提起と解決できる能力を目的としている。このように分かりやすく簡潔に表現している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「2. 大学の個性・特色等」で述べたとおりで、服飾の分野に特化した単科大学であることであり、その内容も記述したとおりである。その具体的内容は、大学、大学院ともに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーで明確に示されている。また、同様の内容が学校案内、ホームページ、学生向けのキャンパスガイド&ダイアリーと履修便覧などで学内外に明示されている。

1-1-④ 変化への対応

大正 15 (1926) 年のドレスメーカー学院の創設から昭和 25 (1950) 年の杉野女子短期大学の設立を経て、昭和 39 (1964) 年の杉野学園女子大学の設立へと時代の進展に即応して本学の歴史が形成されて来た。大学発足当初は「有能な家庭婦人及び職業人」の養成を主目的としていたが、昭和 55 (1980) 年頃には「服飾産業及び関連産業界において活躍できる人材」の育成が主目的となった。平成 14 (2002) 年度には「服飾業界が求める人材」の育成を目的として、男女共学の杉野服飾大学へと転換し、組織編成を改めている。この変化への対応は、杉野女子大学自己点検評価委員会が平成 13 (2001) 年 3 月に刊行した報告書「杉野女子大学自己点検報告書－21 世紀服飾造形の専門大学を目指して－」で示されている。

平成 16 (2004) 年 12 月に発足した杉野服飾大学自己点検評価委員会でさらに産業界の変化と卒業生の就業先の調査を踏まえて、教育目的の検討を行い、平成 27 (2015) 年度に教育組織を刷新している。その際に専門コースごとの教育目的と目標についても検討し、必要な変更を加えて、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを改正した。また、平成 30 (2017) 年に新たな服飾分野として服飾表現学科、令和 5 (2023) 年に現代の服飾業界における SDGs への対応としての課題解決をめざす教育研究を当面の目的とする服飾文化学科を新設した。

平成 24 (2012) 年に大学院造形研究科を新設し、新たに「衣の造形作家」の養成を目的に加えたことも変化への対応の一つである。大学院については、さらに令和 4 (2022) 年に既存の創作表現コースに加え、時代に即した SDGs を踏まえた 3D デジタルモデリングコ

ースを増設した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の教育組織を平成 27（2015）年度に変更したことに伴って、教育目的の部分的な変更があり、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一部を変更した。服飾教育に特化した大学としては、今後さらに服飾を取り巻く経済・社会の進展に合わせて使命・目的及び教育目的のさらなる改善・向上を検討し続ける。

【資料 1-1-1】杉野服飾大学学則（第 2 条）【資料 F-3】参照

【資料 1-1-2】杉野服飾大学ホームページ（大学案内）【資料 F-2】参照

【資料 1-1-3】2023 Campus Guide & Diary【資料 F-5】参照

【資料 F-13】服飾学部および大学院の三つのポリシー（杉野服飾大学ホームページ）

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

「使命・目的および教育目的」に対する、役員・教職員の理解については十分に機能している。3つのポリシーをはじめ、学則等の基本的な規程（規定）の改訂・改廃に関する事項はすべて理事会に諮られ、評議員会で承認を得ている。その後、学部の専任教員（教授・准教授・講師）で構成される教授会や研究科における教授会に相当する「研究科委員会」や教職員全体会で周知され教職員全員で情報を共有している。理事会には、大学では学長、学部長が構成員であり、令和 3（2021）年度からは教務部長である大学教授も理事となっている。評議員会には 5 名の教授と事務方の部課長も構成メンバーとなっている。

上記のとおり、本学では、使命・目的等に対する教職員の共通理解のもとに、主体性をもって事業実施に取り組んでいる。

【資料 1-2-1】令和 4 年度理事・監事・評議員名簿及び令和 4（2022）年度理事会・評議員会開催日等、出席状況表【資料 F-10】参照

1-2-② 学内外への周知

学内については、新入生に向けて導入教育と位置付ける「ファーストステップ IN SUGINO」で学長自ら直接的に本学の使命と目的を説明している。また、学部・研究科では

「履修便覧」「キャンパスガイド&ダイアリー」等の印刷物を通して、さらに初年次教育課程科目の「学修基礎」では学部長から建学の精神について解説をしている。在学生についても専門教育課程に向けてのコース選択説明会やコース授業見学を通して意識の向上が図られている。教職員に向けては、4月の教職員全体会で理事長・学長のスピーチ等を通して周知している。

学外の高等学校、志願者・保護者及び社会一般に向けては「大学案内」や大学ホームページに掲載し本学の使命・目的を示している。オープンキャンパス、説明会等の場でも広報課員と教員が協働し、参加者にわかりやすく、丁寧に伝える努力をしている。

入学式、卒業式、修了式、保護者会では学長による式辞・挨拶の中で学生・保護者に直接伝えている。卒業生に向けては、同窓会誌等で理事長・学長からメッセージを伝え、産業界に向けては、本学の「大学案内」「本学ホームページ」等で周知を図るとともに、理事長は、服飾業界紙の「織研新聞」等の媒体を通して周知に努めている。平成27(2015)年度に本学は創立90周年を迎え、式典を挙行し「創立90周年記念誌」を刊行したが、学園は改めて本学の使命・目的を表明した。今後、令和7(2025)年「創立100周年」に向けて本学の服飾教育における使命・目的を確認すべく編纂作業を始めている。

上記のとおり、本学は、本学の使命・目的及び教育目的について、複数の媒体を通じて学内外へ広く周知している。

【資料1-2-2】杉野服飾大学2024 Guide Book 【資料F-2】参照

【資料1-2-3】ジャーナルすぎ(同窓会誌)No. 49

【資料1-2-4】SUGINO 杉野服飾大学報 No. 42

【資料1-2-5】令和5(2023)年度「学修基礎」シラバス

【資料1-2-6】杉野服飾大学日中服飾専門課程パンフレット

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成20(2008)年7月に策定した最初の「杉野学園中長期計画第1期」では、文中の「第3長期計画」で、学園の創設者杉野芳子が「日本の近代化と国際化が進展する20世紀の歴史的過程の中で、女性の自立を図り、日本の社会への洋装の普及定着と日本における服飾教育の確立、文化的教養と芸術性を兼ね備えた服飾の専門職業人の育成とモードの創出を目標とし、その実現にチャレンジした」ことを確認したうえで、「21世紀に入った現在、一中略一 学園の建学の精神であるチャレンジ精神をもって現在及び未来の日本のファッション産業の道を切り拓き、その担い手となる人材を社会に送り出すことが本学園の使命である」としている。そのうえで、教育の目標を「日本のアパレル産業、ファッション界で先導的役割を果たすことのできる人材を育成する質の高い教育を実現すること」としている。

大学については、平成14(2002)年度の改組後の各コース別の教育組織が定着していると判断し、「アパレル産業やファッションの世界で第一線のクリエイターとして活躍できる人材を育成するために、さまざまな分野の知識と技術を身に付けさせる」ことが必要であるとしている。

平成28(2016)年3月に策定した「杉野学園中長期計画第2期」(平成28(2016)年度

～令和2（2020）年度）においても、平成20（2008）年の中長期計画の使命・目的の継承を前提として、「第1. 学園の規模の展望」の「2. 外部環境の変化と学園の方向性」で、「服飾の専門職業人の養成を使命として、時代の要請に応えた教育内容を構築し、社会に貢献して行く。」ことを確認している。そのうえで、「4. 中期計画期間中の教育組織」の中で、大学については、平成27（2015）年度の「改組後の新しい教育組織による教育活動を開始し、新しい教育活動を展開する中でその成果を確実なものにするよう全力を傾けて取り組む。」との方針が示されている。

令和3（2021）年3月29日に策定した「杉野学園中長期計画第3期」（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）では、「第6 教育組織」の「2. 大学の教育組織」において、平成27（2015）年度の服飾学科の教育組織の改組によるさらなる学生の学修意欲の向上への期待と第2期計画期間中の学生の中退学等の改善成果について触れ、さらなる改善を目指す。また、あわせて平成30（2018）年度の服飾表現学科の新設について記述している。

服飾文化学科新設に関しては、服飾業界での現代的課題としてのSDGsに対する業界の取組が急速に進展する状況への対応を検討する中で服飾文化の継承発展に関する教育研究組織の構築が急務として意識された結果であり、令和3（2021）年度後半になってこのための学科新設の検討が開始され、令和4（2022）年度にかけて計画が具体化された。この状況に即して、令和4（2022）年12月に第3期中長期計画の一部を改訂し、令和5（2023）年4月に服飾文化学科を新設することが計画に盛り込まれた。

【資料1-2-7】杉野学園中長期計画（第3期）（令和3年度～令和7年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的の3つの方針への反映については、平成22（2010）年8月に決定した「杉野服飾大学のポリシー」の前文で、創設者の建学の精神と杉野服飾大学の教育の理念「挑戦（チャレンジ）の精神、創造する力、自立（自己実現）する能力」を確認したうえで、大学の使命をうたい、この使命を達成するために、3つの教育方針を定めると明示している。

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーで、それぞれ大学の教育の使命と目的を述べたうえで、それを実現するための方針を示している。なお、ディプロマ・ポリシーでは、専門課程のコース別、専攻別の教育目的と目標も明示している。

これらのポリシーは、平成22（2010）年8月に教授会と理事会で決定されているが、平成27（2015）年の大学のカリキュラムの刷新に向けて、平成26（2014）年4月の教授会でアドミッション・ポリシーの変更を決定し、平成26（2014）年11月の教授会でカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの変更を決定しており、理事会でもそれぞれ決定している。

上記のとおり、使命・目的及び教育目的は、「杉野学園中長期計画」と3つの方針に適切に反映されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織の構成については、建学の精神とそれに基づきながらも現代的課題を踏まえた検証と合わせて、時代に応じた目的に応じるように教育研究組織の改編を行っている。平成 14 (2002) 年に敢行した男女共学制の切り替えを機に、校名変更も行うという大幅な改革を行った。それ以後においても教育成果を検証しながら小改革は行ってきたが、平成 26 (2014) 年には学長のリーダーシップのもとにさらに検討を行い、平成 27 (2015) 年度から時代と業界の要請に応える大幅な教育研究組織の改革を断行した。

具体的には、平成 14 (2002) 年に家政学部被服学科から服飾学部服飾学科に改組した後、志願者が入学定員を上回る状況が続いたが、その後平成 24 (2012) 年以降は志願者の減少が続き、平成 26 (2014) 年度では入学定員を下回る事態となった。その原因は様々な要因が考えられるが、改善すべく平成 26 (2014) 年に卒業生の就職先企業への訪問調査を行い、ファッション産業や流通構造の激変に対応できていない状況を率直に反省した。また、在学生の状況分析からも本学の 2 年間の基礎課程の被服製作等の実習授業に適應できない学生が中途退学に繋がっていることも把握した。よって、平成 26 (2014) 年度までは、1・2 年生を基礎課程、3・4 年生を専門課程として、2 年間ずつの課程を設置していた教育課程を 1 年次は初年次教育課程、2・3・4 年を専門教育課程に変更した。服飾学科新入生は入学時にモードテクノロジー系とファッションビジネス系のどちらかの系を選択する。どちらの系に所属しても共通に 1 年次でビジネスの基礎科目と服飾造形の基礎科目を学修する。両方の系について今後の学修計画について服飾学科 1 年生全員に前後期に 2 回の説明会を行い、1 年時の学修後、希望者は系を変更できるように共通基礎科目を習得することとした。2 年次からモードテクノロジー系は 4 つ、ファッションビジネス系は 2 つのコースに分かれて専門教育を学修する。コースの専門教育を 3 年間とすることで専門教育を充実強化し、学生の自発的な学修の機会を拡大することとした。服飾表現学科は 2 年次前期に 5 つの専攻をオムニバスで 3 回ずつ受講し、その内容を確認して主専攻と副専攻を 2 年後期に選び、その後 4 年次に 1 つの専攻に決めて卒業制作を行うこととした。服飾文化学科は服飾学科と同じ初年次教育を行い、2 年次進級時には前後期の専門教育についての説明で服飾学科、服飾文化学科どちらかを選択できるようにした。

新規教育内容では、現代のファッションアパレル業界の変化に対応する視点も取り入れた。服飾学は衣服創造だけではなく、産業、文化とも関連している。つまり、産業論、流通論といったマーケティング等の分野に広がりを持つ服飾流通に視点を当てたコースを新規設置した。また、服飾表現学科の 5 専攻は実業界で活躍している外部教員で構成されているため、3 年次後期には長期間の学外実習を行うことで服飾表現に関する業界の実務を学べる内容となっている。

さらに、本学の旧来からの使命の一つである服飾創造力の育成を海外においても実践することを目的に、平成 22 (2010) 年、中国浙江省の寧波にある 3 年制の浙江紡織服装職業技術学院の中に杉野服飾大学日中服飾専門課程を開設し、本学の教員を派遣して 3 年間の教育を開始した。中国浙江省寧波市の同学院との共同で教育はすでに 13 年行われ、卒業生を多数輩出している。また、日中服飾専門課程修了者の希望者を編入生として日本の本校に迎え入れ、日本と中国のファッション業界への橋渡しができる人材の育成を目指している。

このように、本学は常に建学の精神に基づく創造的教育とファッション業界実学教育の要請に即するように教育目的および教育研究組織を構成することとしてきた。今後もその方向性は変わらない。本学の教育研究組織は、時代とともに変化する社会状況を踏まえ、時代に即応した教育構成となるよう配慮しており、使命と目的とを保持している。このことにより使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性はとれている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、使命・目的に添って教育目的を達成するために適切な個性・特色を有し、平成27（2015）年度の教育組織の刷新でさらに状況に即応して個性・特色を発揮するように改善されている。建学の精神に立脚して、現在の服飾を取り巻く経済・社会の進展に合わせて使命・目的及び教育目的のさらなる改善・向上を検討し続けることを念頭に令和5（2023）年に現代の服飾業界におけるSDGsへの課題解決を教育研究することを当面の目的の一つとする服飾文化学科を新設し、さらに発展的な教育に取り組んでいる。

【基準1の自己評価】

- ①本学の使命・目的及び教育目的は、学則と3つのポリシーで具体的かつ明確にその意味・内容が示されている。また、同様の内容が学校案内、ホームページ、学生向けのキャンパスガイド&ダイアリーと履修便覧などで学内外に周知されている。
大学院造形研究科についても、大学院の使命・目的及び教育目的は、学則と大学院のポリシーで簡潔な文章によって具体的かつ明確にその意味・内容が示されている。また、同様の内容が大学院案内、ホームページ、学生向けの履修便覧などで学内外に周知されている。
- ②本学の個性・特色は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーで明確に示されている。また、同様の内容が学校案内、ホームページ、学生向けのキャンパスガイド&ダイアリーと履修便覧などで学内外に明示されている。設置基準その他の諸法令に適合したものとなっている。
- ③本学では、使命・目的等に対する役員・教職員の共通理解のもとに、主体性をもって事業実施に取り組んでいる。
- ④本学は、本学の使命・目的及び教育目的について、複数の媒体を通じて学内外へ広く周知している。
- ⑤平成27（2015）年の大学のカリキュラムの刷新に向けて、平成26（2014）年4月の教授会でアドミッション・ポリシーの変更を決定し、平成26（2014）年11月の教授会でカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの変更を決定しており、理事会でもそれぞれ決定している。使命・目的及び教育目的は、「杉野学園中長期計画」と3つの方針に適切に反映されている。
- ⑥本学の教育研究組織は、時代とともに変化する社会状況を踏まえ、時代に即応した教育構成となるよう配慮しており、使命と目的とを保持している。そして、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性はとれている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、基準 1 で述べた建学の精神、使命、目的とそれに基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて服飾学部（以下、「学部」という。）及び大学院造形研究科（以下、「研究科」という。）ごとに定められている。学部においては令和 4（2022）年度に学力の 3 要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・多様性・協働性）の観点から見直しを図り、本学が求める各学科の学生像について、学力の 3 要素をよりわかりやすく具体的に標記したアドミッション・ポリシーを以下の通り策定した。

服飾学部（アドミッション・ポリシー）

杉野服飾大学では、チャレンジ精神をもって、芸術性・技術力と文化的教養に基づいた創造力を養い、服飾分野の専門的な職業人として社会で自立する能力のある人材の育成を目指し、以下のような人物を受け入れます。

「学部の教育内容に強い関心と学習意欲を持っている人」

「優れた創造性や豊かな個性を持っている人」

「自己の認識や表現ができ、自己実現への意欲が高い人」

《服飾学科の求める学力の 3 要素》

▶知識、技能

- ・服飾を学ぶために必要な高校までに身につけておくべき基礎学力を備え、ものづくりやファッションビジネスへの興味関心がある。

▶思考力、判断力、表現力

- ・服飾の造形とビジネスについて求めることを自ら考え、それを実現するために必要なことを判断し、実現するとともにこれらのことを表現する力を有している。

▶主体性、多様性、協働性

- ・服飾の造形とビジネスについて自分の考えをしっかりと持ったうえで、自分とは違った立場や考え、発想を柔軟に取り入れて協力しながら物事を作り上げていく力を持っている。
- ・目的に向かい継続して研究、実践できる。

《服飾表現学科の求める学力の 3 要素》

▶知識、技能

- ・服飾表現を学ぶために必要な高校までに身につけておくべき基礎学力を備え、服飾を通じて表現することに興味関心、探求心や行動力がある。
- ▶思考力、判断力、表現力
 - ・舞台や映像メディアでの服飾表現や多様な社会生活における服飾表現、服飾業界のファッション表現など多様な服飾表現について考察し、必要なことを判断したうえで表現できる力を有している。
- ▶主体性、多様性、協働性
 - ・自分とは異なる立場を尊重し、多様な人々の考えや発想を柔軟に取り入れて服飾の表現を見て高めることができる。

《服飾文化学科の求める学力の3要素》

服飾文化学科では、服飾文化の歴史と現在について深く理解し、多様性のある服飾文化の実現を担う人材の育成を目標とする。

- ▶知識、技能
 - ・高等学校における教科科目についてしっかりと学び、服飾文化の創造と発信について学ぶための基礎的な知識や理解力を身につけている。
- ▶思考力、判断力、表現力
 - ・服飾文化をめぐる諸課題について考え自分の意見を表現できる力を有している。
- ▶主体性、多様性、協働性
 - ・現代社会の服飾をめぐる諸課題、および異なる国・地域や時代の文化に対して好奇心・関心を有し、それを大学での学修を通じて追及したいという意欲をもっている。
 - ・さまざまな考え方を持つ人びとと交流し、多様性のある服飾文化の持続的発展に貢献したいと考えている。

学部のアドミッション・ポリシーの公表については、本学ホームページ、入学試験要項に明示し広く周知している。さらにオープンキャンパス、高校訪問、進学相談会等を通じて明確に周知するように努めている。コロナ禍での個別相談を通して詳しく紹介している。また高校生対象の体験授業や出張授業などにおいても本学のアドミッション・ポリシーの周知を図っている。オープンキャンパスでは、感染対策を講じて人数制限を設けた予約制のオープンキャンパスを開催、キャンパス全体を公開するとともに、学科の特色やカリキュラム等の全体説明や個別説明を通じて詳しく紹介している。また、高校生対象の体験授業や出張授業などにおいても本学のアドミッション・ポリシーの周知を図っている。

《大学院研究科（アドミッション・ポリシー）》

研究科のアドミッション・ポリシーは、令和4（2022）年に時代に即したSDGsを踏まえた「3Dデジタルモデリングコース」を開設、それに伴い従来のカリキュラムでのコースを「創作表現コース」とし令和4（2022）年にアドミッション・ポリシーにも3Dデジタルモデリングコースの求める人材像を加え策定した。

1. 美術の基本について理解をもち、美術的な造形に関する関心と「意欲」をもっている。

2. 美術造形研究の場で養成される構想力、構成力、技術力、表現力によって創作表現コース履修者は「直接」、3D デジタルモデリングコース履修者はデジタル空間の場で、衣服の形態を造形する方法の遂行能力が求められる。
3. 自らの内面から発する創作意欲とその造形を支える技法研究とが融合し、自らの「動機」となって造形していく能力が求められる。
4. 衣服の造形についての主観的な動機が流行などの現象に追従することではなく、無からの「新たな創造物」を創り出すことであることの認識が重要。

研究科のアドミッション・ポリシーの公表については、ホームページや大学院案内、入学試験要項に記載して広く公表している。また、全国の服飾系、家政系、美術系大学及び高度専門課程がある専門学校へ大学院案内を郵送して、研究科のアドミッション・ポリシーを明確に周知するように努めている。

【資料 2-1-1】 杉野服飾大学ホームページ 教育のポリシー 【資料 F-13】 参照

【資料 2-1-2】 杉野服飾大学 令和 5（2023）年度入学試験要項 【資料 F-4】 参照

【資料 2-1-3】 令和 5（2023）年度出張授業のご案内 2023

【資料 2-1-4】 杉野服飾大学大学院案内 2023 【資料 F-2】 参照

【資料 2-1-5】 2023 年度杉野服飾大学大学院入学試験要項 【資料 F-4】 参照

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受け入れるために総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人入試、外国人留学生入試、編入学試験等を実施し、多様な学生の受け入れに努めている。

令和 3（2021）年度入試からは、入試改革の一環として各入試の名称変更、入試日程、選考方法の見直しを行い、学力だけでなく学力の 3 要素を今まで以上に多面的・総合的に評価する入試ごとの評価方法や一般選抜の国語、英語の記述式問題について評価するポイントを入学試験要項に記載した。さらに令和 4（2022）年度入学試験要項には、評価項目と共に配点や面接時間などを今まで以上にわかりやすく明記した。令和 5（2023）年度入学試験要項には、総合型選抜に関する Q & A の記載や学校推薦型面接における口頭試問の有無等面接形態を記載した。入学試験要項については、志願者が理解しやすいように毎年見直しを行っている。また、コロナ禍における総合型選抜、学校推薦型選抜については、受験生の状況に応じてオンラインでの実施も可能とし、その旨をホームページで告知している。

入学者選抜においては、公正かつ妥当な方法により以下の通り行っている。

総合型選抜は事前相談型・Ⅰ期・Ⅱ期があり、事前相談型はエントリー事前相談を通じて、出願前から教員とコミュニケーションを図り、大学の教育内容を十分に理解したうえでエントリーをする。Ⅰ期・Ⅱ期は志願者と大学相互の理解を深めるため時間をかけて面接を行っている。全て、選抜課題として作品或いは小論文を課し、面接はプレゼンテーションと志望理由書など出願書類と併せて本学のアドミッション・ポリシーに沿った人物が判定している。学校推薦型選抜においては、指定校は、全国の高等学校を対象に本学への入学実績等に基づき毎年選定を行っている。入試は、評定平均の基準を満たす者で学校長

の推薦書、調査書、志望理由書、面接時の口頭試問等から入学後自ら積極的に学修に取り組むことができる学生を選抜している。公募推薦も同様に選抜している。一般選抜では筆記試験と面接により、本学の授業を履修できる基礎学力があり、本学の学修に関心と意欲をもち学生生活に適応できる柔軟な人間性を有していることを基準に選考している。これらの試験では、指定資格取得（全国高等学校家庭科被服製作技術検定）或いは活動実績がある者には総合点に加点することとしている。大学入学共通テスト利用入試では、幅広い学力があり本学への入学を希望する者を選抜している。

学部の入学試験においては、学長を委員長とした「入試委員会」が本学のアドミッション・ポリシーに沿った公正かつ妥当な入学者選抜及びその実施方法についての議論・決定を行っている。構成メンバーは学長のほか学部長、学長が指名した初年次教育担当教員、専門教育担当教員（アドミッション・オフィサー兼務）、入試問題作成者・検討者、入試広報部長（アドミッション・オフィサー兼務）である。学部では、実施方針及び実施方法等決定事項については、毎年度、各入試実施前に「事前説明会」を開催して試験監督、面接官、採点者、他の担当者との情報の共有を図っている。

入試問題の作成は、一般選抜においては、学長が専任教員の中から入試問題作成者、問題検討・校正者を任命し、本学で独自に作成している。委嘱された担当者は、機密性の保持を図るとともに出題過誤が起きないように相互確認を行っている。

毎年、入学年度別および入試別の学修状況等の追跡調査を行い、調査結果は教授会で報告している。その結果に基づき入試委員会で入学者選抜方法等について検討を行っている。

研究科においては、大学院の専任教員で構成している「研究科委員会」において、大学院のアドミッション・ポリシーに沿った公正かつ妥当な入学者選抜及びその方法について審議・検討を行っている。

大学院でのカリキュラム内容を理解してもらうために志願者には、出願前に必ず事前相談を義務付けている。入学試験は、令和4（2022）年度入試まではⅠ期・Ⅱ期としていたが令和5（2023）年度入試より入試日程を変更してⅢ期を追加して募集することとした。2-1-③でも触れるが、大学院設置以来入学定員を満たしていない。入学者増を狙うために3月にⅢ期を実施することにした。

選抜方法は、面接とプレゼンテーション、作品とポートフォリオ、研究計画書、その他志望理由書等により選考を行う。Ⅰ期・Ⅱ期では、作品とポートフォリオ、研究計画書等出願書類は事前に提出させ、研究科委員メンバーで評価採点を行う。面接日には面接官3名による30分の面接を行い、書類点と面接点の総合評価をもとに、研究科委員メンバーによる判定会議で可否を決定する。Ⅲ期は、45分の面接時間を設け出願書類とともに同日に総合判定を行う。判定結果はその都度学長に報告している。

【資料 2-1-6】 令和4（2022）年度大学委員会構成図

【資料 2-1-7】 令和3（2021）年度大学入試委員会報告書

【資料 2-1-8】 令和4（2022）年度大学院入試Ⅰ期・Ⅱ期可否判定会議 記録

【資料 2-1-9】 令和5（2023）年度一般入試試験問題作成依頼文

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

大学の過去6年間の入学者の推移は【表 2-1-1】の通りである。

令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在の学部の在籍学生数は 713 人となっている。収容定員 1,060 人(編入生 60 名含む)に対する充足率は 67.3%である。平成 30 (2018) 年度に服飾学科 240 名の定員を 200 名に減らし、服飾産業と社会生活、芸術文化活動の世界で服飾表現に関する専門的職業に携わる人材を養成するための服飾表現学科を 40 名の定員で新設した。平成 31 (2019) 年度(令和元年度)の服飾学科の入学者数は 198 名になり入学定員充足率は 99%まで回復したが、18 歳人口の減少、服飾・家政分野の志願者数の減少と更に新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりオープンキャンパス、高校訪問等さまざまな募集活動を中止せざるを得ず減少が続いている。また、服飾表現学科についても開設以来 40 名の定員を確保できず未充足が続いている。しかしながら、令和 3 (2021) 年度に完成年度を迎え、令和 4 (2022) 年 3 月に 1 期生が卒業したことにより、学修成果としての卒業制作や就職状況の実績等 4 年間の学びの全容をオープンキャンパスやガイダンス、高校訪問等で学内外に広く情報発信することにより令和 5 (2023) 年度入試においては、志願者が増加し、入学定員充足率が 93%となった。

そして令和 5 (2023) 年 4 月に新たに服飾文化学科が設置された。同学科は、併設する短期大学部が令和 4 (2022) 年度をもって廃止の予定であることを受け、大学が新たな教育体制を構築するために置かれたものであり、歴史・伝統を学び、過去から未来への幅広い視野をもってサステナブルなファッションを創造することを教育目的とする。文部科学省への服飾文化学科設置申請にあたっては、入学定員の増員を伴う学科新設であることから認可申請が必要であり、そのため設置認可の決定が令和 4 (2022) 年 8 月末日となった。その結果、服飾文化学科の設置の公表及び募集開始が大幅に遅れることとなり、令和 5 (2023) 年度の志願者・入学者の獲得が厳しい状況となった。

しかし、認可申請の際の事前の高校生へのアンケート調査では、服飾文化学科の教育内容の軸となる持続可能な社会の実現に向けた SDGs について、今の高校生がかなり高い関心を持っているという結果が出ている。また本学教職員による高校訪問においても、服飾文化学科の教育内容について、家庭科の教員だけでなく国語・社会・美術等の教科担当教員からも興味関心を持たれることが多い。このような状況から、令和 6 (2024) 年度の志願者数が増えることが期待される。次年度に向けて広報活動の対策を講じて、入学者確保に努める。

編入学生については、本学の短大、併設の専門学校、他校からの受験者は少ないが、中国浙江省の浙江紡織服装紡織学院との合作校である「杉野服飾大学日中服飾専門課程」からの編入生を多く受け入れている。平成 25 (2013) 年度から平成 31 (2019) 年度(令和元年度)までは増加傾向であったが、新型コロナウイルス感染拡大により来日することが困難になったため、希望する学生が減少した。今後、感染拡大状況が収束することで海外の留学生の確保を視野に、今はオンライン等での説明会を実施し定員充足率を上げることを目指している。

【表 2-1-1】服飾学部服飾学科・服飾表現学科入学定員・入学者数・定員充足率

(過去 6 年間)

年度	学科	入学定員	入学者数	入学定員充足率
平成 30 (2018) 年度	服飾学科	200	193	97%
	服飾表現学科	40	22	55%
	学部合計	240	215	91%
平成 31 (2019) 年度	服飾学科	200	198	99%
	服飾表現学科	40	24	60%
	学部合計	240	222	93%
令和 2 (2020) 年度	服飾学科	200	178	89%
	服飾表現学科	40	29	73%
	学部合計	240	207	86%
令和 3 (2021) 年度	服飾学科	200	163	82%
	服飾表現学科	40	24	60%
	学部合計	240	187	78%
令和 4 (2022) 年度	服飾学科	200	150	75%
	服飾表現学科	40	23	58%
	学部合計	240	173	72%
令和 5 (2023) 年度	服飾学科	200	127	64%
	服飾表現学科	40	37	93%
	服飾文化学科	40	1	3%
	学部合計	280	165	59%

大学院の過去 5 年間の入学者の推移は【表 2-1-2】の通りである。

大学院においても令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 8 人となっている。収容定員 20 人に対する充足率は 40%である。開学以来未充足が続いている。

令和 5 (2023) 年度入試より入試日程を見直し、Ⅲ期の募集を追加して実施した。しかし充足には至っていない。令和 4 (2022) 年度より新たに日本のファッション産業のデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進し、服飾産業をサステイナブルな産業へと進化させる造形研究を目指す「3D モデリングコース」を開設した。令和 5 (2023) 年度に新設コースの修了生が修了制作を発表することにより新たな大学院の内容について内外に周知していくことで学生確保に努める。

【表 2-1-2】大学院造形研究科 入学定員・入学者数・定員充足率

(過去 6 年間)

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
平成 30 (2018) 年度	10	0	0%
平成 31 (2019) 年度	10	5	50%
令和 2 (2020) 年度	10	5	50%
令和 3 (2021) 年度	10	4	40%
令和 4 (2022) 年度	10	4	40%
令和 5 (2023) 年度	10	4	40%

【資料 2-1-10】令和 4 (2022) 年度オープンキャンパス告知用ポスター

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大学・大学院の学生数の確保が喫緊の課題である。そのための改善・向上方策として、以下の取組を実施していく。

① SNS を活用した情報発信の強化

令和 2 (2020) 年度より大学の教育活動の公表を強化するために、ホームページで YouTube を利用した動画発信やインスタグラムによる映像発信を充実強化するために SNS による情報発信作業チームとして入試広報部内の体制を整えた。令和 3 (2021) 年度には、大学の各学科のコース・専攻の教育活動の中から IT による発信が望ましい情報を情報発信作業チームに提供するための組織として、従前の「学生募集実行委員会」を改組し、プロジェクトチームとして、適任者による委員会を構成した。委員から提供された情報や、入試広報部の担当者の日々の取材内容を SNS に掲出しており、フォロワー数が増えていることから認知度 UP に繋がっていると考えられる。引き続き認知度向上に努める。

② オープンキャンパス・高校訪問・模擬授業との開催

コロナ禍においてオープンキャンパスの開催が難しい時期が 2 年間続いたため、高校生や学校関係者、保護者等に対し直接的な情報提供ができず、浸透できていない面があったが、令和 3 (2021) 年度から午前午後 2 回に分けて予約式人数制限を行い、対面式オープンキャンパスを開催した。令和 5 (2023) 年度は、在校生・卒業生のトークショーや模擬授業等内容を充実させて来場者数を増やし実施する。併せて校内ガイダンス、出張授業、従来高校訪問のほか今まで訪問していなかった地方校の訪問を実施する。また、在学生の情報を学生の母校である高校に「在校生の声」として提供し、高校教員と連携を図り、より密度の濃い関係を構築するなど、本学の魅力を伝える方策の一層の強化を図る。

③ 大学と高等学校との情報コミュニケーションプラットフォーム「SYMP」を利用した情報発信

株式会社進研アドの「SYMPA」は、これまで電話や封書、高校訪問など個別かつアナログに発信してきた高等学校への入試関連情報を Web 上で一元管理できるシステムで、個別高校、セグメント高校に指定校情報、出張授業など配信ができ、高校側から

の各種問い合わせ、相談、依頼など双方向でのコミュニケーションが取れる。特に出張授業、模擬授業のリストを登録できるため、高校の探求学習のニーズに対して今回新たに設置する「服飾文化学科」のSDGs 関連授業などが検索可能となり、高校の進路指導、担任にまでアプローチできる。これを活用して戦略的に配信することで、学生募集に繋げていく。

④ 令和6（2024）年度入学試験方法の見直し

本学では、かねてより学力だけでは把握できない志願者の資質・特性を見出すために総合型選抜（旧 A0 入試）学校推薦型選抜（推薦入試）に重点を置いてきた。近年の受験生の傾向として年内入試を意識している高校生が多くなっていることから、今まで以上に受験生が自分に合った受験方法を選択できるように選択肢を多く導入した総合型選抜を実施することとした。①体験レポート方式、②作ることが好きな人のための制作方式、③自己探求方式、④面接なしで他学科と併願できる小論文方式、⑤杉野の出身者に推薦してもらう同窓生推薦方式。また、学校推薦型選抜公募制Ⅱ期を導入して年内入試を強化し、一層の学生確保を図る。

⑤ 服飾文化学科の学生募集対策

本学における服飾文化学科新設について、まだ認知度が低いため、上記①～④の改善・向上策に加え、オープンキャンパスでは学科説明とともに毎回体験授業を実施して学科の教育内容の特色を伝え、認知度を高めていく。また、服飾文化学科の教育内容は、ファッションについて学びたいという高校生だけでなく、歴史や美術、環境問題等に関心がある高校生も魅力を感じる可能性が高い。教職員による高校訪問では、この点を考慮して訪問先を選択するなどの工夫を行い、志願者増に繋げていく。

【資料 2-1-11】先輩の声

【資料 2-1-12】唯新学院説明会報告書

【資料 2-1-13】唯新学院オンライン模擬講義報告書

【資料 2-1-14】服飾文化学科告知用チラシ

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、教職員が協働して学生に対する学修支援を以下のとおり実施している。

(1) 入学前教育

本学では、総合型選抜、学校推薦型選抜での入学決定者に対して、入学前教育課題を課している。入学前教育を行うことにより、ファッションに関する専門教育への関心を高めることと同時に、教員による添削を行い、入学前から教員とコミュニケーションを図るこ

とを目的として実施している。内容は、入試で使用した出願書類の「選抜課題」について、教員からの指導内容をふまえて研究を深め、レポートの提出をさせ、教員が添削し返却をしている。これらは入学後に使用する manaba course システムを使用し、質問などをすぐに発信し、返信できるようにしている。このシステムを使用するために合格者 1 人ずつに ID とパスワードを貸与し、大学生の自覚を促すことにもなっている。このシステムを使うことで今後の学生生活導入にもなり、教員とのつながりも確認できる。昨今の学生が利用しやすいようにスマホで対応できるという利点もある。また、参加は任意であるが「入学前教育スクーリング」を開催している。4 月からの大学生活に対する不安を取り除き、学ぶ意欲を向上させることを目的としており、服飾学科と服飾表現学科で異なる内容を設定している。服飾学科は、目黒キャンパスにて行い、グループワークをメインに、仲間づくりや教員・上級生との交流を目的としている。服飾表現学科は日野キャンパスにて、体験授業や上級生とのディスカッションを通して、日野キャンパスでの設備や環境を知ること、上級生との交流を目的としている。なお、入学前は入試広報課で対応しているが、この時点から教務課、初年次教育課程連絡委員会、専門教員と協力して入学後の教育にスムーズに適応できるよう指導している。

(2) 導入教育

導入教育Ⅰ：新入生を対象に「ファーストステップ IN SUGINO」という名称で導入教育に当たるオリエンテーションを 1 日実施している。内容は、2 部構成で行っており、1 部は午前に行い、服飾学科各コース、服飾表現学科の各専攻の 3 年生の学生によるディスカッションを行い、入学後の授業、学生生活、将来のことなど、これまでの 2 年間過ごしてきたことについてディスカッションを通して、新入生の疑問や不安の解消に繋げている。2 部は午後に行われ、各クラス担任・副担任が主導となり、クラスアワーを実施する。具体的には、それぞれのクラスにおいて、自己紹介やキャンパスツアーを通して、クラス内の親睦を深めることを目的としている。

導入教育Ⅱ：1 年生前期に必修科目「学修基礎」を設置している。この科目はオムニバス形式の講義で、本学の創始に関わる「建学の精神・杉野芳子が目指したもの」の自校解説から始まる。基礎的なアカデミックスキル（受講・調査・研究技術）、ソーシャルスキル（社会人としての健全な生活習慣を身に付ける技術）、スチューデントスキル（大学生活を円滑に進める技術）の観点から内容を構成している。それぞれ内容によって、専門の担当者がオムニバス形式で行っている。

(3) 履修指導

新入生に対しては新入生オリエンテーション（5 日間）で、カリキュラム、履修方法、出欠、試験および追再試験、採点評価について等の学業に関することから、学生生活、図書館利用について等々、教員である学部長、教務部長、学生部長と協働して本学で学修するうえでの基本的かつ重要事項について指導している。

日常的には、1 年生の初年次教育課程では、クラス担任によるクラスアワー、また 2 年次以降の専門教育課程においては、コース責任者による学修支援を行っているほか、専任教員によるオフィスアワー制度等で担任以外の教員にも指導体制がとれるよう学修支援を行っている。また各学年の年度末には、教務課が次年度オリエンテーションを実施し、学生に次年度の学修（履修計画）に基づいて仮履修申告をさせ、次年度の履修準備の目安と

させている。

服飾学科2年次からのコース選択に対しての支援としては、入学時から、各コースの制作作品展示の見学や説明を行っている。1年次に、コース主任による説明会(ガイダンス)、コース毎の説明会を行い、授業見学期間を経て選択コースを決定させている。服飾表現学科においては、2年次前期において、5つの専攻分野をオムニバス形式で学ぶことで、主専攻を決定することができる。就職支援の一環として、資格検定試験の対策を授業内で実施している。教職課程においては教員採用試験対策ゼミを実施し指導している。

(4) 授業サポート

実習・演習科目が多い本学の教育課程では、分野ごとの専門の技術を持つ技術助手を配置して、教員との密接な連携のもと実習・演習授業のための教室・教材等の準備・整備及び授業時におけるサポート体制を整備している。技術助手は、教員及び事務局各部署と連携し、学生の学修支援を行い、教育の充実を図っている。また、情報システム課は、職員が常駐してコンピュータ端末を整備・管理するとともに情報機器を使用する授業を支援している。また、教員・学生の授業時間内外での情報機器の使用やインターネット等の利用等、授業のサポートや学修の支援を行っている。

(5) 図書館・衣裳博物館

本学図書館は、OPACによってインターネット上で蔵書目録の公開を行い、卒業生をはじめ、他大学の学生や、一般の利用希望者への案内を行っている。専門資料は他機関の所蔵に比して多いため、一般の利用申請者には紹介状不要での入館便宜を計らっている。また他の機関との相互協力も実施し、複写サービスや公共図書館からの紹介閲覧も受付けている。

本学衣裳博物館は、昭和32(1957)年に本学創設者・杉野芳子により設立された日本初の衣裳博物館である。コレクションの基盤である西洋衣装を中心に日本の着物や十二単、アジア、ヨーロッパの服飾関係資料を収蔵・展示している。学内では、学芸員の養成を行っているので学内実習の場として活かされている。なお、本学図書館は服飾に特化しており、必要な時に学修に使用することができる。

(6) クラス担任制

本学では、初年次教育課程の1年次では、学生生活を支援し助言する目的で、クラス担任制度を設けている。教員は担任、必修授業である服飾造形基礎担当の教員が副担任を担い、教務課員が分担してクラス担当をしている。服飾学科2年次以降は、各コース主任が担当している。服飾表現学科2年次以降は、それぞれ教員が担任を担っている。学生指導については、学生対応と保護者対応のバランスにおいて、担任と教務課員が協働して取り組んでいる。

(7) 障がいのある学生のサポート

現在在籍している聴覚に障害を持つ学生に対しては、「障がいのある学生支援に関する基本方針」に基づき、教務課が窓口となり、履修する科目の担当教員と情報共有しサポートを依頼するなど、体制を整えている。受講時は、FM補聴システムや音声認識システムを活用し、コミュニケーションを取っている。コロナ禍においては、担当教員が透明なマスクを着用し、動画に字幕をつけるなど、コミュニケーションに支障が起きないように対応した。

(8) 大学院生サポート

大学院研究科においては、毎月開かれる研究科委員会にて毎回「院生研究状況の報告、

情報交換」という議題を設け、大学院生一人一人の研究状況の情報交換とそれに対する指導方法などの意見交換を行い、研究指導の調整、修正を行っている。この委員会には教務課、学務課の職員も出席し、情報を共有して大学院生の学修支援にあたることとしている。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) TA (Teaching Assistant)・SA (Student Assistant) 制度

「杉野服飾大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する実施要領」によって運営されている。

上記要領により、TA は本学の大学院生を活用して大学教育のサポートを業務目的としている。SA は本学の学士課程の上級学年の学生を教育の補助業務に携わらせることにより、大学教育の充実を図ることを目的としている。TA が補佐する対象学年は、主に1年生であり服飾造形基礎の授業時間以外のサポート時間に教員の補佐をしている。TA・SA 制度を効果的に活用することで、大学院生、上級学年の学部生本人にとっても教育的に有効であると考えている。

【資料 2-2-1】 令和 4 (2022) 年度 入学前教育の提出課題

【資料 2-2-2】 2019 ファーストステップ IN SUGINO パンフレット

【資料 2-2-3】 令和 4 (2022) 年度「学習基礎」シラバス

【資料 2-2-4】 令和 4 (2022) 年度【常勤】オフィスアワー一覧表

【資料 2-2-5】 令和 3 (2021) 年度 3 月教授会資料 No. 5-2 (令和 4 年度クラス担任表)

【資料 2-2-6】 杉野服飾大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する実施要項 【資料 F-9】 参照

【資料 2-2-7】 令和 4 (2022) 年度初年次教育課程連絡委員会報告書

【資料 2-2-8】 令和 4 (2022) 年度大学院研究科委員会開催通知

【資料 2-2-9】 令和 4 (2022) 年度 9 月教授会資料 NO. 7 (大学 2010 年度～2018 年度入学生の追跡調査報告)

【資料 2-2-10】 障がいのある学生支援に関する基本方針

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後の改善や向上に向け、多様化する学生のニーズや社会の変化に合わせて各委員会 (学生サポート連絡委員会、初年次教育課程連絡委員会、コース責任者協議会、教務委員会) で話し合い連携し、また情報共有をしながら全学的に学生への支援を行なっていくことが今後も必要である。

また、年に 1 度実施する授業評価アンケート、卒業生アンケート (「在学期間の学生生活調査結果報告書」) 等の評価をもとに、在学生の学修を充実させるべく、各部署にて検討・改善し、学生満足度を高めることが今後も継続的に必要である。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制

－教育課程内「キャリアプランニング」－

本学は平成 18（2006）年度より「キャリアプランニング」を 2 年生対象の必修科目として設置した。不確実性の高い現代社会においては終身雇用と年功序列に守られた過去の職業観が通用しない時代であり、これまでの職業意識を大きく変えることが求められている。先ずこのような社会環境の中で働くということの理解させ、社会参画意識を高め、自分のキャリアを自ら切り開いていく能力や社会人としての適応能力を学ぶ機会としている。この授業は単に就職活動のための予備学習ではない。

授業は①キャリアプランニングとは何かを知り②社会人としての基礎力を理解し③社会人、卒業生の体験を聞くことを通して将来像を描ける能力を養う 3 点を基軸としている。特に社会人基礎力の知識習得に重点を置いているため、社会人ゲスト講師による体験談を聞くことで理解度の向上につなげている。

－教育課程内「インターンシップ」－

本学のインターンシップは平成 12（2000）年度から導入した。学生の職業観涵養および社会的・職業的自立を図ることを目的としている。本学の専門領域であるアパレル産業の各企業で研修することにより、授業内では果たせない企業における職場環境、職種内容と役割などを学ぶことができ、学修をより深く理解すると同時に、自らのキャリア形成を明確にする上でも効果的な就労体験となっており、単位として認められている。

－教育課程外「就職支援」－

教育課程外の就職支援は、大学の専門教育やキャリア教育の補完的な位置づけとなるため、主に就職活動に必要な知識を身に付けるガイダンスや講座を展開している。また、アパレル産業への就職を希望する学生が多くいるため、産業との連携を強化、求人開拓を行い、学生に対し有効な就職情報の提供や学内において企業セミナーなど実施をしている。

②就職・進学に対する相談・助言体制

学生の就職支援を行う就職部では、少人数制の就職対策講座に加え、学生個々に対しての支援が最も効果的であると考え「就職個別面談」を強化している。相談にあたる職員はキャリアコンサルタントの国家資格を有しキャリアや就職に対する専門的な知識を活かし、学生の希望進路、個性や資質を的確に把握しながら、きめ細やかな支援を行っている。また、就職部で対応しきれない部分については、教員との連携を図り学生の就職活動を支援している。

【資料 2-3-1】令和 4（2022）年度「キャリアプランニング」シラバス

【資料 2-3-2】令和 4（2022）年度実施就職ガイダンス年間スケジュール

【資料 2-3-3】 令和 3（2021）年度就職部相談室等の利用状況

【資料 2-3-4】 令和 3（2021）年度就職状況（内定者数・内定先一覧）

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

－教育課程内－

本学は服飾教育を専門とする大学であるため、多くの学生がファッション産業への就職を希望しており、早期の段階より職業観や自らの目標を明確化させることが、社会的・職業的自立へと繋がる。これには初年次からのキャリア形成支援を充実させることが重要であると考えます。

その中で、大学等におけるインターシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取り組みは、学修と社会での経験を結びつけるうえで、その効果が十分に期待できる重要な取り組みであるとされているため、今後は社会環境の変化や必要に応じて授業内容の検討が必要である。また、学生が自らの職業適性や将来設計について考える機会になっているが、より効果的なものとするため授業内にアクティブ・ラーニング（課題解決型学習など）を取り入れ、自主的に考え行動できる能力やイノベーションの創出の担い手となる独創性と未知の分野に挑戦する意欲を高めるような工夫も必要である。

－教育課程外－

新卒採用においても先行きが不透明で将来の予測が困難な状態であるが、今後も学生が円滑に就職活動を行えるよう、社会環境の変化に加え、産業構造的変化、雇用の多様化・流動化など、時代のニーズに合わせ就職支援の方法を改善し、より効果的な内容としていきたい。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1. 学生サービス、厚生補導のための組織

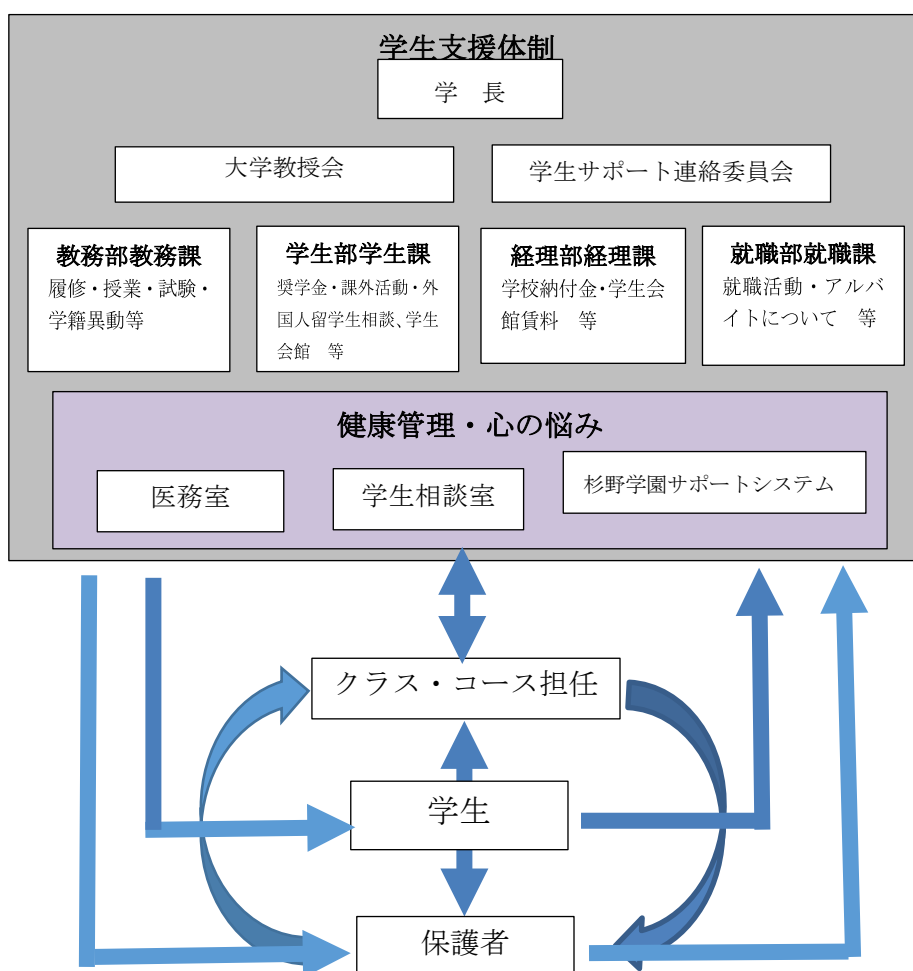
本学では、学生支援の様々な問題、工夫およびその実践に関しては、学生部学生課ならびに学長によって任命された委員による学生サポート連絡委員会が基本的事項に対応している。

学生部学生課には学生部長（教員兼務）1人と課長1人、職員2人を配置し、主として奨学金、課外活動、留学生の授業料減免など学生生活に関する業務を行い、学生に対する直接的なサービスを行っている。

「学生サポート連絡委員会」は学生部長を委員長として、学部長、服飾専門課程教員、就職部職員、学生相談室カウンセラー、教務課長、学生課長で構成されている。委員会は月1回開催され、学生生活に関する諸事項を企画、審議している。その支援内容によっては学長より諮問を受ける。また学内の他の委員会（教務委員会等）において議論される場

合もある。重要な案件に関しては教授会において報告し教職員全体で協力してサポートを実施している。

本学は小規模大学のため、教職員がそれぞれの立場で、個々の学生の様子や状況を把握し、場合によっては学生相談室、医務室やクラス・コース担任等と情報交換しながら学生のニーズに応じていくようにしている。また、学生部長、学生課職員、医務室看護師、学生会館管理人による学生部部内会議で教授会報告をはじめ部内の連絡をはかっている。さらに保護者への対応として、入学式当日と卒業制作発表会に併せて1年生の保護者会、個人面談を開催している。その他保護者宛に学生の活動、年間スケジュールなどを発送し、保護者との連携もはかっている。



2. 生活支援及び経済的支援

1) 奨学金

本学では日本学生支援機構奨学金、地方自治体、民間育英会の奨学金を扱っている。本学独自の給付型の奨学金制度としては「杉野学園奨学金」「杉野学園利子補給奨学金」と災害救助法適用地域において被災した学生に対し見舞金・授業料の減免等を実施している。また、平成 26 (2014) 年度からは受験または入学に係る費用を少しでも軽減する為に新入生対象の奨学金制度を設けた。本学園の卒業生・在学生の親族で本学に入学を希望する

者に対し選考料を免除する「同窓生特別免除制度」、本学に入学する者のうち、経済的に困難で人物成績ともに優れた者を対象に入学金を免除する「杉野学園新入生奨学金」、法人主催の全国ファッションデザインコンテスト高校生部門に入賞した者で本学に入学を希望する者に対し入学金を免除する「全国ファッションデザインコンテスト奨励金」である。その他、日本学生支援機構奨学金や提携ローンなどが利用できない学生に、緊急時対応の「杉野学園緊急時貸与奨学金」制度も設けている。また、平成31(2019)年(令和元年)に施行された「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、本学においても対象校として認定され、減免対象者において、制度を設けている。

奨学金を必要としている学生が申し込みの機会を逃すことがないように、毎年4月には全学生対象に奨学金希望者説明会を実施、そのほか募集内容は学生に配布しているキャンパスガイド&ダイアリーやホームページ・学内掲示板などでも周知している。奨学金利用状況は【表2-7-1】の通りである。

一方、奨学生でありながら不登校や成績不振、また奨学生としての自覚がない学生が増えている。そのような学生達の状況を把握すると同時に奨学生としての自覚を持たせ、学業への意欲、登校を促すために入金状況を確認するとして毎月学生課に来室させている。経済的に厳しい学生については、学費延納制度も設けている。

奨学金の種類および利用状況 【表2-7-1】

令和4(2022)年8月1日現在

奨学金種類	内 容	給付・貸与者数	給付貸与率
日本学生支援機構奨学金	第一種	52名/763	6.8%
	第二種	124名/763	16.1%
	併用	29名/763	3.8%
杉野学園新入生奨学金	入学金 300,000 円免除	6名/184	3.2%
全国ファッションデザインコンテスト奨励金	入学金 300,000 円免除	0名/184	0%
同窓生特別免除制度	選考料 35,000 円免除	3名/184	1.6%
利子補給奨学金	上限 50,000 円	1名/763	0.1%
杉野学園奨学金	年額 200,000 円	名/739	%
杉野学園緊急時貸与奨学金	授業料等納付金合計額	名/174	%

大学院生への支援として、奨学金については、日本学生支援機構による貸与奨学金(第一種)の返還が免除されるように、在学中に特に優れた業績をあげた者を学長が日本学生支援機構に推薦できる体制を整えている。また、給付型の杉野学園奨学金の対象としている。

2) 留学生への支援

令和4(2022)年度の留学生在籍者数は学部64名、大学院3名である。留学生の経済的支援としては、学部生・大学院生ともに家計および成績に一定基準を設けて授業料の30%を減免している。また奨学金や生活指導、入国管理局における様々な手続きの説明などを含めて4月と夏季・冬季休業前に留学生のためのオリエンテーションを実施している。

3) 学生基金

本学では、財布を忘れたり、金銭を紛失したり、送金が遅れたときなど、急に金銭が必要な場合に期限付きで貸与している。貸与額の上限は1万円、期限は1週間としている。令和3(2021)年度の利用総額は16万円となっている。

4) アルバイト

学生へのアルバイト紹介については、平成22(2010)年4月よりナジック・アイ・サポートシステムを導入し、学生アルバイト情報ネットワークのWEBサイトを利用し就職部で紹介している。学業に支障をきたさないようにとの教育的配慮から職業には一定の制限を設けている。

5) 学生会館など住まいの斡旋

本学には、校舎より徒歩1~2分ほどの場所に遠距離からの学生のために居住用として貸与している学生会館が2棟ある。学生会館「北桜」は30室、「夕陽ヶ丘」は26室あり、入館者は大学及び専門学校の学生が混在している。会館費用は毎月42,000円(自炊・光熱水費含む)。但し、中国の協定校からの留学生は、1室2人使用として費用も半額としている。令和4(2022)年8月現在、日本人学生32名、留学生12名が在館している。その他民間の不動産会社数社と提携して、安価で入居できる学生会館やマンション・アパート等を紹介している。

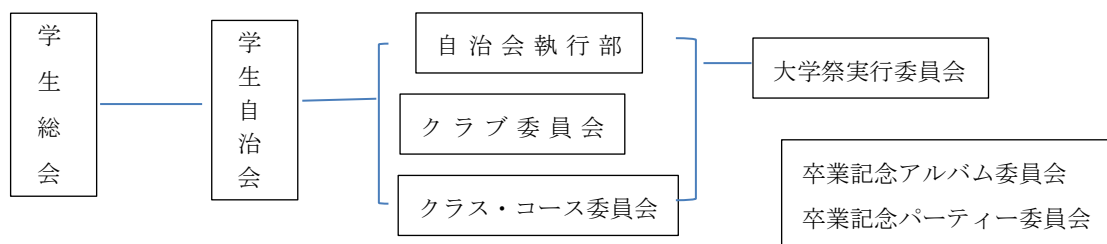
3. 課外活動のための支援

1) 学生自治会

学生自治会は学生の自治組織として存在し、入学と同時に全学生が自治会会員となっている。自治会を運営する執行部役員は、各クラスから選出された学生で、毎年春の学生総会において承認される。学生自治会長、大学祭実行委員長などは大学3年生から選出されている。学生から納入された1人6,000円の自治会費は、執行部役員が自ら管理し、新入生歓迎会、大学祭、スポーツ大会、ファッションショー、観劇会などといった独自の活動のために充当するほか、クラブに対しても活動費の支援を行っている。

平成18(2006)年度より毎年4月には、新入生に杉野服飾大学の学生としてのマナーやルール、インターネット利用のルール、悪質商法やSNSトラブルなどについての正しい知識を持たせるために冊子「新入生へのメッセージ」を配布している。また、平成24(2012)年度より携帯用の「大地震対応マニュアル」を配布している。学生自治会には専用の自治会室が貸与されている。活動内容はその都度学生部に報告され、学生自治会活動が円滑に進むように助言あるいは支援を行っている。

(図 2-7-2)



2) クラブ・同好会

本学には令和4(2022)年度4月現在、8クラブあり、全学生の9%がクラブに加入して活動している。本学教員が顧問として学生部と連携して支援を行っている。顧問には大学から顧問手当てを支給、また合宿などで引率した場合はコーチにも出張旅費・日当を支給し活動を補助している。クラブ委員会は、クラブの部員から選出された各1名により構成されている。学生部職員同席のもと毎月委員会を開催し、活動状況の把握と活動を円滑に推進するための協議を行っている。また学生自治会からの援助金は各部の要求に基づいて査定し、配分する。配分された経費については各部より決算報告の提出を求め、監査の上、全クラブの決算報告を作成し自治会執行部に報告している。大学は部室を提供、また施設利用を優先的に認めている。

3) 大学祭

大学祭は毎年10月下旬に2日間開催される。各クラス・コースは模擬店・クラス展示など何らかの形で全員参加するようにしている。学生企画の様々なファッションコンテストには学長以下教員が審査員を務める。令和2(2020)年度～令和3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、オンラインでの開催とし、学生自治会と服飾表現学科のショープロデュース専攻、映像・メディア表現専攻の学生が中心となって開催した。オンライン大学祭の企画の中で、ファッションショー等の撮影、映像編集、照明、音響などを表現学科の学生が中心となって行い、実践実習の場にもなっている。なお、開催に当たっては学生課とクラス・コース担任、その他教務部・管理課などが連携して支援している。

4) その他の活動・支援

本学では、学生の公共マナーの自覚を高めると同時に地域住民との和をはかり、そして環境美化のために、学生が学内外の吸殻やごみを拾うクリーンキャンペーンを行っている。

また、令和2(2020)年度以降のコロナ禍においては、実施していないが、地域との連携をはかるため、毎年7月に開催される東京商工会議所目黒支部が主催する目黒商工まつり「目黒リバーサイドフェスティバル」やアトレ目黒店主催の12月に開催されるクリスマスイベントなどに参加し、地域との連携を図っている。

4. 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等について

学生たちが学生生活を送る上では心身の健康が最も重要である。本学では毎年4月の入学時オリエンテーションにおいて、東京都で発行されているチラシや動画を活用し、タバコ・アルコール・薬物乱用などの注意喚起をしており、学生の健康管理に対する意識を啓発している。

1) 医務室

看護師1人が常駐し、専門学校の学生および教職員の日常的な健康管理や応急手当に従事している。状況により病院への搬送、専門医や学生相談室への紹介を行っている。年に数回インフルエンザや食中毒などの予防法などを記載した「医務室便り」を発行し、学生たちに健康管理を促している。また、4月のオリエンテーション期間に全学生対象に胸部レントゲンを含む定期健康診断を実施、診断結果に基づき個別に指導している。令和4(2022)年度の受診率は87.4%であった。

2) 学生相談室

臨床心理士・公認心理師の資格を持つ心理学担当の専任教員1名、臨床心理士・公認心理師の資格を持つ非常勤カウンセラー1名が、学生の様々な悩みの相談に応じている。相談申し込みは、学生部あるいはメールでも予約できるようになっている。また、医務室や担任から紹介されて学生相談室を訪れる学生も多い。令和3(2021)年度の利用者数は152人で220回の面談を行っている。

3) 杉野学園ヘルスサポートセンター

平成25(2013)年度より365日24時間電話相談が無料で受けられる杉野学園ヘルスサポートセンターを導入した。健康相談から医療機関情報まで様々な相談に応じてくれる。医務室や学生相談室を利用したくない学生、夜中や休みでも相談したいときに利用できる。また保護者や教職員も利用できるようになっている。

5. 障害のある学生支援

本学には令和4(2022)年度4月現在、聴覚障害の学生が2名在籍している。入学前に本人、保護者とともに入学期の要望を聞き、全学的に対応を行っている。現状ではFM補聴システムを導入し受講に支障がないように各授業担当教員に周知し支援している。

- 【資料 2-4-1】 学生サポート連絡委員会規程
- 【資料 2-4-2】 学校法人杉野学園奨学金規程
- 【資料 2-4-3】 学校法人杉野学園利子補給奨学金規程
- 【資料 2-4-4】 学校法人杉野学園緊急時貸与奨学金規程
- 【資料 2-4-5】 杉野学園新入生入学金等の免除に関する規程
- 【資料 2-4-6】 杉野服飾大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程
- 【資料 2-4-7】 令和4(2022)年度奨学金説明会資料
- 【資料 2-4-8】 令和4(2022)年度 医務室便り Vol. 39-41
- 【資料 2-4-9】 杉野学園ヘルスサポートセンター案内
- 【資料 2-4-10】 2023 Campus Guide & Dairy 【資料 F-5】 参照
- 【資料 2-4-11】 2019年度クラブ顧問会議議事録
- 【資料 2-4-12】 令和3(2021)年度杉野学園独自の奨学金実績 【表 2-7】 参照
- 【資料 2-4-13】 令和4(2022)年度日本学生支援機構奨学金貸与者数
- 【資料 2-4-14】 令和4(2022)年度4月教授会資料 NO. 4-2
(令和3(2021)年度学生相談室利用状況報告)
- 【資料 2-4-15】 令和4(2022)年度4月教授会資料 NO. 4-3
(令和3(2021)年度医務室利用状況報告)
- 【資料 2-4-16】 令和4(2022)年度4月教授会資料 NO. 4-4
(令和3(2021)年度学生基金利用状況)

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

教職員一人ひとりがきめ細かく学生支援に取り組んでいるが、学生の多様化、複雑化が進んでいるため、教職員の個々の努力のみでは十分な対応が難しくなっていることから一層教職員間の連携を密にし、情報の共有を図り学生サービスの向上に努める。経済的

支援については、基金を立ち上げ整備しているが、引き続き各種奨学金の確保と学生の現状把握に努める。

同時に本学は日本学生支援機構奨学金の返還延滞率が全国平均より高くなっている。このことを踏まえ、今後は、貸与分は債務に相当することを認識させるべく教育的指導を強化する。今後も社会情勢などの情報をいち早く収集して学生の状況を迅速に把握、対応策を講じるなど学生支援を行っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

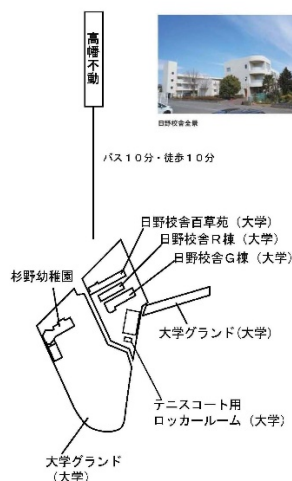
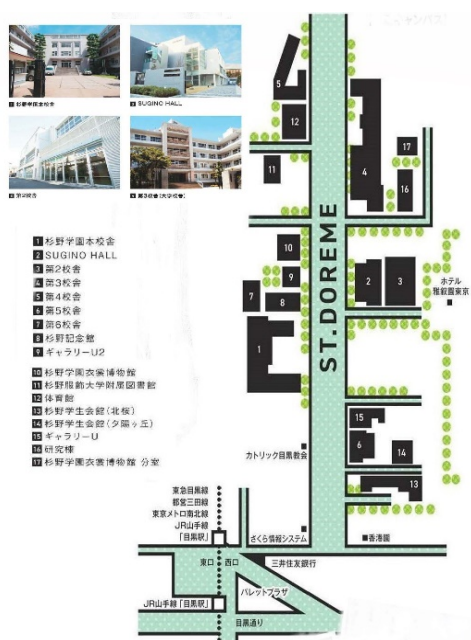
(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

事実の説明 自己評価】

校地・校舎 （目黒校舎）

（日野校舎）



(1) 施設・設備

校地は、目黒キャンパスと日野キャンパスに分散し、運動場用地は日野キャンパスに整備しており、目黒キャンパスは、JR 山手線・南北線目黒駅から徒歩 5 分、駅に程近く、閑静な住宅・文教地区に相応しい地に所在し、専門学校のドレスメーカー学院を併設している。

日野キャンパスは、京王線高幡不動駅からバスで「百草センター」で下車し、徒歩 7 分

の多摩の丘陵の自然にめぐまれた住宅地に所在し、運動場と本学園の幼稚園とが隣接している。

本学の校地面積は、18,741 m²であり、校舎面積は、21,389 m²である。これらはいずれも設置基準上必要な面積を満たしている。

校舎は、目黒キャンパスがドレメ通りに沿って、第2校舎、第3校舎、第4校舎がある。

附属図書館（1,380 m²）は独立棟として目黒キャンパスに設置している。

目黒キャンパス内の空地においては、学生及び教職員のアメニティスペースとして設置されたベンチや野外用椅子・テーブル等を配置し、歓談・休息等の交流の場に利用できるようになっている。

福利厚生として第3校舎1階に医務室（61.8 m²）、第3校舎地下1階に学生食堂スペース（177.7 m²）を設置している。

また、学生用の授業時間外に利用可能な学修環境スペースとして第3校舎地下1階談話室（74.0 m²）、第3校舎1階自習室（90.3 m²）、新学科専用として第4校舎1階談話室（79.5 m²）、2階にデジタルデザイン室（57.2 m²）を設置している。

目黒キャンパス第2校舎設備として、地下1階素材開発研究センターには、コンピュータ入力による自動織り機、1階ニットイング&ニットCAD室にホールガーメントニッター（パターン、編み組織、編み上げプロセス、縫製（接合）の全てを自動的に行える画期的なニット機）、1階には「画像設計演習」や「CADパターンメイキング」で使用する3つのコンピュータ室がある。

日野キャンパスには、Gブロック、Rブロックの2棟の校舎がある。キャンパス内にある撮影スタジオやCGワークルームには、最新の機器を完備している。

・体育館・運動場

運動場は、日野キャンパスに隣接した場所にあり、その面積は6,491 m²である。近隣からの要望があり、サッカースクール（幼稚園児・小学生・中学生年齢別）にも活用されている。体育館は目黒キャンパスにあり、体育の授業、部活動に常時使用されている。

・講義・演習室および、実験・実習室、学生自習室等

講義・演習室は、目黒キャンパスに25室、日野キャンパスに2室あり、視聴覚設備を充実させるなど授業効果が上げられるよう配慮している。第2校舎地下1階にあるファッションデザイン創造工房は、服飾学科モードクリエーションコースを中心とする学生の自発的な創作活動の場として提供している。工房は「デジタルデザイン研究室」と「スタジオ」の2室からなり、デジタルデザイン研究室にはパリコレクションの作品等がPCにより検索できるよう設備を整えている。また、スタジオは、皮革用ミシンなどの特殊ミシンを設置することで、実物制作をする上での縫製上の制約がなく、デザインの発想のための作業を行うことが可能である。

実験・実習室は、全58室ある。このうち[服飾造形関連実習室]19室および2年次以上の専攻コースで使用する各実習室は、授業時間外も該当学生が重点的に使用できるように配慮している。本学において実習室は、講義室よりも多く必要とされ、実践を重んじる本学の教育の最も大切な施設となっている。

・情報サービス・IT環境等

服飾の学修には IT の利活用が不可欠である。平成 26 (2014) 年度からは、学内 LAN (「私立大学教育研究活性化設備整備事業」補助金採択) 及び無線 LAN (Wi-Fi) を使用し、各講義室、コンピュータ実習室、研究室、事務室、自習室、図書館など学内であればどこでも PC やスマートフォンからアクセスでき、情報システム課が管理に当たっている。学生個人には、ID とパスワードを貸与し、パソコンへのログインに際しては、サーバにて個人認識するシステムとなっている。学生はファイルサーバにてデータを保存し、これを更新しながら学修できる環境となっており、セキュリティ面で極めて安全である。また、メール (Web メール) や学修支援システムを教職員、学生が使用できる環境を整備している。

本学の服飾造形基礎の中核をなす科目「服飾造形基礎 I・II」の授業では、平成 12 (2000) 年度に「服飾造形・電子教材」を導入した。これは、大型スクリーンや手元の PC 及びスマートフォンを見ながら動画を含む画像と解説ナレーションにより縫製の基礎が学べるものである。縫製の基礎の動画や説明を見ながら自学自習ができるよう、自力で服を作成できるシステムを導入し、更なる改善・充実を図っている。電子教材の導入は、学生の自発的学習を支援する設備となっている。

コンピュータ実習室 3 室は、順次増設し、現在、日野校舎も含め 7 教室整備されており、基礎的な情報処理能力から、映像編集技術、CAD (コンピュータによる設計) や CG (コンピュータグラフィックス) について専門的に学修して、服飾造形のデザイン力やパターン・表現手法に関する能力を養っている。

[ニットイング&ニット CAD 室]は、ホールガーメントニッターやインクジェットプリンターなど最新機器を導入した実習室になっており、その他「素材開発室」が整備されている。

事務部門では、入試関係、教務関係、学費納入、就職等の事務を処理するための学務管理システムを導入して運用している。

学生自習室には、「服飾造形」等の授業で使用する教具 (ミシン・作業机等) や学内 LAN と接続されたパソコンを設置している。

令和 2 (2020) 年度からは、大型モニター (「遠隔授業活用推進事業」補助金採択) を使用し、Web 会議ツールを利用したオンライン授業、別教室への投影による分散授業を実施している。

(2) 施設・設備の維持管理と改修工事の着手

施設・設備の維持管理は、経理部管理課が行っており、学内清掃及び夜間宿直警備業務、その他、電気設備保安点検・空調設備点検清掃・消防設備点検・建築設備点検・昇降機の点検・ボイラー性能検査・受水槽清掃等は、専門の業者に委託して実施している。必要な改善を行い、教育環境の維持管理を確実なものにしている。

また、教育設備機器 (ミシン、アイロン、スチーム、プロジェクター、放送アンプ、マイク等) の日常管理として修理及び更新を行い、教育設備環境の水準維持に努めている。

なお、平成 25 (2013) 年度には、大学校舎の耐震補強工事を実施し、安全性を確保しているが、大学校舎での唯一旧耐震で未補強の第 4 校舎 (旧短期大学部校舎) の耐震補強は第 4 期中期計画期間に予定している。なお、第 3 校舎空調設備は、第 3 期中長期計画の施

設備計画で環境対策（温室効果ガス削減）としてガスヒートポンプ式空調設備更新を令和5（2023）年度から3年間計画で実施することとした。令和5（2023）年度は第1期工事を実施する。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

・ 図書館

杉野服飾大学附属図書館は、平成14（2002）年7月に独立棟として新築された。この図書館は、地上3階、地下1階からなり、総面積は1,380㎡である。

図書・資料の蔵書数については、服飾関係を中心とした書籍および資料を収蔵している。学生閲覧室については資料に示すとおりであるが、閲覧席は、閲覧机・椅子席の他に、雑誌閲覧用のソファも用意されている。DVD などオーディオ・ビジュアル設備を整え視聴できる部屋も完備し、インターネットやコピー機も利用可能である。

開館時間は10:00～18:00とし、開館は年間258日である。服飾に関する専門分野の資料を中心に蔵書構成を行っている。図書館内の蔵書は、所蔵検索端末（OPAC）で検索することができ、ファッション関連の雑誌記事等の検索も可能である。

毎年、年度初めには新入生対象のオリエンテーションで図書館の利用方法、検索情報の指導を実施している。データベースは、卒業制作画像データベースなど本学図書館オリジナルデータベースを構築している。また、図書館活動の周知のため、図書館年報を発行している。図書館活用ガイドを発行し、利用者の促進を図っている。

・ 杉野学園衣裳博物館

衣裳博物館は、昭和32（1957）年、本学園創設者・杉野芳子によって設立された日本初の衣裳博物館である。コレクションの基盤である西洋衣装を中心に日本の着物や十二単、アジア、ヨーロッパの民族衣装、ファッションプレート、スタイル画など約1,400点に及ぶ服飾関係資料を収蔵・展示している。基本的には学生の学びとしての展示内容を博物館運営委員会にて検討し、毎年、前後期で展示の入れ替えをしながら開館している。

・ 杉野記念館

杉野記念館は、本学園創設者杉野芳子の旧居であったが、没後、記念館として創設者の偉業を伝える場としている。1階には杉野芳子の作品を数点入れ替えながら、来館者が建造物とともに展示が観られるようにしている。

・ SUGINO HALL

平成24（2012）年に完成したSUGINO HALLは、600人を収容し、最新の映像・音響・照明機器をフル装備したキャンパスホールである。入学式、学位授与式、その他卒業制作発表会などのファッションショーに活用されている。また、服飾表現学科のショープロデュース専攻の授業において前後期数回ずつ、SUGINO HALLの調光室を使って実践的な授業を行っている。

・ 学生会館

目黒キャンパスの杉野学生会館「北桜」「夕陽ヶ丘」は、校舎に隣接しているので通学に便利であり、遠隔地から入学した学生のために用意された居住施設である。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【大学校舎等のバリアフリー対策現況について】

杉野服飾大学の第3校舎は昭和35（1960）年～41（1966）年に建設された建物であり、耐震補強工事は平成25（2013）年度に完了しているが、バリアフリー新法対応とした建物出入口傾斜路（スロープ）、車イス対応エレベータ、多目的トイレ等への修繕が困難である。今後の改築で検討していく予定である。したがって現状では障害者等への対応は、人的支援によるソフト面での対応を行っている。また、杉野服飾大学の第二校舎（Ⅰ期）平成15（2003）年完成と第2校舎（Ⅱ期）平成23（2011）年完成とに分かれており、エレベータ対応、多目的トイレ対応、誘導ブロック、段差解消、廊下・階段対応などバリアフリー新法に準拠した建物である。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学ではクラス制を実施しており、初年次教育課程の必修の実習科目については、クラスごとに授業を開講している。1クラスは平均25名程度となっている。講義の科目については、いくつかのクラス合同となる科目があるが、多くても80名未満で開講している。また、必修の外国語の履修については、英語、フランス語、中国語の中から選択をし、人数の多い英語の授業は5クラス、フランス語、中国語については各2クラスに分けて実施している。年度によって偏りはあるが、平均25名程度のクラスになっている。

【資料 2-5-1】 令和4（2022）年度授業別受講者人数表一覧

【資料 2-5-2】 学校法人杉野学園危機管理規程

【資料 2-5-3】 杉野服飾大学附属図書館規程【資料 F-9】 参照

【資料 2-5-4】 杉野学園 衣裳博物館規則【資料 F-9】 参照

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学修環境の整備については、耐震補強工事が完了しており、安全面においては問題が無いといえる。また、メール（Web メール）や学修支援システムを教職員、学生が使用できる環境の整備、Web 会議ツールを利用したオンライン授業、別教室への投影による分散授業の整備など、令和2（2020）年度からのコロナ禍において、IT 環境の充実も図っている。今後の改善点としては、現在は「学園システムソフト」で事務局全体で情報共有しているが、新システムの「キャンパスマジック」を導入することとした。令和5（2023）年度は導入準備をし令和6（2024）年度から運用を開始する予定である。建物内はバリアフリー新法に準拠した建物であるが、障害のある学生や配慮が必要とする学生に対して柔軟な対応が出来るよう、検討していくこととしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生生活全般（学修支援、学生生活支援、満足度、施設・設備、教職員の対応など）に関する学生の意見や要望、満足度などを把握するために、卒業生を対象に「卒業生に対する学生生活についての調査」、全学生を対象に「学修行動調査」を毎年実施している。「卒業生に対する学生生活についての調査」の結果に対し、各コース・専攻担当者が改善案などをコメントし報告書としてまとめている。報告書は、各関連部署と専任教員に配布し、ホームページへの掲載、図書館で常時閲覧できるなど、学生への情報の共有と公開を行っている。「学修行動調査」に関しては、各分野の数値と GPA (Grade Point Average) との関係など分析した結果と改善点が教授会で報告され、ホームページに掲載し公開している。令和 3 (2021) 年度の結果に対する専任教員の意見をまとめ、現在実践している教員の実例を基本に、FD (Faculty Development) 研究委員会、大学院研究委員会と合同で研修会を開催するなど、活用している。学修支援に関する意見・要望については、前・後期を通して全科目を 2 年間で完結する形で「授業評価アンケート」も実施している。結果は科目ごとに数値の分析と自由記述の結果を踏まえ担当教員が改善方法を報告書にまとめ、ホームページへの掲載、図書館で常時閲覧できるなど、情報の共有と公開を行っている。学生からの意見・要望の内容によっては、FD 研究委員会が直接教員へ改善を求めることもある。以上の調査は、FD 研究委員会、教学企画調査室（以下「IR 室」という）が主体となり、全学的に取り組んでいる調査である。

学生から直接意見を聴取するため、平成 30 (2018) 年度からは、3 年生を対象に各コースの代表者と FD 研究委員会委員が参加し、カリキュラムと施設・設備について意見交換を行う「学生参加の FD 研究委員会」を年 1 回実施している。委員会が出た意見に対し、各コース担当者が、学生へ改善案を報告し、報告書を各関連部署に配布している。

造形研究科では、毎年前期後期の授業終了時に行う「大学院造形研究科授業評価調査」と同時に「大学院造形研究科研究環境調査」を行っている。その調査結果は研究科委員会のメンバー及び授業担当者により内容を把握、分析され、それぞれからの解決策案や提案などを図書館や、教室外廊下にての掲示などの形でフィードバックを行っている。例えば学習室利用のための鍵の管理に関しても、この調査における大学院生の要望に対応して変更している。

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する意見・要望は、「学修行動調査」「卒業生に対する学生生活についての調査」「授業評価アンケート」「学生参加の FD 研究委員会」にて把握している。

令和 3 (2021) 年度の「授業評価アンケート」では、授業の総合評価は平均 4.53 (5 段階中)、到達目標達成度は平均 4.40 (約 75%~100%未満) 授業内容、教員の取り組みについても平均 4.39~4.68 と概ね高い評価を得ている。令和 3 (2021) 年度の「学生参加の FD 研究委員会」は、カリキュラムについて、より専門的な学修への要望と他のコースの科目履修への要望が強いことが分かった。新型コロナウイルス感染症対策のため、インターン

シップの情報が少なかったことや、施設の使用の仕方などへの意見・要望も多かった。令和 3 (2021) 年度「卒業生に対する学生生活についての調査」は回答率 88.6%、総合的満足は平均 3.83 (5 段階)、学生生活で 79.4%が学業に力を入れたと回答している。令和 3 (2021) 年度「学修行動調査」では、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の平成 31 (2019) 年度 (令和元年度) からの 3 年間を比較・分析した結果、1 週間の授業時間はほぼ感染前に戻っており、各項目 (経験、成長、満足、成長) の平均値が高くなっている。本学は、少人数制の特徴を活かし対面授業を早めに取り入れ、令和 3 (2021) 年度には、対面授業を基本に授業を実施してきた。このことが、評価されている一つの要因と考える。一方で自習室や談話室の閉鎖、自治会活動の制限など、学生が自主的に学修する場の取り組みについて評価が低くなっている。しかし令和 5 (2023) 年度からはコロナ禍前の状況に戻すことでこの要望も改善が見込まれる。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する意見・要望は、「学修行動調査」「卒業生に対する学生生活についての調査」「学生参加の FD 研究委員会」にて把握している。その他、各担任教員が面談を実施し、直接意見・要望を聞く場合もある。以前より、各部署からの連絡や履修申告等をホームページや学生ポータルサイトなどで配信する方法に変えてほしいという要望があった。令和 2 (2020) 年度に学生ポータルサイト manaba folio を 1.2 年次対象から全学年対象に拡大、令和 3 (2021) 年度には manaba course に変更し、各部署、各教科からの連絡方法を移行している。心身に関する健康相談については、学生相談室と医務室が中心となって対応している。各担任も、緊急性を要する学生には、相談室と連絡を取り合い、声かけをしている。令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により、オンライン授業が多かったためか、相談件数は例年より少なかったが、緊急事態宣言の中、授業への不安や、緊急事態宣言の中一人暮らしの不安などの相談が多かった。登校せずとも相談ができるようにメールでのカウンセリングを行い、令和 3 (2021) 年度からは、コロナ渦で不安な学生にきめ細やかに対応できるよう非常勤のカウンセラーを 1 名増員し対応している。年度初めに実施する健康診断の結果で検査が必要とされた学生は、医務室で指導を行っている。奨学生は、毎月学生部に来室することになっている。その時に直接意見・要望を聞き、現状を把握し、困窮している場合の対応や、新規の奨学金募集の連絡などに役立てている。コロナ渦で変化した環境への要望にも対応してきた。校内のコンビニエンスストアが閉店したままのため再開の要望があり、令和 3 (2021) 年度に軽食の自動販売機を設置し、令和 4 (2022) 年度前期に安価な総菜などの冷凍・冷蔵販売機を設置した。後期には、弁当の販売を開始し、日野校舎には軽食の自動販売機を設置した。学生会館では、緊急事態宣言で帰省できない学生が多く、令和 2 (2020) 年度に各部屋にウィンドファンを設置し、自主学習のための Wi-Fi 設備を整えた。

造形研究科では、奨学金などに関しては大学院独自のものは無いが、学部の奨学金と一緒にしている。学部学生サポート連絡委員会で大学院の枠を 1 名確保し、学部と同じように GPA を判断基準として選抜して支援している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する意見・要望は、「学修行動調査」「卒業者に対する学生生活についての調査」「授業評価アンケート」「学生参加のFD研究委員会」にて把握している。以前より、教室の空調設備や自習室の設備、ミシンの台数、インターネット環境などに要望があり、毎年すこしずつ改善をしている。平成30(2018)年度には「校内のコピー代が高い」という要望を受け、コピー代を改訂した。令和2(2020)年度は6月より一部対面授業をスタートさせたが、「通学が怖い」「不安だ」などの意見もあり、教室を2つに分けるなど感染対策を徹底し、不安な学生には個人対応を行った。遠隔授業に対応するため学生ポータルサイトの変更も行っている。感染対策で自習室を閉鎖していたが使用の要望が多かったため、予約制で開室した。談話室もWi-Fi機器を整備し、遠隔授業も受けることができるように整備した。

造形研究科では、毎年前期後期の授業終了時に「大学院造形研究科研究環境調査」を行っている。本研究科の特色として、実技実習の多さから、ミシン、アイロンなどの制作の器具から実習教室に渡る使用状況における要望や意見、PCやカメラ、プリンターなどのデジタルツールの使用状況に関する要望、意見の2項目に関するものが毎年見受けられる。制作器具などはそれぞれの専門領域担当の教員によって、メンテナンスや改善がなされ、デジタルツールは本学情報システム課によって可能な範囲でのバージョンアップなどが行われている。しかし特にデジタル環境に関しては毎年、もしくは希望の出る度になどの急な対応は出来ず、世の中の進化の速度に中々呼応することが叶わないのが実情である。また創作のための資料としての図書に関しては、本学の図書館利用以外に、大学院独自の専門性の深い参考図書群を研究科教員室内に構え、利用希望者に貸し出しも行っている。大学院において時間外の学修支援に該当する自主研究のためのスペースが第2校舎学習室のみならず、第4校舎にも設けられている。

【資料 2-6-1】 令和3(2021)年度卒業者に対する在学期間中の学生生活についての調査結果報告書

【資料 2-6-2】 令和3(2021)年度9月実施学修行動調査 学年GPAを加えた分析結果について

【資料 2-6-3】 令和4(2022)年度教員対象研修会開催案内

【資料 2-6-4】 令和3(2021)年度前期授業評価アンケート報告書

【資料 2-6-5】 令和3(2021)年度後期授業評価アンケート報告書

【資料 2-6-6】 令和3(2021)年度学生参加のFD研究委員会記録

【資料 2-6-7】 令和4(2022)年度前期大学院生による研究環境調査及び授業評価調査結果

【資料 2-6-8】 平成30(2018)年度学生参加のFD研究委員会記録

【資料 2-6-9】 令和4年度4月教授会資料 NO.4-2 令和3年度学生相談室利用状況報告

【資料 2-4-14】 参照

【資料 2-6-10】 令和4年度4月教授会資料 NO.4-3 2021年度医務室利用状況

【資料 2-4-15】 参照

【資料 2-6-11】 平成29(2017)年度卒業者に対する在学期間中の学生生活についての調査結果報告書

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望を把握するため、現在実施しているアンケート調査は内容を検討しながら、継続していく。コロナ感染対策として、クラス・コース委員会、クラブ委員会、学生自治会定例会などではメールでの連絡が中心となっているため、直接学生の意見を聞くことが困難であった。今後は、感染状況に応じ各委員会を開催し、直接意見・要望を聞く機会を持ちたい。現在3年生対象の「学生参加のFD研究委員会」も、対象学年を広げ、多くの学生の意見・要望を汲み上げる方法を検討して行く。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れについては、令和4（2022）年度より学力の3要素①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・多様性・協働性 の観点から見直しを図り、本学が求める各学科の学生像について、具体的に標記したアドミッション・ポリシーを策定し、より明確な受け入れ体制を整えている。大学・大学院の学生数の確保に関しては、広報活動等の強化などを図り、学生数の確保を目指していく。

学修支援については、多様化する学生のニーズや社会の変化に合わせて、各委員会で連携し支援体制が整っており、今後も学生の学修を充実させるべく、各部署にて検討を続けていくことが重要である。

キャリア支援については、早期の段階で職業観や自らの目標を明確化させるべく、充実した支援体制を整えている。時代のニーズに合わせて、キャリア支援の方法を検討していくことが重要である。

学生サービスについては、各部署、教職員が連携を図り、生活支援、経済的支援、心的支援など、学生支援に取り組んでおり、充実したサポート体制が整っている。

学修環境の整備については、耐震補強工事が完了し安全面においては問題が無いといえる。また、オンライン授業や分散授業の整備など、IT環境の充実も図っており、今後も時代のニーズに合わせて柔軟な対応を目指していく。

学生の意見・要望への対応については、「卒業者に対する学生生活についての調査」、「学修行動調査」等を毎年行い、学修支援や学修環境、学生生活に関する関係する意見・要望について、教職員にて共有・検討し、改善を図っている。

以上のことから、基準2を満たしていると判断する。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

本学では、学部及び研究科の学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定め、学部については「ホームページ」「キャンパス&ダイアリー」「履修便覧」に、大学院については「ホームページ」「大学院履修スケジュール」に掲載し周知している。

《学部のディプロマ・ポリシー》**・服飾学科**

本学では下記の表に掲げる専門課程のコース別の教育目的に従って、目標の欄に掲げている服飾関係の専門的職業で活躍できる人材の育成を目標としている。

入学時にモードテクノロジー系のコースを志望するクラスとファッションビジネス系のコースを志望するクラスに分かれ1年間初年次教育課程の教育を受けるが、その間に服飾造形関係とビジネス関係の基礎科目で17単位を両系共通の必修科目として履修する。これにより、ビジネスの基礎を知るモードテクノロジーの専門家と服飾造形の基礎を知るファッションビジネスの専門家の素地を培うことになる。さらに初年次で系ごとに共通の専門基礎必修科目2単位と2年次で専門教育課程のコースに進学した後、モードテクノロジー系の各コースでは10単位、ファッションビジネス系の各コースでは7単位の共通の専門基礎必修科目を履修する。2年次から4年次までの専門教育課程では、コースごとに専門必修科目35単位ないし38単位の履修を求めている。この専門必修科目は、ファッションビジネス系の2年次では、2つのコースの科目は共通しているが、これ以外は各コース間で同一の科目はない。さらにコースごとに23単位から29単位の専門選択科目の履修を求めている。以上の専門基礎科目と専門科目を合わせて90単位を履修することでコース別の教育目的と目標を達成することとしている。

また教養科目34単位の履修によって、社会人としての資質、能力を養い、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することをめざしている。教養科目34単位と専門科目90単位の合計124単位を修得することで卒業を認定し、学士（服飾）の学位を授与することとしている。

【服飾学科専門課程コース別教育目的と目標】

コース名	目的	目標
① モードクリエイションコース	服飾造形表現に必要とされる知識・技術・感性を修得し、イメージを的確に造形として表現・判断できる能力の育成を目的とする。	ファッション産業の現場で活躍できるデザイナー、パタンナー、縫製技術士などの人材の育成を目標とする。
② インダストリアルパターンコース	ファッションの色や素材、人体におけるサイズ等を最も良い状態へ改良しながら個々の人体に対応して、パターン開発できる能力の育成を目的とする。	3D計測器を使用した人体計測およびアパレルCADによる個々の人体に対応したパターンの開発提案ができるパタンナーの人材育成を目標とする。

③ テキスタイルデザインコース	服飾の原材料や素材を理解し、表現技法の修得によってテキスタイルデザイン、設計のもとに自由にテキスタイル作品の制作ができる能力、またニットCAD システムによるニット作品の制作ができる能力の育成をすることを目的とする。	創造的なテキスタイルデザイン・設計を通してイメージ通りに表現したテキスタイル作品を制作できる能力によってファッション業界において織物デザイナー、ニットデザイナー、プリントデザイナーとして活躍できる人材の育成を目標とする。
④ ファッションプロダクトデザインコース	ファッションプロダクトの分野でアイデアを創出する豊かな発想力並びにそのアイデアを具体的な形にする造形力と実際に制作する技術力の育成を目的とする。	バッグ、帽子、アクセサリ、シューズ等ファッション関連製品のデザインなど、プロダクトデザイナーとして広く社会に受け入れられる人材の育成を目標とする。
⑤ ファッションビジネス・マネジメントコース	ファッションビジネスにかかわる企画創作能力・企画作成技術力・プレゼンテーション能力の育成を目的とする。	ファッションビジネスを企画・提案でき、マネジメント（企画等の経営管理）能力を身に付けたマーチャンダイザー等の CCO（チーフクリエイティブオフィサー）となる人材の育成を目標とする。
⑥ ファッションビジネス・流通イノベーションコース	SPA（製造小売業）、オムニチャネル（統合販売）などの変革の進むファッション流通に即応できる感性・思考力と課題解決力などの能力の育成を目的とする。	店舗販売とネット販売の併合した事業運営などファッション流通イノベーションを推進する CMO（チーフマーケティングオフィサー）となる人材の育成を目標とする。

・服飾表現学科

本学では下記の表に掲げる専門課程の専攻別の教育目的に従って、目標の欄に掲げている服飾表現関係の専門的職業で活躍できる人材の育成を目標としている。

1年次は初年次教育課程の教育を受けるが、その間に一部服飾学科と共通のものも含めた学科独自の内容の19単位を必修科目として履修することにより、服飾を物として成立させる技術や服飾経済に関する知識を得た上で、視覚的な感性や表現力を持った服飾表現の専門教育に備えての基礎的な能力を培うこととしている。

2年次前期に全専攻の授業を3日ずつオムニバス形式で受講し、希望の主専攻・副専攻を前期終了時に選択する。2年次後半から4年次までの専門教育課程では、専攻ごとに専門必修科目19単位の履修を求め、さらに専攻ごとに25単位の専門選択科目の履修を求めている。以上の専門基礎科目と専門科目を合わせて90単位を履修することで専攻別の教育目的と目標を達成することとしている。

また教養科目 34 単位の履修によって、社会人としての資質、能力を養い、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することをめざしている。教養科目 34 単位と専門科目 90 単位の合計 124 単位を修得することで卒業を認定し、学士（服飾）の学位を授与することとしている。また実務家教員が 5 専攻を担当しているため、実学的な外部実習を 3 年次に行うことで具体的な社会での仕事内容についても実践体験で、その後の就職に活かすことができる学科としての特徴がある。

【服飾表現学科専門課程 専攻別教育目的と目標】

専攻名	目的	目標
1) 衣装表現	衣装表現に必要なとされる発想、デザイン・構想、エスキース、制作、プレゼンテーション等の創作のプロセスにウェイトを置いた実践能力の育成を目的とする。	舞台や映画で美しく独創的な衣装を制作する衣装デザイナーなどの人材育成を目標とする。
2) スタイリング	スタイリストの基礎力として、過去から現在までにおける服飾表現の流れ（或いは“流行”）を把握し、社会におけるファッションの役割の上に表現できる能力の育成を目的とする。	TV や雑誌で、モデル、タレント、アーティストの魅力や個性を引き出すスタイリングをするスタイリストなどの人材の育成を目標とする。
3) ビジュアルマーチャンダイジング	魅力的な店舗や展示空間を想定し、視覚的に商品の世界観を伝えることができる能力の育成を目的とする。	ショップやイベント会場で消費者に視覚的に訴える演出を行う VMD（ビジュアルマーチャンダイザー）などの人材の育成を目標とする。
4) ショープロデュース	服飾表現における「ショー」に特化し、ステージ形態（舞台）、レイアウト等の造形プラン、音楽、ライティング、映像演出などの空間プラン、モデルのパフォーマンススケジュールなどの時間プランなどを総合したプロデュースとその運営能力の育成を目的とする。	ショーやイベントのコンセプト立案から企画、制作、運営まで観衆を魅了する空間を創るイベントプロデューサーやショースタッフなどの人材の育成を目標とする。
5) 映像・メディア表現	メディアにおける服飾のあり方を考え、視覚情報としてのそのイメージを伝えるために、映像の企画・構想、撮影、編集技術を修得し表現していく能力の育成を目的とする。	TV やネット配信など多彩なメディアでクオリティーの高い映像表現を行う映像ディレクター、映像作家などの人材の育成を目標とする。

・服飾文化学科

世界と日本の服飾文化を歴史的、空間的に高度な見地から把握し、理論又は制作の面から服飾文化の継承と発展に参画できる能力を身につけることを目的とする。具体的には、服飾文化が内包する現代的な課題（SDGs 等）の解決に向けての発想力と提案力を有する服飾の専門職業人としての能力を備えることを目標とする。

卒業時には服飾関係企業における SDGs や服飾文化にかかわる部門のスタッフ、博物館・美術館・資料館等の学芸員を含む文化活動スタッフ、服飾関係企業の企画・製造・販売の業務などの職業分野に要求される能力を身につけることを到達目標としている。

全てのコース、専攻でキャップ制を設け学習の成果が無理なく習得できるように工夫している。

《大学院のディプロマ・ポリシー》

本大学院修士課程の教育課程は、自由科目以外は、講義科目の「美の考察」と演習科目の「映像表現」、「創作技法研究Ⅰ、Ⅱ」、「創作研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「修了制作」がすべて必修科目となっている。従って、創作表現コース履修者は必修科目の8科目31単位を、3Dデジタルモデリングコース履修者は必修科目の8科目30単位を修得し、かつ修了制作の審査に合格することが修了要件となっている。

修了制作は、2年次前期に院生からの担当希望書を研究科委員会で協議し、担当指導者が決定する。担当指導者との協議によって決定している作品内容によって作品を制作し、創作表現コース履修者は展覧会場等におけるインスタレーション及びパフォーマンス形式による修了制作発表を行い、3Dデジタルモデリングコース履修者は作品制作と3D画像表現による修了制作発表を行う。

本大学院修士課程に2年以上在学し、上記の修了要件を満たし、修了制作発表を行った者で学位授与の申請書を提出した者に対し、修士作品審査委員会の審査結果に基づいて研究科委員会の審議を経て、本大学院の学位規程による修士の学位を授与する。

作品評価に当たっては、衣の造形作家として、制作の姿勢と作品の水準を評価対象とする。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて以下のとおり単位認定基準等を設けている。本学は、単位認定、進級・卒業・修了認定について厳正かつ公平に行っている。

(ア) 単位認定基準、進級基準

単位認定の基準について、大学では、大学学則第29条において、授業科目を履修し試験または他の適切な方法による評価の結果合格した者に単位が認定されることを定めている。成績評価基準については、大学学則第32条に基づき以下のように定め、毎年発行する「授業計画（シラバス）」に明示している。

【大学成績評価基準】

判定	評価	評点	評価内容基準
合格	S	100～90点	特に優れた成績
	A	89～80点	優れた成績
	B	79～70点	妥当と認められる成績
	C	69点～60点	合格と認められる最低限の成績
不合格	合	—	合格と認められる成績
	D	59点以下	合格と認められる最低限の成績に達していない

学部では、各授業科目の成績評価は各教員に一任されている。各教員は授業計画（シラバス）に示した成績評価方法に即して到達目標を達成できているかを評価し、成績評価基準に基づき、成績を決定している。成績評価の客観性・公平性を保つため、教務課において各教員の評価比率を把握するとともに教務委員会において情報交換を行い、点検してい

る。なお、試験で不正行為を行った場合、原則として当該学期のすべての履修科目の成績評価が無効となる。不正行為の様態及び懲戒基準については、オリエンテーションや「キャンパスガイド&ダイアリー」で周知し、試験実施時にも試験監督が注意喚起を行っている。

定期試験（課題提出等を含む）を受験できなかった学生については、大学学則第 30 条「やむを得ない事情によって試験を受けることができなかった者については、欠試の理由を検討した上で、内規にてらして追試験を行う。」に則り、追試験の機会を与えている。学生にはオリエンテーションや「キャンパスガイド&ダイアリー」で周知している。

また、試験（課題提出等を含む）の結果不合格であった学生については、学部学則第 30 条「試験の結果不合格であった学生に対する再試験は、担当教員が特に許可する場合に限り、一定期間内に受けることができる。」に則り、再試験の機会を与えている。学生にはオリエンテーションや「キャンパスガイド&ダイアリー」で周知している。

単位認定については、各教員の授業評価の報告に基づき、教務委員会で検討後、教授会において学長が意見を聴き確定している。

成績評価表は、前期については、基礎課程ではクラス担任から、専門課程では服飾学科はコース主任（モードクリエイションコースは複数のクラス担当者）、服飾表現学科はクラス担任から直接学生に手渡している。成績不良者には教務課からのメッセージが書かれており、内容によってはクラス担任やコース主任が直接履修指導を行う。保護者には郵送で通知している。後期の成績評価表は保護者宛に郵送している。

進級基準については、大学の服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科において、1 年次に 36 単位以上修得していない場合、あるいは GPA が 1.0 以下の場合、原則として 2 年次のコース・専攻に進むことはできないという要件を設けている。教務部教務課において、学生の修得単位数と GPA の一覧を作成し、これをもとに教授会で審議し、決定することとしている。

この要件は「キャンパス&ダイアリー」の「進級条件」に記載するとともに、教務課オリエンテーションで説明を行っている。

このほか学部では、他大学からの編入学生・転入学生、他の機関等（例えば他大学科目等履修生として、または放送大学において）におけるの修得単位について、学部学則第 33 条に則り、教務部で修得単位・成績の対照表を作成し、教務委員会・教授会の議を経て単位認定をしている。入学前の既修得単位等の認定と合わせて 62 単位を限度として、本学で修得したものとみなし認定している。

大学院においても、大学院学則第 10 条において、授業科目を履修し試験または他の適切な方法による評価の結果合格した者に単位が認定されることを定めている。成績評価基準については、大学院学則第 15 条に基づき以下のように定め、毎年発行する「学則及び履修スケジュール」に明示している。

【大学院成績評価基準】

判定	評価	評点
	優	100～90 点
合格	良	89～80 点

可	79～60 点
不合格 不可	59 点以下

研究科では、授業の成績評価方法について、毎年発行する「学則及び履修スケジュール」に明示している。単位認定については、授業評価の報告に基づき、研究科委員および授業担当教員による成績会議において審議し、研究科長から結果を学長に報告して確定している。成績評価表は、前期に関しては研究科長が直接本人たちに手渡し、必要な場合は指導を行っている。学年末は郵送で通知を行っている。

研究科では、他大学院等での履修単位の認定について、大学院学則第 12 条に定める「本大学院が教育上有益であると認めるときは、他の大学院において本大学院の教育課程に相当する科目・単位を履修することができる。」に則り、認めている。他大学院又は研究所における研究指導については、大学院学則第 13 条に定める「本大学院が教育上有益であると認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。」に則り、認めている。入学前の既修得単位の認定については、大学院学則第 14 条に定める「本大学院が教育上有益であると認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位等の内、本大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」に則り、認めている。但し、上記すべてについて今現在はその事例はない。

(イ) 卒業認定基準

卒業認定基準については、大学学則第 36 条において「本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、所定の必修科目、選択科目を含めて 124 単位以上を修得しなければならない。」と定めている。

学位授与については、大学学則第 38 条において、本学学部を卒業した者に学士（服飾）の学位を授与することを定めている。

卒業要件及び学位授与について、学生に対しオリエンテーションや「キャンパスガイド & ダイアリー」で明示し、周知している。

(ウ) 修了認定基準

修了認定については、大学院学則第 11 条に定める「学生は、2 年以上在学し、授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、修了研究及び修了制作を提出し、最終試験を受けなければならない。」に則り、研究科委員会にて厳正に審議を行い、その結果の報告をもとに学長による決定を行っている。

また、修士制作に関しては、大学院学則第 16 条に定める「本大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、修了制作の審査に合格した者に、「修士（造形）」の学位を授与する。」に則り、また、杉野服飾大学大学院学位規程のもと、研究指導教員等による修士作品審査委員会の審査・合否判定を経て、研究科委員会にて厳正な審議を行い、その結果の報告をもとに学長による学位授与を行っている。修了要件、認定方法については、学生に対しホームページ、オリエンテーションや「大学院履修スケジュール」で明示し、周知している。

上記のように、本学では、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。

【資料 3-1-1】 令和 5（2023）年度履修便覧（服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科）

【資料 F-12】 参照

【資料 3-1-2】 令和 5（2023）年度大学院授業計画（1～2 年次）【資料 F-12】 参照

【資料 3-1-3】 2023 Campus Guide & Diary（試験・追再試験に関する注意事項） p. 52

【資料 F-5】 参照

【資料 3-1-4】 2023 Campus Guide & Diary（杉野服飾大学学則） pp. 76-81

資料【F-5】参照

【資料 3-1-5】 杉野服飾大学 2024 Guide Book【資料 F-2】 参照

【資料 3-1-6】 大学院学則・カリキュラム・履修スケジュール

【資料 3-1-7】 杉野服飾大学大学院案内 2023【資料 F-2】 参照

【資料 3-1-8】 杉野服飾大学の学修（教育）成果測定の指標

（服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科）

【資料 3-1-9】 進級条件（服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科）

【自己評価】

単位認定、卒業認定・修了認定等の基準は、学則等で明確に定められており、また学生が容易に確認できるよう、「キャンパスガイド&ダイアリー」「大学院履修スケジュール」で丁寧に説明されている。

成績評価の方法については、各担当教員の責任のもとで行われているが、教務課は各教員にシラバスへの明記と学生への事前説明を要求している。教員間、コース間のばらつき等についても、これまで問題提起はされていないが、教務委員会では常に情報交換を行い、公平な成績評価を実施することに注意を払い点検している。

日本私立学校振興・共済事業団による私立大学等総合支援事業では、成績評価（進級判定・卒業判定・退学勧告）における「GPA」の活用を行い、学主指導や奨学金及び就職時に活用している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部では、単位認定及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用に関する改善・向上については、学長のリーダーシップのもと教務委員会を中心に 2 年次から専門教育課程とした進行状況を見ながら検討を進め、学生にとってより分かりやすいコース授業の履修系統図は出来ているが、今後、ルーブリック（成績評価の基準表）などについて本学に適した形を検討する予定である。

研究科は、令和 5（2023）年度からシラバスの「成績評価基準と方法」欄に数値等による評価の比重を表した成績評価基準表記欄を設け、成績評価確認の向上を図る。また、学位認定に係る評価基準に関しても明確化を行い、決定し次第ホームページでの公開を行う。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

現在、日本の服飾に関する産業と社会は目まぐるしく変化している。この状況を踏まえて、現在・未来のファッション産業界で対応できる基礎力、応用力を身につけ、建学の精神を受け継いだ人材を社会に送り出すことが本学の使命である。この使命を達成するために3つのポリシーを見直し、平成27(2015)年度に新しい人材育成の目的、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を策定し、新たに教育課程と教育方法による専門職業人を育成するための教育課程編成にした。

研究科では、本大学院修士課程は美術としての衣の造形に関する研究を行い、高度の創造力を有する衣の造形作家育成のための2年間必修科目の連続した積上げ方式のカリキュラムであることなどを、以下の（資料の）通り定め、「ホームページ」、「大学院履修スケジュール」、そして、成績手渡しの際での口頭説明で、廊下での掲示等で周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、どちらも「現在および未来の日本の服飾産業の道を切り拓くチャレンジ精神をもって、芸術性・技術力と文化的教養に基づいた創造力を養い、服飾の分野の専門職業人として社会で自立する能力のある人材を送り出すこと」という本学の教育目的を踏まえたものであり、授業科目内容および卒業時知識・技術の修得において両者は一貫性を確保している。

服飾学科の新入生は入学時点で、製作を主とする「モードテクノロジー系」とビジネス学修に向けた「ファッションビジネス系」のどちらかの系を選択する。ただし、どちらの系に所属しても共通に1年次では「ファッション・フィールド・リサーチ」「服飾造形基礎Ⅰ・Ⅱ」「ファッションビジネス概論」「流通・商業入門」「マーケティング・データサイエンス論」を必修科目として履修させる。将来、モードテクノロジー系のコースへ進む学生もビジネスの基礎を学修し、ファッションビジネス系のコースへ進む学生も服飾造形の基礎を学修させることを目的としている。これが本学の初年次教育課程の特徴である。また両方の系を全員が学ぶことにより、2年次での専門に行く際に系の変更が可能となっている。2年次からはそれぞれの専門基礎を学び、3年次以降応用へと進むカリキュラムになっている。この専門課程を学ぶことにより、卒業制作へ向けてより専門的な知識技術を身に着ける。

服飾表現学科の新入生においても「ファッション・フィールド・リサーチ」「服飾造形基礎Ⅰ・Ⅱ」「マーケティング・データサイエンス論」は服飾学科と同様の基礎教育として行っている。服飾表現学科は5つ全ての専攻が同じ単位数となっており、2年次後期からはそれぞれの専攻により内容が異なっている。2年次前期にオムニバス形式で5専攻の授業を受け、主専攻副専攻を選ぶことで幅広い知識を得ることができ、就職の幅も広がる。ま

た実務教員が担当していることから学外実習で実務体験を行いより実践的な授業が展開され、学生は知識技術を実体験で学べる。初年次教育課程の科目、専門教育課程での選択科目と合わせて専門教育課程でコースの必修科目を履修することによって、各コースや専攻の目指す専門職業分野の人材育成を可能とする方針のもとにカリキュラムが編成されている。

服飾文化学科の新生においても、服飾に関する基本的な知識と技術を修得するための導入の課程として服飾学科、服飾表現学科と同様の基礎教育を行い、それに加えて専門教育に繋げていく導入として服飾文化学科独自の科目「サスティナブル・ファッション概論」「フィールドワーク（集中）」を置いている。2年次からの専門教育課程は、服飾文化に関する理論と制作の双方を基礎から応用、発展に向けて総合的に取り組む課程となる。本学科は服飾学科、服飾表現学科と異なり、コース、専攻を設けていないが、学びの特色として「歴史」「レプリカ製作・修復」「衣のものづくり」「サスティナビリティ」の4分野があり、日本および世界の服飾文化を歴史的、空間的に捉え、現代が抱える様々な問題を見出し、問題解決に向けての発想力、提案力を要請するための科目編成となっている。

服飾文化学科開設年度にあたる令和5(2023)年度は1年生の基礎教育が進行中である。開設初年度の入学者が1名という厳しい状況となったが、1年次は他学科と同様の基礎教育であるため、学生は服飾学科との合同クラスで受講している。また前記の服飾文化学科独自の科目については学生と教員が1対1のかたちでシラバスに沿った授業が進められ、入学者数による不利益が生じないよう手厚い教育が行われている。

研究科においては、カリキュラムの2年間の必修科目の連続した積み上げ方式の上（資料一大学院カリキュラム・ポリシー）に、本大学院修士課程に2年以上在学し、別記（資料一大学院ディプロマ・ポリシー）の修了要件を満たし、修了制作発表を行った者で学位授与の申請書を提出した者に対し、修士作品審査委員会の審査結果に基づいて研究科委員会の審議を経て、本大学院の学位規程による修士の学位を授与するとしている。また、作品評価に当たっては、衣の造形作家として、制作の姿勢と作品の水準を評価対象としている。ここで言う「衣の造形作家として、制作の姿勢と作品の水準」とは、自らの意志で創作の基本概念（コンセプト）を構築しながら、創作方法も試行し研究を進めることで得られるものである。この「創作の基本概念の構築」と「創作方法の試行」は創作における両輪であり、それぞれ、例えば「創作研究Ⅰ—造形表現構想法—」と「創作技法研究Ⅰ—モデリング実習—」がそれにあたっている。これらの科目は1年の前期からその役割を担っており以後1年半様々な科目でその構造は貫かれ、修了制作へと受け継がれている。

本大学院修士課程は「美術」としての衣の造形に関する研究を行い、高度の創造力を有する衣の造形作家を養成し、服飾に関する文化の進展に寄与することを目的とする。このため、次のとおりのカリキュラム・ポリシーを定めている。

（1年次）

・創作表現コース履修者は、造形表現構想法と色彩表現法によって創作のコンセプトを確立したうえで作品制作とプレゼンテーション演習によって創作を作品化し、表現へと向わせることで衣の造形作家としての基礎づくりをする、「創作研究Ⅰ、Ⅱ」を課する。3D デジタルモデリングコース履修者は、3D デジタルモデリング、3D デジタルテキスタイル、3D デジタルスタイリングによってデジタル空間における造形力、構成力の基礎づくりとその

質の向上を狙う「創作研究Ⅰ、Ⅱ（3D デジタルモデリング）」を課する。

・創作表現コース履修者はモデリング制作法を中核とし、3D デジタルモデリングコース履修者は 3DCAD モデリング演習を中核とし、マテリアル演習、古典技法研究、作家研究を行う「創作技法研究Ⅰ、Ⅱ」によって造形の方法を模索し、素材に関する試行錯誤を繰り返しながら創作能力を養う。

・デジタル空間における形態や色彩、質感等を時間軸上に具現化する基礎として「映像表現」を課する。

・自由科目以外は上記の科目と「美の考察」を全員に必修科目として課することとする。
(2 年次)

・前期の「創作研究Ⅲ」で「創作研究Ⅰ、Ⅱ」の様々な表現の演習を基盤とし、「創作技法研究Ⅰ、Ⅱ」の技法、素材から受ける創作衝動を活動の本源としながら、それぞれのテーマ立てのうえ、衣の造形の作品制作を行い、衣の造形作家としての基礎を造り、その発展と応用を目指す。また「創作研究Ⅱ」から引き続き、プレゼンテーションの可能性の探求（創作表現コース履修者）、或いは、デジタル空間における造形感性、技術（3D デジタルモデリングコース履修者）を通し、作品を表現の領域まで高めて行くことと、それを修了制作の発表方法やプレゼンテーションの研究につないで行く。

・後期では、創作表現コース履修者は「修了制作（創作表現）」として、3D デジタルモデリングコース履修者は「修了制作（3D デジタルモデリング）」として、それぞれの創作テーマの設定のもとに、衣の造形の作品を制作する。真の造形作家を目指し、修士課程の集大成として、修了後の作家活動の出発点となる作品を制作する。

本大学院修士課程のカリキュラムは、衣の造形作家育成のための上記のとおり 2 年間必修科目の連続した積上げ方式のカリキュラムとする。

研究科のカリキュラム・ポリシーは、以上の通り定め、明確に示している。

本大学院修士課程は美術としての衣の造形に関する研究を行い、高度の創造力を有する衣の造形作家を養成し、服飾に関する文化の進展に寄与することを目的とする。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

令和 3（2021）年度より学部全てにおいて、2 年次に「マーケティング・データサイエンス論」の授業を取り入れるなど体系的な教育課程を編成し、順次改訂、実施している。履修系統図を活用し、学生に周知するとともに、選んだコース・専攻以外の専門科目も選択し履修ができるように工夫されている。シラバスを適切に整備しており、履修登録単位数の上限（キャップ制）を設け、無理なく学修できる体制を整えている。これにより幅広い知識が得られ、卒業に向けての知識・技能の習得を目指している。教養教育と専門教育の体系的な編成や変更などに関しては、初年次教育課程連絡協議会が中心となって検討し、教学マネジメント機関、自己点検評価委員会と連携して、改善を行うために必要な点検と実行を行っている。

研究科においては、創作における両輪である「創作の基本概念の構築」と「創作方法の試行」の構造を持ったカリキュラム編成となっている。「創作の基本概念の構築」にあたるのが 1 年次前期の「創作研究Ⅰ」であり、その概念の構築のためのトレーニングとして「美の考察」が位置する。それは 1 年次後期の「創作研究Ⅱ」における表現の具現化の研究に

繋がって行く。「創作方法の試行」にあたるのは「創作技法研究Ⅰ」であり、実制作における造形的実践、古典技法研究等を経て後期の「創作技法研究Ⅱ」において創作方法の多様性の部分的体験を行う。この両輪を基盤としながら造形研究は進んでいくが、それらを横断するかのように、1年次前期は視覚に発する構想・表現の研究のための「映像表現」、創作の現場で活躍する創作者（プロフェッショナル）による客観的（或いは外部的）評価を受ける「創作研究Ⅱ、Ⅲ―応用課題―」がある。それらを統合し、修了制作への下地づくり（創作・表現・発表）にあたる「創作研究Ⅲ」を経て、「修了制作」に向かう。

【資料 3-2-1】 専門コース履修系統図（服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科）

【資料 3-2-2】 服飾表現学科 3年次外部企業研修実績報告

3-2-④ 教養教育の実施

初年次教育課程では、教養科目によって一般的教養を養い、服飾関係科目によって芸術性・技術力、ビジネス基礎力を育成することを目的としている。その基礎の上に立って、専門教育課程で、創造力をもった「専門職業人」を養成することを目指している。教養科目は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目的として、キャリア・一般・体育・総合・国際関係・外国語の科目を多数開講し、外国語は8単位以上、それ以外の科目で26単位以上の履修を要求している。また1年次には初年次教育科目の「学修基礎」を必修として、大学で4年間学ぶためのスキル等を修得させることとしている。初年次教育課程では、服飾関係科目の共通必修科目と専門選択科目を設けているが、上記のような共通科目を系共通の必修科目としている。また、授業評価アンケートの分析、改善案を検討し、FD研究委員会と自己点検委員会が連携して、修得する知識・技術が得られるカリキュラムになっているかを検証している。また、令和5年度では、教養科目の1科目について、来年度継続開講していくか初年次教育課程連絡協議会で検討中である。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、本学では令和2（2020）年度に講義系科目のオンライン授業を始めたが、実技に関しては6月から人数を少なく時間を定めて分散登校や、分散教室などで行った。現在はすべてコロナ前に戻しているが、教育効果の見られた講義科目の一部はオンライン授業も取り入れている。今後も授業効果の高い授業運営ができるようFD研究委員会と教授会、自己点検評価委員会の連携で学長指導の下、計画と実行を継続していく。

また前述のとおり、平成27（2015）年度に大幅な教育課程の改定を行った。服飾学科は初年次教育課程で1年間、専門教育課程は各コースに所属しコースの専門的な学びを3年間行う。服飾表現学科は初年次教育課程で1年間、その後2年前期にオムニバス形式で5専攻の内容を学ぶ授業を履修し、2年後期から主専攻、副専攻を選び3年後期まで学び、最終学年で1つの専攻を選び卒業制作を行う。服飾文化学科では、2年次、3年次において先の4つの学びの分野を横断的に学修し、最終学年では卒業研究として卒業制作あるいは卒業論文のいずれかに取り組んでいく。

初年次教育課程は、本学学部教育のスタートプログラムである。「学修基礎」「キャリア教育」「一般教養」「外国語」などと専門基礎「服飾造形基礎Ⅰ、Ⅱ」「衣服材料学」「流通・商業入門」「ファッションビジネス概論」「ファッション・フィールド・リサーチ」「色彩演習」「ドローイングⅠ」などの服飾学科・服飾表現学科で同一の必修科目を行うほか、表現学科独自の「写真表現」「身体表現Ⅰ・Ⅱ」や「空間構成Ⅰ・Ⅱ」などを必修としている。他に「人体工学論」「現代デザイン論」「ファッション販売論」「流行論」などの選択科目で構成している。

特に初年次教育共通必修科目の中核科目である「学習基礎」「服飾造形基礎Ⅰ、Ⅱ」と「ファッション・フィールド・リサーチ」「マーケティング・データサイエンス論」について説明する。「学習基礎」ではオムニバス形式で大学生として学ぶべき基礎内容を入れている。シラバス掲載の通り、内容は多岐にわたり毎回重要な内容となっている。「服飾造形基礎Ⅰ、Ⅱ」では服飾の基本アイテムである「スカート製作」と「ブラウス製作」をすることによって、スカートやブラウスの種類、採寸、原型、製図方法、縫製方法を学修し、製作プロセスを理解する。この2つを学修することで、上衣・下衣の製作プロセスを理解する。これらの授業では教員の実習製作に伴う説明と共に本学独自で開発した「製作のための電子教材」の活用をしながら授業を進めている。さらにタブレット端末（iPad）を導入し、ビジュアル的な解説を心がけ、初めての学生でも専門用語と製作内容が理解できるようきめ細かく指導を行っている。また授業の他にもクラス共通の時間を活用したサポート教室を設け、より一層の理解ができるようにしている。さらに自発的な学修のために、学内であればどこでも自分のスマートフォンから電子教材にアクセスできる製作用デジタル教育システムを実施している。

次に「ファッション・フィールド・リサーチ」は平成27（2015）年度より設置した科目で全員が履修する。JR山手線「目黒駅」に隣接した好立地を活用し、学生全員が東京のファッション・リテール（小売）店舗のリサーチをグループワークによって行う授業を実施している。東京を地域や業態に分け10回のリサーチを行う。そのつどリサーチ結果をディスカッションし、レポート、マップなどにまとめ提出を行う。最終的には業態別のブランドの違いを比較し、アパレル企業の理解へと結びつけることを学修目標としている。またバックアップ科目として、必修の「流通・商業入門」「ファッションビジネス概論」などファッションビジネス系の教員が担当する講義も設置して、「ファッション・フィールド・リサーチ」授業と有機的に結びつけている。そのほか「マーケティング・データサイエンス論」は2年次にすべての学生が必修として習得する。

専門教育課程については、モードテクノロジー系の4コースの目標は平成26（2014）年までと大幅な変更はないが、専門の授業科目を増設した。また一部のコースの名称は、そのコース目的をより明確にするために変更した。

ファッションビジネス系は、これまでのファッションビジネス・マネジメントコースの他に平成27（2015）年からファッションビジネス・流通イノベーションコースを新設した。ファッションビジネスは現在大きな変革（イノベーション）の真ただ中である。アパレル、小売業などの業界主導から生活者主導へと激しい勢いで進んでいる。新しいコースでは、ファッションビジネスとデジタルの融合性を軸としたファッションテックを主テーマとしてファッションビジネスに挑戦・参加する人材創りを目標としている。

マネジメントコースでは、3年次の科目の中心に「産学連携」プロジェクト演習を設けている。学生の自発的な学修を促すこの演習によって企業で即戦力となる企画力や論理的思考力を養うことを目的としている。ファッションビジネス・流通イノベーションコースでは、3・4年次の通年科目として「ファッション流通イノベーション演習」を設定し、テーマ別に構成して、自発的な学修を展開させて行く。

このように、本学では教育課程編成の方針に沿った教育課程の体系的編成及び独自の教育方法を実践している。

専門課程においては毎年外部授業評価などを行い、できることから改善を検討し行っている。その実例として工場見学での実務を知ることや外部講師による特別授業、産学連携事業などを行っている。

服飾表現学科では、実際に社会で活躍している教員が5専攻の主任を務めることから、実学を行い、3年次後期に外部実習をそれぞれ行っている。これにより具体的に専攻内容についての理解を深めることができている。

服飾文化学科では学びの特色となる4つの分野を横断的に学修していく上で「博学連携」「域学連携」「産学連携」に積極的に取り組み、現代が抱える課題解決に向けての発想力、提案力、実践力を養成していくための科目を置いている。

研究科においても、カリキュラム・ポリシーにあるように積み上げ方式に沿った形で科目が開設されている。またさらに、一つの科目が多角的な切り口による複数の授業で組み立てられる構成になっている。このことから各授業の関連性は非常に重要であり、研究科委員会では授業ごとの進捗状況や院生の研究状況を毎回話し合い、授業のあり方、進め方を常時検討できる体制をとっている。また、院生にとっても複雑な科目構成であるため、履修スケジュール表、シラバスにより、入学時のオリエンテーションで研究科長から説明している。さらに科目のシラバスの他に、授業毎の詳細シラバスを作成しており、この詳細シラバスにおいては各回の授業内容のほか、その回ごとの目標や準備内容等も示されている。

学部・研究科ともに、学事日程においては、前期・後期とも15回の授業時間を確保しており、事情により規定の授業時間数を確保できない場合は、補講によって補うこととしている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

学部では平成27(2015)年度より新カリキュラムによる教育を推進している。服飾の単科大学を取り巻く服飾業界およびファッションビジネスの世界は急速に変化を遂げている。本学では大学教育としての基礎教育また本学の特徴的教育の根幹をなす教育内容を維持しつつ、時代に対応すべき内容については変更を実施し、社会と呼応したカリキュラムの実現に向けて教育課程を編成してきている。

服飾学科学生は、1年次の前後期に各1回、計2回のコース選択オリエンテーションに参加し、その後、コース別説明会及び教室見学に出席し、自らコースを決め、2年から4年における3年間の専門教育課程を学ぶ。

服飾表現学科では2年次前期のオムニバスによる5専攻の授業を3回ずつ体験することで学びについてより明確に理解し、主専攻・副専攻を取ることで習得知識・技術を見据え

て専攻についての理解を深めている。各コース・専攻ではクラスアワー（コースアワー）や個別面接などの実施とFD研究委員会による「授業アンケート調査」の実施によって、学生の意欲やその成果を見守りながらコース運営を進めていくこととしている。

服飾文化学科は令和5（2023）年度開設のため、学科設置の趣旨に基づいて今後実績を積み重ねていくことになる。

教育課程（カリキュラム）による教育を点検による改善を推進することによって、建学の精神である「挑戦（チャレンジ）の精神」「創造する力」「自立（自己実現）する能力」を学生に高めさせ、日本国内だけでなく国際的にも活躍するファッション業界の専門職業人を育成すべく、新カリキュラムによる教育を点検し改善することを向上の方策とする。

研究科では、新コース「3Dデジタルモデリングコース」が開始されたことで、先ずはこのコースのカリキュラム構成（研究構成）の充実を図る必要がある。新しいテクノロジーを大々的に導入したが、まだここでのそれを活かした造形研究の構造が意識されていない。今のままだと、技術習得が突出してしまう恐れがある。具体的には「創作研究Ⅰ—3Dデジタルモデリング—」と「創作技法研究Ⅰ」の関係が前記の本科の研究における両輪となるのが、あるいはまた別の構造をつくり上げることが可能か、という問題がある。第1段階として、「創作の基本概念の構築」をどこで行っていくかなどカリキュラム編成を鑑みながら計画して行きたい。

また、既存の「創作表現コース」では「映像表現」が開始されたこともあり、今後現実空間での実体（アナログ）作品のみならず、作品表現方法の多様性に対応していかなければならなくなるであろうことは想像に難くない。それに対して勿論担当教員個々の能力向上は言うに及ばずだが、プロジェクターや音響などの設備の改善も視野に入れて行かなければならない。衣の造形に関する研究の中で常に、「専門」（性）とは何か、という問いは持ち続けて行かなければ時代に呼応した大学院ではなくなるであろう。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、三つのポリシーを定めそれを踏まえた学修成果の点検・評価を自己点検評価委員会で行っている。「杉野服飾大学自己点検評価委員会規程」の第2条において、その目的を「委員会は、本学の教育・研究水準の向上を図り、今後の発展充実に資するため、本学の組織運営・教育・研究等の状況について点検及び評価を行い、並びに学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関の評価を受けるための資料を作成することを目的と

する。」と定め、実行している。

本学のアセスメント・ポリシーは、次の3段階においてそれぞれ学修成果を検証し、それを基に分析・活用することを定めている。

(1) 機関レベル

学位の取得状況、進路の決定状況（就職率、進学率、中退率、学生の意識調査、卒業時の満足度）、就職先の企業アンケート、卒業生アンケートなどを実施し、機関レベルにおける学修成果の達成状況を検証する。検証結果は、大学としての現状把握、全学的な教育改革、学生支援の改善に活用する。

(2) 教育課程レベル

GPA、単位取得状況、科目別成績評価、学生の学修状況・資格取得状況、などからディプロマ・ポリシーに基づき教育課程レベルにおける学修成果の達成状況を検証する。検証結果は学部教育課程の現状把握、および教育改善等に活用する。

(3) 科目レベル

授業評価アンケート等から科目ごとにシラバスで提示した学修目標に対する学修成果の達成状況を検証する。検証結果は、科目担当者の教育改善等に活用する。

アセスメント・ポリシーにおいては、調査、アンケートについてFD研究委員会、コース責任者協議会、教務委員会、教授会、自己点検委員会が連携して点検・評価を行い、改善案を検討し、実行に移している。

研究科では、「杉野服飾大学大学院自己点検評価委員会規程」の第2条において「委員会は、大学院の教育・研究水準の向上を図り、今後の発展充実に資するため、組織運営・教育・研究状況について点検及び評価を行い、並びに学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関の評価を受けるための資料を作成することを目的とする。」と定め、本学の使命・目的に即した組織的な自己点検評価を行っている。評価においては、PDCAサイクルに資する自己点検評価を心掛けている。

各年度については、本学に必要な点検、必要な検討項目を整理して、自主的な自己点検評価に努めている。その活動については、自己点検評価委員会メンバーの中から教学のマネジメントクラス（学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、入試広報部長、学務課長、コース責任者等）で案件に応じて検討してきている。また、FD研究委員会、学生募集実行委員会による活動も、学長のリーダーシップのもと、本学の自己点検評価活動における重要な調査と位置づけて活用している。本学の現行の委員会規程による「大学自己点検評価委員会」は、平成16（2004）年12月に発足したが、平成17（2005）年は学園の創立80周年に当たり、委員会は発足後の翌年11月まで1年間、学園の教育理念と教育目標を検討課題として検討を行った。このことによって、大学教員の中に教育理念と教育目標についての問題意識が浸透していった。この年に建学の精神、教育の理念を徹底的に議論したことはその後の自己点検評価を進める上で大きな意味を持つことになった。平成17（2005）年12月から平成18（2006）年3月にかけて行われた服飾教育内容についての検討の中で、教育目標がさらに具体的に検討された。こうした検討を行う中で、当時の基礎課程と専門課程における教育の到達目標がそれぞれより明確にされていった。また、学園の服飾教育の原点であるドレメ式原型の問題点も提起された。ドレメ式原型の改訂については、平成18（2006）年5月に検討委員会が設置され、平成20（2008）年7月に改訂原案

の報告会が行われ平成 21（2009）年 7 月に完成した。またその後、この原型を基にドレメ式独自のドレメ式ボディ（人台）を作成し、授業に活用している。

大学は平成 28（2016）年 3 月に日本高等教育評価機構から「認定」の判定を受けた。基準項目では、すべての項目で「基準を満たしている」との判定であった。

平成 29（2017）年度からは、卒業生就職先企業と各コースの卒業生による授業改善のための会議の開催を開始した。その結果を自己点検評価委員会、教授会、各種委員会等にフィードバックし、その後コースごとに改善案を検討・作成し、各授業科目の改善を行っている。このように PDCA サイクルを意識した取り組みを行っている。具体的には、毎年度コース責任者協議会で計画を立て（P）、同じく実働部隊としてコース責任者協議会が卒業生・企業との面談を実行し（D）、実施後に学長・学部長でチェックを行い、さらに大学自己点検評価委員会及び教授会、各種委員会等にフィードバックし各コースの授業改善を求め（C）、翌年度改善方策を実施するとともにホームページで公表して行く（A）仕組みを構築してきている。

研究科では、平成 24（2012）年度の終わりに開設年度 1 年間の総括として授業内容等の検証を行っている。さらに完成年次である平成 25（2013）年度に授業内容と院生の研究状況に関する細部までにわたる徹底した検証、検討が行われた。それにより、1. 大学院生の造形研究の内容の深化を図る。2. 大学院生の造形研究の効率化を図る。3. 担当教員の担当時間の調整を含めた指導の効率化を図る、を目的に平成 26（2014）年度よりの授業内容の見直し、改定が行われ、また、修了制作指導教員を 1 名加えることの提案も行い、教育・研究水準の向上を図ることに努めた。さらに今後の社会の動向を鑑み 3D デジタルモデリングコースを令和 4（2022）年に開設した。

なお、学部では全学科の全ての科目について、2 年に一度の頻度で FD 研究委員会が学生アンケートを行い、その結果を受けて担当者は改善案を提出している。その内容はクラス、コース、専攻の担任から学生へフィードバックされ、さらに図書館ですべての内容が閲覧できるようになっている。

研究科では、別記のアドミッション・ポリシーに基づき毎年前後期の終わりに行われる学修指導等の学生アンケートを行っている。その結果を受けて担当者は改善案を提出し学生へフィードバックされている。

本学の自己点検評価活動は、点検評価に留まらず、私立大学の自主的・自律的な精神のもと本学の使命・目的に即した自己点検評価の結果を実行に移してきており評価できるものである。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検評価については、評価体制等十分に整っている。自己点検評価の周期については、基準に沿った報告書作成のための自己点検ではなく、状況に応じた適時適切な実質的自己点検を重要視している。「杉野服飾大学自己点検評価委員会」はこれまでの取り組みを今後も継続しながら、報告書の議論を含めて改善充実を図っていく。

【基準3の自己評価】

学部各学科及び研究科において、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、それを周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、進級基準、及び卒業認定基準が策定・周知されており、これらの基準は厳正に適用している。大学の教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを学部各学科及び研究科において策定・周知している。これらのカリキュラム・ポリシーは、それぞれの教育目的を踏まえており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性は保たれている。学部各学科の教育課程は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、教養教育も適切に実施している。全科目のシラバスは、すべての項目を精査し、整備している。教授方法の改善は、FD研究委員会、教授会、自己点検評価委員会が連携して取り組んでいる。本学では、アセスメント・ポリシーに則り、機関レベルから科目レベルまで、それぞれにおいて学修成果を点検・評価し、各レベルでの改善に活用している。以上のことから、基準3の基準を満たしていると自己評価する。

【資料3-3-1】令和4（2022）年度自己点検評価委員会構成メンバー表

【資料3-3-2】杉野服飾大学自己点検評価委員会規程

【資料3-3-3】令和4（2022）年度大学院研究科委員会開催通知【資料2-2-8】参照

【資料3-3-4】令和4（2022）年度大学院自己点検評価活動まとめ

【資料3-3-5】令和4（2022）年度教学企画調査室（IR）メンバー表

【資料3-3-6】令和4（2022）年度コース責任者協議会活動報告

【資料3-3-7】大学全学科の卒業時の修得知識・技術一覧表

【資料3-3-8】大学院修了生活動記録（DM、SNS画像等）

【資料3-3-9】令和4（2022）年度自己点検アセスメント結果点検・評価及び改善案

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

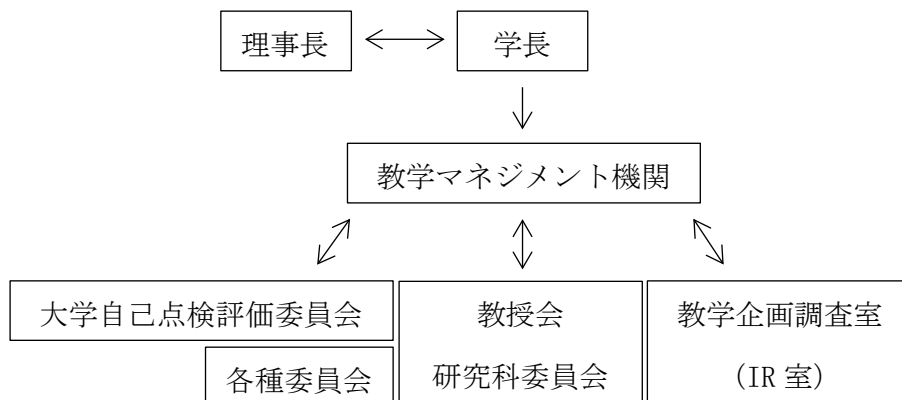
(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の意思決定の階層は、以下の「杉野服飾大学教学マネジメント組織図」通りであり、学長は教学マネジメントにおけるリーダーシップを発揮している。

杉野服飾大学

教学マネジメント組織図



学長は、学長選任規程に基づき理事会で選任され、令和 5（2023）年 4 月より新学長が就任した。前学長が理事長職に就き、学長は理事長と共同して大学の運営にリーダーシップを発揮している。

学長は、文部科学省高等教育局の要職を歴任し、国際連合大学大学院事務局長、新潟県立大学事務局長、文化庁芸術文化課長、名古屋市立大学大学院人間文化研究科特任教授兼学長特別補佐を務められた後、平成 31（2019）年（令和元年）4 月から令和 4（2022）4 月迄東京国立近代美術館館長を務められた。

大学アカデミック（教育と研究）、大学行政に極めて精通している人物である。教育・研究については、本学の専門性に通じる業績も積まれている。平成 26（2014）年に「大学で《芸術家》を育てるということ」、平成 30（2018）年に「エビデンスとは何か？＝アート活動におけるジレンマ＝」、平成 31（2019）年（令和元年）に「英国の先進事例に学ぶヘルスケアアートとそのマネジメント」の発表をされている。また、高等教育における大学行政についても大学教育改革に関する数多くのフォーラムで講演者、パネリストとして業績を残されている。さらに教学マネジメント体制の確立、教職協働についても調査研究をされ、教職協働では大学職員の強い意志と組織的な対応が不可欠と提言し、教職協働を実現するために不可欠な事務職員の専門的能力向上のための SD 講師を務めるなど、効果的な啓発・研修にも取り組んで来られた人物である。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括する。学長は学則に基づき、学部で開かれる教授会からの意見を勘案し意思決定を行う。教授会は、学長が招集し、本学の教育研究にかかる重要決定事項や報告事項について意見を述べる。特に教学マネジメントに関わる全学的な調整を要する事項、緊急性・時限性があり速やかに結論を出す必要がある事項について、学長は「教学マネジメント機関」（後述）において審議・協議する体制を構築している。

前学長が自己点検評価委員会を通して 3 つのポリシーを策定し、建学の精神に基づく教育研究を推進したが、学長は大学の向上充実に向けて引き続きリーダーシップを発揮している。具体的には学生、保護者、教職員はじめステークホルダー（学会関係者、業界者を

含む)に方針を明確に示し、その実現のために率先して活動している。その一環として、これまで毎年度当初に開催する新任非常勤講師の会と教職員全体会において理事長の方針を述べ、年度ごとに方針を周知徹底する機会を設けている。また各種委員会、教授会においても方針を確認して全教職員の協力を求めて教育活動を推進している。このほか、学長は「自己点検評価委員会」「資格審査委員会」「入試委員会」「研究奨励補助金審査委員会」「学生募集実行委員会」などの委員長として、主体的に関わるとともに、学長は法人の理事であり、法人の意思決定者である理事長と連携して学園全体の方針を踏まえた管理運営が出来ているとともに、教学面でリーダーシップを発揮し、機動力のある大学運営を実行していると理事長は学長を評価している。また、理事長・学長は、必要に応じて置かれる副学長・学長補佐を加えた学部長、研究科長、教務部長、学生部長等による教学の補佐体制も整えている。学部長、教務部長は杉野学園の理事を兼任させている

【資料 4-1-1】杉野服飾大学学長選任規程

【資料 4-1-2】杉野服飾大学学則第 10 章教授会

【資料 4-1-3】令和 4 (2022) 年度杉野服飾大学委員会構成図

【資料 4-1-4】役員等の氏名等 (令和 4 年 7 月)

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「教授会」「研究科委員会」は、学則で定める通り、学長が決定を行うための審議機関、意見聴取機関として組織上位置づけている。

「教授会」における審議については、教授会構成メンバー(学長・教授・准教授・講師・事務局長他)による検討を可能にするために、各種委員会において事前に検討を行っている。各種委員会は教授会メンバーを中心に教員全員の協力のもとで編成している。委員会活動状況は、毎年度末に学長に報告書が提出されるが、重要案件等についてはその都度委員長が直接学長に報告し判断を仰いでいる。教授会の議題設定については、学長・必要に応じて置かれる副学長・学長補佐、学部長、議長、副議長、教務部長、学務課長で構成される教授会事前打ち合わせ会で検討している。教授会議長は学長が指名する者が当たり、書記の 2 名も教授会メンバーである教員が担当している。大学院研究科委員会は研究科長が議長となって大学院の教育研究に関する重要事項を審議している。

検討機関としての役割を担う委員会については、「各種委員会規程」に定める委員会、「個別の委員会設置に関する規程」により定める委員会に分けられており、それぞれ規程を整備しており、権限と責任を明確にしてその機能を果たしている。

よって、本学での教育研究上の諸事項については、委員会、委員会から教授会、学長という段階を踏んで意思決定が図られていくのが通例である。委員会は報告書を作成して、活動・決定事項等の記録を残すとともに、年度末に学長に報告書として提出し保存している。なお、教授会・委員会には該当事項を所管する職員も出席しており、教職協働で取り組んでいる。

教学マネジメントについては、令和 4 (2022) 年 6 月にコロナ対策等をはじめそれまでの教学の重要事項を検討していた通称「教学トップ会議」を「教学マネジメント機関」(令和 4 (2022) 年 6 月学長裁定)と位置付け立ち上げた。「杉野服飾大学の意思決定と教学マ

マネジメントに関する方針」を以下のように確定し、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを確立し権限を発揮して責任を果たしている。

「杉野服飾大学の意思決定と教学マネジメントに関する方針」

(令和4(2022)年6月学長裁定)

杉野服飾大学においては、学長のリーダーシップのもと教学関係の管理職の参画と教学マネジメントに係る学内の各種委員会及びIR室の活動、提案によって大学の意思決定と教学マネジメントが適切に確保されている。この現状を踏まえて、杉野服飾大学(以下「大学」という。)の意思決定と教学マネジメントに関する方針を次のとおり定める。

1. 大学の教学に関する各分野の現状分析と改善のための課題の検討は、「自己点検評価委員会」を中心とする各委員会の年間の活動の中で行われることが基本である。
2. 委員会の活動は、PDCAサイクルに従って行われる。
PDCAサイクルに従った委員会の活動の中で全学的な意思決定と行動が必要な課題については、速やかに学長にこれを伝え、課題解決に向けた提案及び進言を委員会の責任者が学長に行うことが必要である。
3. IR室においては不断の調査活動の結果について、各委員会と同様の取り組みが求められる。
4. 各委員会及びIR室からの提案及び進言を受けたときは、学長は事案によって、学部長及び教務部長(事案によっては学生部長)と事案について速やかに検討を行い、必要に応じて、当該委員会及びIR室と意見交換を行ったうえで方針を決定する。副学長又は学長補佐を置いている場合には、事案に従って、副学長又は学長補佐の参画を求めて方針を決定する。(以下「教学マネジメント機関」と称する。)
5. 教学に関する各分野の改善のための課題の検討と対策に関して全学的な方針を決定するに当たっては、学長は必要に応じて教授会・研究科委員会に提案して審議を行い、または教授会に報告を行うものとする。
6. 学長は、必要に応じて、教学マネジメント機関で協議したうえで、各委員会及びIR室に教育の質の維持確保、改善のために必要な課題の検討を行うことを求めるものとする。
7. 各委員会には原則として、所管事項に係る事務局の部署の責任者及び必要に応じて適任者を委員会の構成員に加えることとする。
8. 各委員会の中でも特に教務委員会とFD研究委員会の責任者は、事案についての学長への報告及び提案を緊密に行うよう努めることとする。
9. 学修成果の点検と判定のために平成30(2018)年に学長が自己点検評価委員会での検討を経て策定した学修成果の判定指標の集計・分析は毎年度学部長、教務部長によって実行され、学長、自己点検評価委員会及び教授会に報告されたうえで、大学のホームページで公表されている。この毎年の調査結果についても大学全体の教育の質の確保、向上のため、教学マネジメント機関で共有し、必要に応じて意見交換、協議を行うものとする。
10. 大学で行われている教育の実態と課題について第三者の意見を求めるために学長が自己点検評価委員会の検討を経たうえで学部長が責任者として実施することとした企業と

の意見交換会及び卒業生との意見交換会は今後も継続的に実施し、これに基づく授業改善案の策定も同様の手続きで毎年実施するものとする。

11. 学長は、教学マネジメントに関する重要事項についてはそのつど理事長に報告し、必要に応じて理事長の意見を求めるものとする。理事長は、学長から報告があったときは、必要に応じて理事のうち大学の教学マネジメントに関する事項を担当する理事と事案を共有し、担当の理事に検討を依頼するものとする。

大学の意思決定組織は上記のように整備されており、各権限と責任は明確であり機能的である。

【資料 4-1-5】 杉野服飾大学大学院研究科委員会規程

【資料 4-1-6】 各種委員会規程

【資料 4-1-7】 個別の委員会規程

【資料 4-1-8】 令和 3（2021）年度各委員会報告

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の使命・目的を達成するために、組織図に示す事務体制を構築し、それぞれの部署の規程に定められた業務を適切に遂行している。

「学校法人杉野学園管理運営規程」に則り、管理部門は、総務部・経理部・入試広報部・教務部・学生部・就職部・出版部の各部で構成され、法人全体の業務を司っている。

総務部は庶務・人事及び情報処理、経理部は経理・会計・管理及び収益事業、入試広報部は入試業務と広報、教務部は学務・教務、学生部は学生の福利厚生全般と大学生活における相談窓口、就職部は学生の就職及びキャリアサポート、出版部は各出版物の発行など、管理運営のための必要な組織を配置し、教育組織と連携しながら適切に業務を遂行している。また、職員の資質・能力向上のための組織的な取り組みを行っている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の説明会や、日本私立大学協会、私立大学情報教育協会の研修会に関係部署の職員を毎年多数参加させ、業務遂行に必要な知識・認識を深めさせている。

さらに、組織を運営するにあたり、教授会の他に各種委員会の組織を設けて、必要に応じて管理運営に関する諸問題も協議している。これらの委員会には、事務局の部課長も構成員として参加しており、事務局の意見も反映されるようになっている。職員が委員となり参画することで、教職協働で教学マネジメントを実施している。

【資料 4-1-9】 学校法人杉野学園 事務組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長は、令和 3（2021）年度・4（2022）年度では、「新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業・対面（面談）授業等を含む大学運営」、「服飾文化学科」新設に向けての設計と申請業務の検討、「大学院造形研究科造形専攻コースの増設」「杉野学園杉野服飾大学ガバナンスコードの制定」、「公的研究費の管理・監査体制の運用」、「大学の数理・データサイエ

ンス教育の構築」、「杉野服飾大学日中服飾専門課程の運営」、「高等教育の修学支援新制度の運用」、「各年度の杉野服飾大学 自己点検・評価報告書の作成」「各年度の学生の学修成果の評価の方針（アセスメントポリシー）に基づくアセスメント結果の取りまとめ」、「各年度の私立大学等改革総合支援事業調査対策」「各年度の教育の質に係る客観的指標調査対策」「各年度の杉野学園奨学生決定」「各年度の内部質保証に関わる大学外部授業評価」「各年度の教員の異動」「各年度の委員会構成メンバーの検討」「各年度の入試対策の検討」等、主に学長のリーダーシップの元で進められてきているが、今後も各諸策実行については、教職協働でさらに検討を行い、学部長・研究科長・教務部長・学生部長は、各事務局の長とコミュニケーションを密にし、学長のもとさらに全学一丸となって諸問題に取り組む体制を構築していく必要がある。

職員については、社会の経済基盤や産業構造が大きく変革している現在は、社会のニーズに対応した教育改革を進める上で高度な知識や対応力を有する事務職員の協力が不可欠であり、教員と事務職員が一体となってこれらの改革に当たる必要がある。教員には自らの研究領域以外の学校運営についての理解が求められ、事務職員も行政担当者として資質向上が求められ、両者ともにより一層の研鑽が必要である。事務職員研修では、さらに中堅職員を対象とした研修を企画し、中堅職員に求められる能力と資質の向上を図る。研修を積み重ねることにより、教員・事務職員全体で課題や問題点を共有するとともに、個々の問題提起能力や課題解決能力の向上に努める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育課程を適切に運営するためには、大学設置基準に基づいた教員配置が必要である。本学は服飾に特化した大学で、服飾学部には「服飾学科」と「服飾表現学科」があり、これに加え令和 5 (2023) 年度から「服飾文化学科」が設置された。学部においては教育課程の編成は初年次教育課程と専門教育課程で構成されている。初年次教育課程における専門科目は、服飾関係科目とライフスタイル関係科目であり、教養科目は一般、体育、総合、国際関係、外国語からなり、2 年次以降が専門教育課程となっている。それに加えて教職に関する科目、学芸員に関する科目が開講されている。

学部教育の上に展開する研究科においては、学部の教員が兼任することで、必要な教員配置を行っている。

以下の表は本学の教員配置を示している。大学設置基準上の教員数と現教員数を比較すると、大学服飾学部では必要教員数を 30 名上回る教員が確保されている。専任教員数は服飾学科 28 名、服飾表現学科 10 名、服飾文化学科 6 名で基準を満たしている。「職位別」の

杉野服飾大学

バランスを見ると、服飾学部全体で教授 25 名 (56.8%)、准教授 1 名 (2.3%)、講師 9 名 (20.5%)、助教 9 名 (20.5%) となっている。大学院造形研究科は学部の専任教員 9 名 (教授 6 名、講師 3 名) が兼任教員となっている。

	学部名	学科名	定員		在籍 学生数	基準専任教員数					非常勤 講師		
			入学 定員	収容 定員		全体	学科別 専任教員数	現員	教授	准教授		講師	助教
大学	服飾学部	服飾学科	200	860	608	15	11	28	14	1	5	8	77
		服飾表現学科	40	160	104		6	10	6	0	3	1	21
		服飾文化学科	40	160	1		6	6(7)	5	0	1(2)	0	19(70)
	合計		280	1,180	713		23	44(45)	25	1	9(10)	9	—

※()内の数字は服飾文化学科完成年度の教員数
※非常勤教員数の合計は実数ではなく延べ人数のため
表記しません。

大学院	研究科名	専攻名	基準教員数		現員 (兼任)	研究指導教員		現員 (兼任)
			研究指導 教員	研究指導 補助教員		研究指導 教員	研究指導 補助教員	
	造形研究科	造形専攻	5	4	9	5	4	5

次に教員構成が、入学・収容定員、在籍学生数に対応して、適切なバランスを保っているかを下記の表によって示す。専任教員、非常勤講師、助手、技術助手の人数を示した。

大学の専任教員、非常勤講師、助手の人数

	学部名	学科名	定員		在籍 学生数	専任 教員数 (助教以上)	在籍学生数 /教員数	非常勤 講師	助手	技術助手	
			入学 定員	収容 定員						専任	非常勤
大学	服飾学部	服飾学科	200	860	608	28	21.7	77	9	8	4
		服飾表現学科	40	160	104	10	10.4	21	0	0	0
		服飾文化学科	40	160	1	6(7)	0.17	19(70)	1	0	0
	合計		280	1,180	713	44(45)	16.2	—	10	8	4

※()内の数字は服飾文化学科完成年度の教員数
※非常勤教員数の合計は実数ではなく
延べ人数のため表記しません。

本学の教育課程は、服飾を専門としているため、専門領域の授業方法は演習、実験・実習が多く、「助手」や「技術助手」を多数配置して、組織的連携をもって授業展開をしている。また、「必修科目」「選択必修科目」は専任教員が担当するよう配置している。アパレル・ファッション業界関係の授業については、外部の専門家に授業を担当してもらう必要性があり非常勤講師に委嘱している。このため非常勤講師の数が多く、服飾学部全体の非常勤講師数は 77 人で非常勤依存率は高い。専任教員一人当たりの学生数は服飾学科が 21.7 人、服飾表現学科が 10.4 人の割合となっており、適切である。

次に、専任教員の男女別構成を見る。服飾学部全体 44 人のうち、男性 13 人 (29.5%)、女性 31 人 (70.5%) で女性の比率がかなり上回っている。これは本学の専門である服飾・家政関係の教員が多い理由からである。

専任教員の職位別・男女別構成

	学部名	職位	男性		女性		計	
			(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
大学	服飾学部	教授	9	36.0%	16	64.0%	25	100%
		准教授	0	0.0%	1	100.0%	1	100%
		講師	2	22.2%	7	77.8%	9	100%
		助教	2	22.2%	7	77.8%	9	100%
	合計		13	29.5%	31	70.5%	44	100%

※令和5年4月現在の教員数

教員の採用・昇任の方針として、学内での厳格な規程を設け運用している。本学の教育課程は、服飾に関する演習・実習主体の実践的な教育を特色としており、特色を生かす配慮として、教員の採用・昇任における研究業績については、論文形式のみではなく作品や制作活動を重視した評価を行っている。また、産学連携を展開する教育活動をする必要性から、大学と産業界との連携教育に即対応できる活動業績のある教員を積極的に採用している。

教員の採用・昇任に関しては、「杉野服飾大学専任教員資格審査規則」に基づき「資格審査委員会」で学長が必要と認めたとき審査を行う。教員の職位は、「教授」「准教授」「講師」「助教」「助手」を定め、その資格について規定している。また、審査の申請方法、認定基準、審査方法、審査結果の報告などが明示されており、それらが厳正に守られており、規程に則り運用している。

教育課程を遂行するために必要な教員の配置に関しては、専任教員数、教授数ともに設置基準に適っている。

専門分野の教員構成については、「必修科目」および「選択必修科目」については専任教員が担当するよう配慮している事は前述したが、演習・実習科目が多い中、実務経験を活かした特色ある科目については、ここ数年、実務経験を持つ教員を新規採用することによって良い効果が見られている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

1) ファカルティディベロップメント

教員の教育活動を活発化することについては、「FD 研究委員会」を設置し、活動を推進している。

<1>学生による授業評価

本学では、教員の教育活動の向上のために、FD 研究委員会によって「学生による授業評価」アンケート調査を実施している。全体の傾向を知ることに目標をおき、当初は統計を重視したが、近年は自由記述も含めて、教員にフィードバックしている。調査結果は各授業担当者に配布し、授業の改善をすべきところは速やかに改善するよう促し、効果的な方法を講じるよう求めている。各教員の評価結果は、各教員により、設問別集計表、数値の

分析、自由記述の概要、改善案の各項目の構成で1ページにまとめ、教員全員分報告書として公表している。公表された報告書に関しては、学生は図書館にて閲覧することが可能であり、フィードバックを行なっている。

さらに令和3(2021)年度より、授業評価アンケートによって示された改善ポイントに対する学生の評価を受けられるように、質問項目を工夫した。つまり、質問項目に教員側からの質問、授業での改善すべき点など、自由項目を設け、各教員がそこで改善したポイントについての項目を設け、学生の評価を受けた。これにより授業での改善が学生側からも評価され、その改善の定着を図ることとなった。

<2>授業公開・参観

平成15(2003)年度より、一部の授業について、一定の期間(1~2週間)に限り、同僚教員等への公開授業を行った。参観者は、授業の感想等を報告書にして委員会に提出し、その報告書のコピーが授業担当者へフィードバックされた。しかし、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン授業となり、短縮時間となり、公開授業の実施は一時中断したが、令和4(2022)年は、再開した。

<3>FD研究委員会主催「学習会」の開催

令和2(2020)年度は、学生の学習支援システムであるmanabaを教員が利用することで、今まで使用していたmanaba folioから機能を追加発展させたmanaba courseへの変更に伴い、教育の質の向上を目指すための令和2(2020)年オンライン学習会を開催した。「多様性」「ダイバシティ」という言葉が現代社会の中で重みを持ち、多様な価値観を尊重する動きや取り組みが大学でも広がっており、本学でも近年、「学生の多様化」を感じる機会が増えており、学生の多様性に対応する能力は、教員にとって不可欠な能力となっている。本学学生相談室のカウンセラーに令和3(2021)年度に着任した石川小百合氏を迎え、「様々な学生の対応について」というテーマで、事例をご紹介していただきながら、今後の指導に役立てていく研修会となった。データが豊富に入手できる現代においては、数理的思考力とデータ分析・活用能力を持つ人材の育成が必須となっており令和3(2021)年度2月は、テーマを「数理・AIデータサイエンス教育について」とし、『マーケティング・データサイエンス論』を担当している田中 康寛氏に授業内容について解説をしてもらった。教員ひとりひとりが本学の教育課程におけるデータサイエンス教育の意味、あり方を認識し、自身の授業を見つめなおす機会として開催された。令和4(2022)年度6月に、令和3(2021)年度10月に開催した講師、石川小百合氏を再度迎え、テーマを「認知特性を知り、学生対応にいかそう」とし、認知特性から学生の特性を知り、今後の指導について考えるための研修会を開催した。学習会参加者は、感想や意見、質問を学習支援システムmanabaに記入し、FD研究委員会から講演者に回答をお願いし、今後の研修会に役立てている。また質問内容は全員にフィードバックを行い、学生対応に役立てている。学習会は、今後も教育活動を推進する内容をFD研究委員会で立案し、開催を予定している。

<4>入学者アンケート

4月に新入生を対象とする「入学者アンケート」を実施している。質問項目は、大きく分けて、学生募集に関連する項目(進学を決意した時期や理由、オープンキャンパスへの

来場の様子、募集メディアの認知度等) と、杉野の学びについてである。

この調査によって、近年の傾向は、7~8割学生は、普通科から入学していることから、家庭科での被服の製作経験のない学生が増えている状況を把握できた。

基礎的な知識と技術を持たないで入学しているというデータを踏まえ、服飾造形への導入教育に、4月に補修期間としてサポート体制を取り入れ、以前にもましての慎重かつ手厚い取り組みをしている。

アンケート結果は、入試広報に関する項目と、学生生活に関する項目の2通りの報告書にまとめた。

<5>学生生活アンケート（卒業予定者対象）

授業改善やその他の改革の資料とするため、3月に卒業予定者を対象とする「学生生活アンケート」を実施し、結果を報告書にしている。平成16（2004）年度から毎年、卒業前の在学学生を対象に、学生生活全般についてのアンケート調査を実施している。この調査の報告書では、それぞれの項目につき5段階評価で数値を出すとともに、学生と対面で声を聴き、教員の反省資料として活用を図っている。この調査から明らかになることは、学生の満足度が高い（5段階評価で4.12）ということであり、本学の教育、特に実習系の専門科目で手厚い個人指導がなされているということが評価されている。

<6>学生FD研究委員会

平成30（2018）年度より、学生FDを設置し、学生視点で、大学の授業・施設・設備について思考し、改善するための学生FD活動がスタートした。現在のところ学生が主体的には動いてはいるが、意見が出しやすい環境に配慮し、下記の内容について話し合われる。①カリキュラムに関わること ②設備/施設に関わること ③その他について意見が提出される。学生から提出された意見・改善案については、授業担当者、各部署より回答がされ、学生に報告される。学生の立場でありながら、大学の授業改善や向上を目指す活動に参加し、教育の質を上げる取り組みを行っている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

これまで教育課程の内容の改善を行ってきたが、教育内容が学生のニーズに込えているか、アフター・コロナ禍での社会のニーズに合った人材の育成をしているかなど、不断の点検評価を行うことが必要である。自己点検評価委員会を中心として今後も点検評価を継続し、改善を図っていく。

【資料 4-2-1】 杉野服飾大学専任教員資格審査規則

【資料 4-2-2】 専任教員職名・所属別一覧、非常勤講師一覧

【資料 4-2-3】 令和4（2022）年度前期授業評価アンケート報告書

【資料 4-2-4】 令和4（2022）年度後期授業評価アンケート報告書

【資料 4-2-5】 令和4（2022）年度授業公開・参観報告書

【資料 4-2-6】 令和2（2020）・令和3（2021）・令和4（2022）年度教員対象勉強会開催内容

【資料 4-2-7】 令和4（2022）年度新入生入学時の実態調査

【資料 4-2-8】令和 4（2022）年度卒業者に対する在学期間中の学生生活についての調査結果報告書

【資料 4-2-9】令和 4（2022）年度学生 FD 研究委員会開催内容

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成 30（2018）年に施行された「学校法人杉野学園 SD に関する規程」に則るとともに、大学設置基準第 42 条の 3 に定められている内容を達成することを目標として、杉野学園全体の事務職員を対象に、必要な知識、技能等を習得させ、課題への対応能力を向上させるための研修の機会を設けることその他の必要な取組みを推進している。

具体的には、平成 31（2019）年（令和元年）は教職員の調査、集計、分析能力向上を図るため、入学者の追跡調査を例に研修を実施した。令和 2（2020）年度は大学運営に関わる職員にとって ICT 活用が不可欠なため令和 2（2020）年 10 月には本学に導入されている学修支援システム“manaba folio”を通して、学内の情報システムとその活用の在り方を知り、ICT 活用に対する意識を高め、必要な知識、技能等を習得させることを目的とした研修を実施した。令和 3（2021）年度では多様な学生の対応について、学生相談室カウンセラーが映像教材を活用して研修を実施した。また、毎年度当初に理事長自らが職員に対し、杉野学園の喫緊の課題を講話して職員の理解を深めるようにしている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度に学校法人杉野学園 SD 推進委員会を立ち上げ、SD 研修会を企画立案し理事長に提案するよう計画した。この委員会では学校法人杉野学園 SD 推進委員会フォルダーを設定し、職員が参加した研修会資料や関係機関等が実施した研修等の資料の他、学園内外の研修情報を集約し、全職員が容易にアクセス出来るよう情報環境を整えた。

【資料 4-3-1】学校法人杉野学園 SD に関する規程

【資料 4-3-2】SD 研修会実施一覧・研修資料

【資料 4-3-3】学校法人杉野学園 SD 推進委員会規程

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員には研究室が与えられている。個人研究室の他、服飾学科ではコース所属教員で共有する研究室もある。【資料 4-4-1】

また、服飾造形の授業を担当する教員はそれぞれの研究室の他、授業の教室が割り当てられている。本学の専門分野である服飾造形の研究においては、作品制作が不可欠となることが多く、従って、授業以外の時間に自身の研究遂行のための作品制作をする場合に、その教室及び備えてあるミシン、アイロン等の設備も使用することが可能となっている。服飾の他、テキスタイルやファッションプロダクト等を専門とする教員も同様に教室とその設備を自身の研究のための作品制作の際に利用することが可能であり、自由に研究に取り組める環境が提供できていると考える。

さらに研究を推進するための環境として本学の附属図書館は、服飾関係の蔵書が多いことに特色がある。令和 4（2022）年度において全蔵書 86,203 冊中、専門分野の服飾関係の蔵書は 44,568 冊であり、約 52% 近くを占めている。また図書館では、服飾情報データベースを構築しており、服飾関係論文や服飾関係の新聞記事が本図書館のオリジナル資料として抽出することが可能となっている。

図書館の他、昭和 32（1957）年に開館した日本で最初の衣裳博物館も目黒キャンパスに有る。西洋衣装を中心に日本の着物や女房装束、民族衣装、ファッション画などの資料、1950 年代のマネキンを収蔵し、学園の服飾教育、服飾研究を支える附属研究施設としての役割を担っている。

本学では学内で助手以上の専任教員を対象とした「研究奨励補助金」の制度を設けており、毎年、申請を受け付けている。この制度は「研究奨励補助金規程」【資料 4-4-2】に基づき運用されており、個人研究、共同研究共に申請を受け付けている。対象は専任の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）である。毎年 3 月の教授会にて学内公募を行い、さらに教授会に出席していない助教、助手に対しても公募の通知を配布し、周知を図っている。前述の規程に基づき審査委員会が設置されており、この委員会により、採択、不採択、また配分される補助金の使用可能内訳と金額が決定される。採択された研究については原則として翌年度に学内の教職員に向けての研究成果報告会が開催され、そこで研究成果が発表されることになる。この学内の研究奨励補助金において、特に共同研究では、研究代表者の他、共同研究者として助手が研究に加わるケースが多くあり、若手の研究者育成の場ともなっている。

また、査読付きの大学紀要も毎年発行している。この紀要についても学内教員で紀要委員会が設けられ、研究論文等の公募、査読、紀要の編集、発行までを担当している。非常勤講師も応募が可能であり、様々な専門分野の研究論文等が掲載される。論文のみならず作品の投稿も可能であり、本学の教育研究の中心分野である服飾造形を専門とする教員にとって、貴重な研究発表の場の一つとなっている。

【資料 4-4-1】令和 5（2023）年度研究室・事務室一覧

【資料 4-4-2】研究奨励補助金規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26（2014）年8月26日文科科学大臣決定）の施行により、「杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部の研究活動等における不正行為への対応要項」【資料4-4-3】を策定し、教員に周知し、研究不正が未然に防がれるよう運用している。

また、公的な研究費に関しては「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26（2014）年2月18日改正）を踏まえ、「杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における競争的資金等公的研究費の取扱い要項」【資料4-4-4】及び「杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範」【資料4-4-5】を平成26（2014）年に、「公的研究費等の不正使用に関する対応基準」【資料4-4-6】を平成28（2016）年に策定し、これらも教員に周知して研究費の不正使用の防止に取り組んできている。

特に上記の「杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部の研究活動等における不正行為への対応要項」、「杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における競争的資金等公的研究費の取扱い要項」はともに策定の時に教授会で説明し、その後変更が行われた際にはその都度教授会で変更点、変更の趣旨を説明し周知している。また、研究活動における不正行為への対応の取組状況のチェックリスト、競争的資金等公的研究費の取扱いの体制整備のチェックリストの提出に際しても教授会で説明、報告をして、教員の意識を高めるようにしている。

【資料4-4-3】 杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部の研究活動等における不正行為への対応要項

【資料4-4-4】 杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における競争的資金等公的研究費の取扱い要項

【資料4-4-5】 杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範

【資料4-4-6】 公的研究費等の不正使用に関する対応基準

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の予算は積み上げ方式で申請することとなっており、教員は毎年教育研究のための予算要求をし、査定ののち、教育研究費の配分を受ける。教員の専門分野の違いにより金額も変わってくるが、要求金額の内訳には必要項目を示しており、査定の際の判断材料としている。機器等設備、備品の他、教育研究に必要とする書籍、業界新聞等もそれぞれに認められている。

このほか、4-4-①で述べた「研究奨励補助金」の制度もあり、助手以上の専任教員が対象で、申請が可能となっている。

補助金の上限額は共同研究 50万円、個人研究 30万円、研究成果刊行補助金 50万円と定められており、単年度の研究が対象である。

なお、令和元（2019）年度以降5年間の採択状況は以下の通りである。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
採択件数	共同研究1	共同研究1	共同研究1	個人研究1	個人研究2 共同研究1

研究に対する人的支援体制としては、いわゆる RA は存在せず、各研究室の技術助手、助手が研究者をサポートする形である。科学研究費補助金等競争的資金の申請書作成にあたっては、教務課が事務的ミスの有無をチェックするほか、記述の仕方のアドバイスも行っている。研究遂行中においては経理課も研究者からヒヤリングを行い、遂行状況に問題がないかをチェックする等、事務局も積極的に関わることを心掛けている。

外部資金に関しては科学研究費補助金の申請の時期に教員対象に説明会を開き、科研費等の競争的資金の獲得を目指すべく周知を図っている。本学では令和4(2022)年度で基盤研究1件と採択件数も少ないが、取扱いに関しては不正等が起きないように、研究者、担当事務職員(経理課、教務課)ともに上記の公的研究費の取扱い要項に即しての対応を心掛けている。また件数が少ないことより、毎年度、必ず監査対象になっており、その点においても不正の起こる余地が殆どない、と考えている。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

本学においてはまずは研究活動及びその外部への発表の活発化を図ることが肝要と考えている。特に外部資金導入を目指し、科研費他の競争的資金の公的研究費への挑戦を教員に勧めているが、学内での説明会を設けるなどさらに強化する。

学内においても研究奨励補助金への申請のほか、本学の紀要への投稿も積極的に呼びかけていくようにする。平成30(2019)年度(令和元年度)には「紀要への投稿等に関する学習会」、令和4(2022)年度には「研究に関する研修会」を開催し、紀要委員長が講師となり研究成果の発表、紀要への応募に関してのルールや研究倫理の問題について解説している。こうした学内の学習会には若手教員も積極的に出席する傾向にあるので、今後も、このような学内での学習会、研修会等を企画し、特に若手の教員に対し、自身の研究を進め発表することを促し、それと同時に研究活動の不正防止、公的研究費の不正使用の防止を呼びかけていくこととする。

さらに新たに「人を対象とした研究」に関しての倫理指針を策定することにより、教員自身の研究のほか、学生への研究指導の際にも意識をもって取り組む必要性の認識を高めていきたいと考える。このことも併せて学習会等で取り上げ、さらに学生指導にも関係してることから、FD研究委員会とも連携して周知を図っていく。

[基準4の自己評価]

教学マネジメントの機能性については、学長自ら教学マネジメントにおけるリーダーシップを発揮している点は評価できる。各種委員会においても教員だけではなく、部課長等の職員も正式なメンバーとして出席しており、教職協働で運営を行っている点。FD・SD研修会の取り組みは、欠席者にも学内ネットワークのマナバを使用して、欠席者に録画を配信してフォローアップして参加率を上げている点も評価できる。またFD研究委員会が授業評価アンケートをスマホ入力方式で迅速にデータを処理した上で、各授業者に改善

案を提出させ学生に提示している。加えて代表学生から直接ヒヤリングを行っている。さらにコロナ禍で中断していた教員同士の授業参観を再開している点、学長自ら教員の授業参観を行うなど積極的に職能開発に取り組んでいる。研究倫理についても学内で「研究倫理の指針」を確立し、厳正に運用している点は評価できる。

課題としては、今後の取り組みとして、職員についてはマネジメントの機能性をさらに高めるために、部課長会議の充実が必要である。またFD・SD委員会を中心に職能開発をさらに図るとともに、学内の研修ばかりではなく、学外の研修にも出席させ、職員の職務の向上、教員の学内業務への参画をさらに進める必要がある。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

杉野服飾大学の設置者である学校法人杉野学園は、「学校法人杉野学園 寄附行為」第3条において設置の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、服飾に関する有為な人材を育成することを主たる目的とする。」と規定している。

本学園の経営は教育基本法及び学校教育法をはじめ本学の諸規程を遵守し、各法令規則の趣旨に従って堅実に誠実に運営されている。また、本学は建学の精神や時代に応じて展開してきた教育のポリシーに基づく独自の教育を尊重することにより、私立学校としての自主性・自律性を確立してきた。さらに本学は、公共性を高めるための組織体制や諸規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応える責任を果たしている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、使命及び目的の実現のために、「学校法人杉野学園 寄附行為」に規定された最高決定機関としての「理事会」及びその諮問機関としての「評議員会」を設置している。理事会は単年度毎の事業計画を策定し、評議員会に諮り確定している。

令和4(2022)年5月現在、理事は9名、評議員は23名が選任されており、評議員は理事の定数の2倍を上回っている。理事・評議員の選任については、寄附行為の各号に掲げる者となっており、規定通り確実に構成されている。管理部門、教学部門（常設の各種委員会、教学マネジメント機関、教学企画調査室(IR室)など)の各機関は、目的の実現へ向けて、理事会・評議員会決定計画の着実な実施の継続的努力をして、単年度毎の業務を確実に各部署連携して遂行している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、地球温暖化に影響がある温室効果ガス（水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど）を削減する為、省エネルギー対策として節電に取り組んでいる。

具体的な対策としては、平成 29（2017）年度に杉野学園博物館の全館照明をLED照明に改修を行い、令和 2（2020）年度には学生会館の暖房用ボイラーを廃止し、電気式のウインドクーラーに更新することで、重油を削減することが出来たので維持管理費（保守費・人件費）及び二酸化炭素（CO₂）の縮減となった。

また、環境問題の観点からは「ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）において、平成 31（2019）年度に高濃度PCB入り高圧コンデンサー廃棄物処理完了した。さらに民間低濃度廃棄物事業者により令和 2（2020）年度に低濃度PCB入り変圧器の廃棄物処理も完了した。

段ボール箱、雑誌類、裏紙の使用や重要書類のシュレッダー化で再生用紙への取り組みも行っている。夏期の節電対策としては、室温を 27 度に設定して教職員はクールビズを毎年実行している。冬期については気温の状況で対応している。このような取り組みは学生に掲示や呼びかけなどでの協力を得て実現できるもので節電や環境問題への啓発活動も行っている。

人権については「学校法人杉野学園におけるハラスメント防止・対策に関する規程」及び「学校法人杉野学園ハラスメントの防止・対策関連機関の組織及び運営に関する規程」を定め、全ての学生等及び教職員が個人として尊重され、日々快適な教育・研究、修学、就労ができる学内環境を確保している。更にこの規程に基づき、「学校法人杉野学園ハラスメント防止・対策ガイドライン」を作成し、本学園の全ての構成員の快適な修学・就労環境の確保に努めている。ハラスメントの防止等に関し、研修、啓発活動その他ハラスメント防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切な措置を講じるため、「ハラスメント防止・対策委員会」を設置している。「ハラスメント防止・対策委員会」は、必要に応じて、「ハラスメント調停委員会」及び「ハラスメント調査委員会」当該問題の究明・解決に努めている。更に教職員等のハラスメントに関する苦情相談に対応するため、学園内に「ハラスメント相談員」を置き、ハラスメントの相談体制の確立を図っている。また、SD研修として職場でのハラスメントに関する研修会も行い、当日参加できなかった教職員にもデータ配信により参加を促した。

個人情報保護についても、「学校法人杉野学園個人情報の保護に関する規程」を定めており、また学園における個人情報保護に関わる事項を審議するため「学校法人杉野学園個人情報保護委員会」を設置している。また個人番号及び特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため「学校法人杉野学園特定個人情報取扱規程」を定めている。毎年度当初に教職員全員で開催している全体会では、理事長から教職員一人ひとりに高い倫理性と学校関係者としての責任ある行動をとるよう促している。年初の事務職員全員に対する理事長挨拶でも同様である。

安全管理については、すべての校舎は適切に維持管理されており、教育・研究上支障のないようにされている。火災・地震対策等の防災対策の規程等が整備され、定期的な点検・

訓練も行われている。消防訓練として年1回避難訓練を実施し、教職員は自衛消防隊の任務として、通報連絡・初期消火・避難誘導について訓練を行っている。

ただし、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までは世界的猛威をふるっていた新型コロナウイルスによる感染対策により、年1回実施していた避難訓練を中止せざる得なくなった。

今まで実施していた消防訓練を、各授業クラス単位での避難誘導について訓練に置き換えて避難訓練として実施した。防災啓発活動として、学生と教職員に「大地震対応マニュアル」を配付している。また各校舎に避難経路などを掲示し、毎年クラスアワーやコースアワーで全学生に周知している。貯蔵品は定期的に点検・入替を行い緊急時に備えている。AEDも設置し、教職員に対して操作方法の研修を実施した。令和2(2020)年度よりセコム(株)と契約をして、各建物の火災受信機の警報をセコム(株)において24時間監視することで、今まで継続している夜間警備巡視と共同して、火災・防犯対策を強化している。

平成23(2011)年度より継続した校舎出入口・ロッカールームに監視カメラを設置し、管理課室で防犯対策に取り組んでいる。コンピュータシステムのセキュリティーは、情報システム課によって管理され問題が生じない対策を行っている。

学生への学修環境整備の一環とした熱中症対策により令和2(2020)年に学生会館(北桜寮)の電気式冷暖房化(ウインド型クーラー)を設置した。

昨今は、台風等の気象変化、海外渡航への注意など社会情勢の変化によって危機管理のあり方も変化しており、安全管理に対する迅速な対応が求められる。よって本学は学長のリーダーシップのもと組織体制を整え、迅速かつ的確に学生・職員の安全確保に努めている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

高等教育機関を取り巻く環境は、18歳人口の減少に伴い、入学者を確保することが困難な状況である。一方、本学の専門分野(服飾学)への興味・関心・意欲をもつ高等学校生は一定数おり、高等学校の専門学科所属の生徒ばかりでなく普通科に所属する生徒の希望者も増えている。よって高等学校の期待に応えるという社会的役割を再認識して、学修を希望する生徒の要請に対して、的確に応えるべく経営をさらに進化させる必要がある。経営ポリシーは、第3次中長期計画で示した。今後は、同目標を達成するために、モニタリングを重視し、経営面においては理事会・評議員会で具体的方法論を議論し、評価・点検を重視していく。

【資料 5-1-1】学校法人杉野学園寄附行為 【資料 F-1】 参照

【資料 5-1-2】令和5(2023)年度学校法人杉野学園事務組織図

【資料 5-1-3】学校法人杉野学園におけるハラスメントの防止・対策に関する規程

【資料 5-1-4】学校法人杉野学園ハラスメントの防止・対策等関連機関の組織及び運営に関する規程

【資料 5-1-5】学校法人杉野学園個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-6】学校法人杉野学園個人情報保護委員会規定

【資料 5-1-7】学校法人杉野学園特定個人情報取扱規程

【資料 5-1-8】 学校法人杉野学園危機管理規程

【資料 5-1-9】 学校法人杉野学園防災計画、学校法人杉野学園防災計画

【資料 5-1-10】 大地震対応マニュアル

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は、通常年 3 回定例開催しているが、この他の対応や意思決定が求められる案件については、必要に応じて開催し、当該案件の審議を行っている。

理事会を構成する理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき、寄附行為第 7 条に定める通りの以下の者で構成されている。第 1 号理事は「杉野服飾大学学長及びドレスメーカー学院院長」第 2 号理事は「評議員のうちから、評議員会において互選された者四人」第 3 号理事は「この法人に功績のある者又は学識経験者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者三人」である。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任される。令和 5（2023）年 5 月現在、理事は学識経験者 3 人を含め 9 人が選任されている。

理事会の運営については、寄附行為第 16 条 3 項に「理事会は、理事長が招集する。」と規定され、また同 7 項に「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる」と規定されており、規定通り理事会は理事長が招集し、議長を務めている。法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、学則や重要な規程の改廃、設置校の教育活動の報告を受け、学園全体として問題の解決に取り組んでいる。

監事は常時 2 名が出席して意見を述べている。監事は、「寄附行為」の定めに従い評議員会の同意を得て理事長が決定している。現在は公認会計士と文科省高等局私学部参事官経験者が選任されている。業務や財産の監査も行い、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。また、1 名の監事は、年間を通して定期的に各部署の業務の執行状況について調査を行い必要な指導を行っている。さらに監査法人の決算監査終了後に、同監査法人、理事長、監事は意見交換をして意思疎通を図っている。

改めて理事会については、良好な出席状況のもと適切な意思決定が行われている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

それぞれが小規模な大学、専修学校で構成されている学校法人であるので学内の管理・教学運営に理事長と学長がともにリーダーシップを発揮できる状況は出来ている。組織も非常に機動的である。

ただし、決定事項については理事長個人の能力に依存する面もある。今後益々服飾関連の諸学校を取り巻く環境が厳しくなる状況において、教職員は更なる意識改革を自覚して

業務に取り組み、理事長・学長を中心とする理事会・評議員会を下支えする努力が必要である。今後もFD・SD等の研修や若手の勉強会を開催して、学校運営に資する能力の向上を図って行く。

【資料 5-2-1】学校法人杉野学園寄附行為 【資料 F-1】 参照

【資料 5-2-2】令和 4（2022）年度理事会、評議員会開催日等、出欠状況表
【資料 F-10】 参照

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学の教育に関する審議機関は「教授会」である。大学院については「研究科委員会」である。学則に定められた事項をそれぞれ審議している。「教授会」「研究科委員会」は、学則で定める通り、学長が決定を行うための審議機関、意見聴取機関として組織上位置づけている。

「教授会」における審議については、教授会構成メンバー（学長・教授・准教授・講師）による検討を可能にするために、各種委員会において事前に検討を行っている。各種委員会は教授会メンバーを中心に教員全員の協力のもとで編成している。委員会活動状況は、毎年度末に教授会に報告書が提出されるが、重要案件等については、その都度委員長が直接学長に報告し、判断を仰いでいる。教授会の議題設定については、学長・学部長・議長・副議長・教務部長・学務課長で構成される教授会事前打ち合わせ会で検討している。教授会議長は学長が指名する者が当たり、書記の 2 名も教授会メンバーが担当している。大学院研究科委員会は研究科長が議長となって、大学院の教育研究に関する重要事項を審議している。

特に教学マネジメントに関わる全学的な調整を要する事項、緊急性・時限性があり速やかに結論を出す必要がある事項について、学長は「教学マネジメント機関」において審議・協議する体制を構築している。

検討機関としての役割を担う委員会については、「各種委員会規程」に定める委員会、「個別の委員会設置に関する規程」により定める委員会に分けられており、それぞれ規程を整備しており、権限と責任を明確にしてその機能を果たしている。

よって、本学での教育研究上の諸事項については、委員会で審議ののち、委員会から教授会、学長という段階を踏んで意思決定が図られていくのが通例である。委員会は報告書を作成して、活動・決定事項等の記録を残すとともに、年度末に教授会に報告書として提出し保存している。なお、教授会・委員会には該当事項を所管する職員も出席しており、教職協働で取り組んでいる。

大学の意思決定組織は整備されており、各権限と責任は明確であり機能的である。

- 【資料 5-3-1】 杉野服飾大学学則第 10 章教授会 【資料 4-1-2】 参照
- 【資料 5-3-2】 杉野服飾大学大学院学則 【資料 F-3】 参照
- 【資料 5-3-3】 杉野服飾大学大学院研究科委員会規程【資料 4-1-5】 参照
- 【資料 5-3-4】 令和 5（2023）年度大学委員会構成図
- 【資料 5-3-5】 各種委員会規程 【資料 4-1-6】 参照
- 【資料 5-3-6】 個別の委員会規程【資料 4-1-7】 参照

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学の権限を明確に分割している。理事長（法人）の権限については、寄附行為に明確に定められ、「この法人を代表し、その業務を総理する。」とし、学校法人杉野学園を代表する権限を有している。一方学長（大学）については、「学務を統括し、所属の教職員を総督し大学を代表する。」と定め、学則他教学関係の規程に沿って大学運営にあたっている。

理事、評議員は、寄附行為に沿って適切にバランスよく選任されている。大学の重要かつ主要な情報や課題は、毎回の理事会・評議委員会で報告・審議される。その後、学長、理事、評議員を務める学内所属教職員を通して、法人の意思決定が大学に速やかに伝達される。法人と大学の連携は適切にされており円滑である。また相互チェックする風土が適切に機能している。

監事の選考については、寄附行為に明確に規定されており、理事、職員以外の者であって、理事会において選出したのち評議委員会の同意を得て、理事長が選任しており適切に選考されている。また監事の職務は明確に定められ、これに基づき適切に職務を遂行している。

監事による財務監査は、理事会、評議員会の場で状況説明と評価を行っている。経理部は年間を通じて会計監査人（公認会計事務所）の監査を受け、会計年度終了後は会計監査人より、計算書類の説明を受け、監事と会計監査人の連携は適切に図られている。その後、理事長に向けても会計監査人が説明を行う体制が整っている。その内容については、監事は監事報告書を作成し、毎年 5 月開催の決算理事会、評議員会において監事による監査結果の報告を行っている。なお、監事はすべての理事会・評議員会に出席し、必要に応じて学校法人の業務及び財務状況について意見具申を行っている。

理事会、評議員会の開催にあたっては、事前に議題及び審議概要を記した文書を理事、評議員に送付すると同時に、欠席の場合は議題についてはその賛否を事前に提出いただいている。理事・評議員は審議する内容を事前に把握して会に臨むので、実質的な討議を可能にし、意思決定をする体制が整っている。

本学は、単科大学の 1 学部 3 学科体制で運営している。小規模大学の特性を活かして、法人と大学が連携し、講師以上の専任教員全員と幹部職員が出席する教授会で情報や意見を汲み上げ、伝達している。同時にトップ（理事長・学長）は構成メンバーからの意見聴取と自らの意思を直接教職員に伝える場としており、相互チェックの体制も機能している。

【資料 5-3-7】 杉野服飾大学 GUIDE BOOK 2024 学長メッセージページ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

服飾関連諸学校を取り巻く環境を考えると、本学も入学生確保については大変厳しい状況にある。令和 4（2022）年度は、学長のリーダーシップのもと教職員が協力して高等学校訪問を実施し本学の教育方針を伝えてきた。しかし新型コロナウイルス感染症の流行により高校への訪問が難しくInstagramやホームページなどネットによる工夫を行っている。現行の体制で学長のリーダーシップの発揮は可能と考えているが、今後も各諸策実行については、教職協働でさらに検討を行い、学部長・研究科長を中心とした学長補佐役等は、各事務局の長とコミュニケーションを密にして、学長のもと全学一丸となって諸問題に取り組む体制を構築していく必要がある。

本学では、学長の統括の下に、学部長（教授）、研究科長（教授）、教務部長（教授）、学生部長（講師）、図書館長（教授）、博物館長（教授）が教学部門及び管理部門を相互に分担して業務を遂行している。

事務組織としては、事務局長の統括の下に、総務部、経理部、入試広報部、教務部、学生部、就職部の各部課が事務を分掌している。学部の教学に関する事項を協議するための組織として、「教授会」の他に各種委員会等の組織を設けて常時教学の運営に関する諸問題を協議し、それに基づいて教授会で審議が行われている。また委員会には、必要に応じて事務局の部課長も構成員として参加しており、事務局の意見が反映されるようになっている。管理部門と教学部門の連携には特に配慮しているところであり、その連携は日常的に非常に円滑に調整できている。学長、学部長は直接各課の部課長から情報収集を行い、意見を徴するとともに必要な指示を行っている。特に学内行事活動については、学部長が直接的に教員と事務局員を統括して実施している。また各部署の部課長の連携力も高くコミュニケーションは非常に良くとれている。

教授会を中心とする教学部門と理事会を中心とする管理部門双方の意思形成と決定の統合を図るため、理事会には、大学の現職の教員も理事として参画しており、評議員会には学部長、研究科長を含めて 4 名の教授が就任して審議に参画している。評議員の出席状況も良好であり、寄附行為の定めに従って適正に運営されている。日常では、教務部長・入試広報部長・学生部長・就職部長は、重要な案件については常に学長・学部長と協議して各部長間で相互に確認をとりながら方針を決定している。

監事は常時 2 名が理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。監事は、「寄附行為」の定めに従い評議員の同意を得て理事長が選任している。業務や財産の監査も行き、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。また、1 名の監事は、年間を通して定期的に各部署の業務の執行状況について調査を行い必要な指導を行っている。

事務処理体制については、「学校法人杉野学園管理運営規程」「学校法人杉野学園事務分掌規程」「学校法人杉野学園文書取扱規程」等にしがって適切な体制のもとに実施されている。事務処理にあたっては、各担当者が案件に応じて起案書又は稟議書を作成し、該当部課長に回覧し内容の精査と共有を図り、案件に応じて理事長・学長まで決裁を受けている。

小規模大学の利点を活かして、教学部門と管理部門が一体となって迅速かつ円滑に、企画（PLAN）と執行（DO）の両面にわたる実行が相互チェックの下に行われておりガバナンス

スの機能性は高い。

【資料 5-3-8】 令和 5（2023）年度学校法人杉野学園事務組織図 【資料 5-1-2】 参照

【資料 5-3-9】 理事・評議員名簿、理事会・評議員会開催日等、出欠状況表

【資料 F-10】 参照

【資料 5-3-10】 監事監査報告書 【資料 F-11】 参照

【資料 5-3-11】 学校法人杉野学園管理運営規程

【資料 5-3-12】 学校法人杉野学園事務分掌規程

【資料 5-3-13】 学校法人杉野学園文書取扱規程

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

杉野学園がその経営に関わる中期計画を初めて策定したのは平成 20（2008）年 7 月である。当時と比較すると社会状況の変化を反映して学園が経営する各学校への志願者数と入学者数は大きく変化している。また、中期計画の中で立案していた大学の大学院新設、専攻科の新設、杉野ホールの建設、さらに、昭和 48（1973）年以前の建築に係る建物の耐震化についても、主要な施設の耐震化工事を完了することができた。このような中、18 歳人口の長期的な減少傾向、卒業生の主な就職先であるアパレル・ファッション産業の長期的な展望、第 2 期の学園の中期計画期間中における入学者数の推移に鑑み、令和 3（2021）年度から始まる杉野学園の第 3 期中期計画を策定してきた。第 3 期中期計画に沿い、各学校の教育活動の外部への発信を強化して志願者数の増加を目指して財務基盤の強化を進めて行く。

大学においては、新型コロナウイルス感染症による消費活動と社会生活の変化による経営環境へのマイナスの影響があるものの、第 1 期中期計画で掲げた「日本及び世界のアパレル産業とファッション界に貢献する」人材を育成する目標を継続して行く。

残念ながら、令和 4（2022）年度の入学者数は、大学、ドレスメーカー学院各学校とも、引き続きコロナ禍等により規模を縮小してオープンキャンパスを開催するなど入試広報対策が十分反映されず、前年を下回った。

令和 5（2023）年度には、令和 4（2022）年度からの短期大学部の学生募集の停止の状況を踏まえ、新たに服飾文化に関する教育研究分野を担当する服飾文化学科を設置する。これまでの服飾学科にあわせ、平成 30（2018）年 4 月設置の服飾表現学科と 1 学部 3 学科の教育体制により、教育活動の発展強化を進め、入学定員通りの 240 名及び新規設置の服飾文化学科 40 名の入学者確保を目指す。

学生募集については、これまで進めてきた高校訪問、各地での受験生ガイダンス参加、

オープンキャンパス、授業体験講座を継続して実施するほか、教育活動情報の発信の強化の観点から、IT 媒体による広報活動を一層強化して行く必要がある。情報発信作業チームを充実させ、ホームページの充実・Web 広告の実施・SNS の活用（具体的には Instagram, Twitter, Facebook, LINE, You Tube）にも毎日更新情報を発信しており、また受験生向け「Zoom を用いたオンライン相談会の実施」などにも取り組んでいる。

令和 5（2023）年度に新規設置の服飾文化学科については、入学定員増の認可が令和 4（2022）年 9 月になり、学生募集の広報が 9 月以降となったため、初年度の志願者が少なかった。しかし、服飾表現学科については、令和 3（2021）年度と 4（2022）年度の入学者はコロナ禍の募集活動の制約を反映して伸び悩んだが、令和 5（2023）年度には学科の認知が高まり、令和 2（2020）年度の増加傾向を引き継いで志願者が増加している。ドレスメーカー学院・杉野幼稚園を含め、第 3 期中期計画期間中に事業活動収支計算書で教育活動収支を黒字化し、経営改善を果たす目標である。

また、第 2 期中期計画中に大学の中退率の改善は顕著なものがあり、第 3 期中期計画期間中も更に中退率の改善を進めて行く方針である。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務基盤の安定には、収入の確保と支出の抑制に努める必要がある。収入に占める学生生徒等納付金の割合（学生生徒等納付金比率）は令和 3（2021）年度は、大学部門では 83.0%であったが、学園全体としては 75.7%である。近年この学生生徒等納付金比率は減少傾向にある。このため、学園全体として、教職員が全力を挙げて学生募集に取り組むことによって第 3 期中期計画中の入学定員までの学生数の増加に取り組む必要がある。

また、学園全体として支出超過の収支状況であり、教育活動に対する配慮をしつつ、改善を進める必要がある。人件費にあっては、人件費依存率が令和 3（2021）年度 76.1%であり、変動はあるものの、他校と比較しても、安定している。管理経費に関しては、管理経費比率が令和 3（2021）年度で 12.7%と高い水準にあり、今後、一層の経費縮減を図って行く必要がある。大学に関してみると、令和 3（2021）年度で人件費依存率 62.1%、管理経費率 9.6%であり改善の傾向にある。なお、経営改善に資する財務分析では、日本私立学校振興・共済事業団がホームページで公開している「自己診断チェックリスト」を利用して経年変化や全国平均との比較検討を行っている。

これまで改修・改築で進めてきた大学校舎の整備は、主に日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を財源としてきたが、借入総額 11 億 93 百万円のうち大半を返済してきており、令和 2（2020）年度の 1 億 29 百万円の返済を最後に、令和 3（2021）年度以降 3 千万円、令和 6（2024）年度以降 2 千万円で返済することになり、財政的負担はほぼない。

外部資金の導入では、寄付金募集や科学研究費補助金等の獲得に努めているものの、実績としては少ない。今後の拡大を目指す方針である。

この他に付随事業として浙江杉野共同教育事業を実施しており、毎年 3 千万円規模の収入を上げている。

収益事業では、令和 3（2021）年度に 6 千 6 百万円の利益を上げており、3 千万円を学校に納付している。事業は順調に推移しており、今後もほぼ同様の利益が見込まれ、賃貸住宅の借入金返済も令和 4（2022）年 6 月に終了することから、学校への納付も倍増の金額

が期待される。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学園の第3期中期計画で定められた学生数を確保することによって、経営計画を達成する。このため、入学者の確保を全学的に取り組む。また魅力的な大学にするため、いろいろな局面で学修内容の改善を図っている。今後は社会で求められている人材輩出のために授業改善を行っていく予定である。この変化を入学希望者へ発信すべく検討している。具体的には上記に記したように2年前から改善を行っているホームページの充実・Web 広告の実施・SNS の活用があげられる。

【資料 5-4-1】財務情報の公表（前年度実績）【表 5-1】参照

【資料 5-4-2】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）【表 5-2】参照

【資料 5-4-3】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）【表 5-3】参照

【資料 5-4-4】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）【表 5-4】参照

【資料 5-4-5】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）
【表 5-5】参照

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

杉野学園の会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人杉野学園経理規程」「学校法人杉野学園固定資産管理規程」「学校法人杉野学園資金運用規程」等に則り適正に行われている。

予算編成は、毎年、12月の理事会で決定された予算編成方針に従い、関係部署が予算要求を行う積み上げ方式をとっている。予算要求書には目的、内容、計画及び成果を記入するようになっており、教育目標、中期計画、事業計画等との整合性を図っている。3月の理事会において決定された予算書に基づき関係部署へ予算が配付され、関係部署は配付された予算内での予算執行を行う。予算の執行については経理規程第54条に基づき予算単位責任者が支払内容について確認をしている。

予算編成から予算配付、及び予算執行と予算制度が十分浸透してきている。

【資料 5-5-1】令和5（2023）年度予算編成方針

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査法人による会計監査は毎年9月から翌年5月にわたって行われている。令和3（2021）年度は公認会計士8名による監査が17日間行われた。5月には理事長及び監事との面談も

それぞれ行われている。監査法人による監査は継続して行われ、会計処理について指摘事項もなく適正に行われている。

監査法人による会計監査の他、監事が四半期ごとの試算表をもとに監査を行っている。5月に行われる面談以外にも、監査法人の監査時に同席することもあり、監査法人との連携が密にとれている。

【資料 5-5-2】 監査報告書 【資料 F-11】 参照

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

積み上げ方式の予算編成を行って 10 年以上経過し、予算編成から予算配分及び予算執行となる予算制度が充分浸透してきている。今後も適正な会計処理を実施できるよう業務の見直しを図って行く。

【基準 5 の自己評価】

本学園の経営は教育基本法及び学校教育法をはじめ本学の諸規程を遵守し、各法令規則の趣旨に従って堅実に誠実に運営されている。また、建学の精神等に基づく独自の教育により、私立学校としての自主性・自律性を確立し、高等教育機関として社会の要請に答えている。

環境保全、ハラスメント等の人権関係、個人情報保護についても諸規定を定め、実施組織を整備し、それに基づき適切に実施運用をしている。特に安全管理については、令和 2（2020）年度からは新型コロナウイルスによる感染対応として校舎内の徹底した除菌や各所に検温機を設置するとともに、遠隔授業と時短対面授業、交代在宅勤務等様々な対策を実施した。

この徹底した対策により、約 3 年間本学ではクラスターは発生していない。また、コロナにより登校できない学生に対し学長指導の下、教務委員会で検討し教授会で決定後、出席や提出物及び試験に関して配慮することを学生にすぐ周知し単位修得に不利にならないようにした。

18 歳人口の長期的な減少傾向、卒業生の主な就職先であるアパレル・ファッション産業のコロナ禍の影響も含めた長期的な展望、第 2 期中期計画期間中における入学者数の推移に鑑み、令和 3（2021）年度から始まった杉野学園第 3 期中期計画に沿い、教育活動の外部への発信を強化して志願者数の増加を全学的に取組み財務基盤の強化を進めている。

積み上げ方式の予算編成を行って 10 年以上経過し、予算編成から予算配分及び予算執行となる予算制度が充分浸透してきており、会計処理は適正に実施されている。監査法人による会計監査は毎年 9 月から翌年 5 月にわたって行われている。また監事が四半期ごとの試算表をもとに監査を行っている。5 月には理事長及び監事との面談もそれぞれ行われている。ひとりの監事は 1 年を通じ、各部署の業務監査を実施して厳正な管理運営を実施している。

以上のように、本学園が目指す経営に向けて第 3 期中期計画に沿い適切な運営と管理が実施されており、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

1. 内部質保証の基本方針

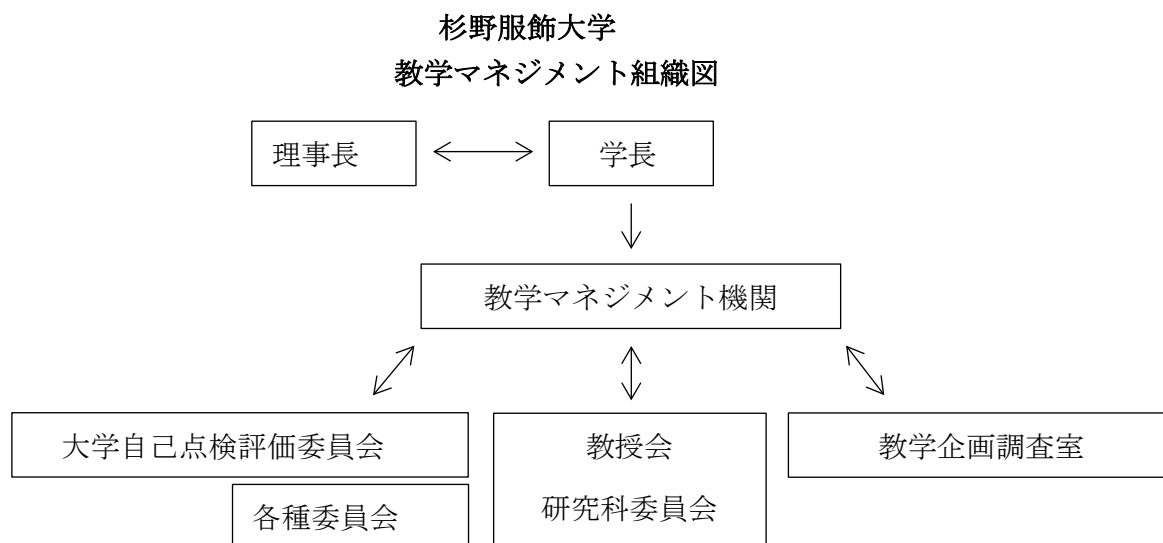
本学の目的は専門的職業人（実学教育）の養成によって、より良い社会の実現に貢献する人材を育成することである。この目的の実現に向けて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させることを方針としている。このためには、PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつけることが必要である。

2. 内部質保証推進に係る実施体制

学長が本学における内部質保証の推進に最終的な責任を負っている。自己点検評価委員会委員長（学長）は、「自己点検評価委員会」を「内部質保証担当委員会」と位置付けている。平成 27（2015）年の「外部評価活動」から内部質保証に向けての取り組みを開始したが、当初から本学の規模（教職員人数等）を考慮して、新たに「内部質保証委員会」を設置せずに「自己点検評価委員会」をそれに位置づけた。自己点検評価委員会が内部質保証のための自己点検・評価の実施及び取りまとめを行っている。

3. 組織と手順

本学における内部質保証のための組織は下図の通りである。



①教学マネジメント機関

学長・学部長・教務部長を中心とした教学マネジメント機関がまず主たる方針を練る(P)。その際に教学企画調査室の調査結果等を参考にし、調査内容の指示等も行うこともある。また、案件によっては、自己点検評価委員会や該当委員会の意見を聴取し、実行内容を決定し指示を出し実行に移る(D)。その後結果報告を受けて学長・学部長はチェックを行い(C)、最終的には自己点検評価委員会、教授会に報告して公表することとしている。

②大学自己点検評価委員会

本学の教学に関する委員会の長及び主要事務局の長で構成されている。よって、内部質保証に関する諸課題を「自己点検評価委員会」において集約して検証することが可能である。また学長が委員長を務めており、学長のリーダーシップを発揮しやすい環境を整え、議論に止まらず、決定方針に基づき組織的に実行も可能な体制を整えている。また委員会メンバーは、上記の通り教員及び職員で構成されていることにより教職員双方の意見を聴き取り、議論できる環境を整えており、責任体制は整備されている。案件によっては教育研究の教学面のみならず管理・運営面も含まれるが、事務局長も法人職員の立場で参加しているので学園の管理・運営の観点からも意見交換が出来ている。

研究科では、毎月開催される「研究科委員会」において毎回「院生研究状況の報告、情報交換」を議題に挙げている。ここでは、委員(=教員)による院生一人一人に関する研究状況の詳細な報告があり、その情報を委員(=教員)間で交換し、それぞれの担当授業の進行方法、研究指導の方向性、質などの在り方を確認、分析、改善するために活かして行くことを続けている。委員会では研究科長を中心に様々な議題を審議するが、議題によっては、審議の後学長に報告し判断を仰いでいるものもある。また、平成26(2014)年度より毎年、「研究科委員会」によって「シラバス検討委員会」の設置を決定している。ここでは研究科長と研究科委員会委員2名で、次年度のシラバス(授業計画)について細部に渡り徹底的な検討を行っている。各授業担当者から提出されたシラバス案に関して委員による検討を行った後、担当者へのフィードバックや修正・調整の要請を行い、必要な場合はまたその修正・調整されたものの検討を繰り返している。このことは大学院の教育・研究水準の向上を図り、内部質保証のため今後の発展充実に資している。

③教学企画調査室(IR)

平成29(2017)年度、学外・学内の教育情報を収集・分析し、教学に関する検討、企画、立案、情報公開を掌ることを目的とした教学企画調査室(以下「IR室」という)を設置した。

④内部質保証の為のFD研究委員会とSD活動

FD研究委員会による新入生、在学生、卒業予定者による学生アンケートの結果についても、PDCAサイクルを意識して、検討すべき事項は該当委員会で検討し、学長に報告し改善(環境整備も含め)向上に結び付けている。

アンケート調査報告書の作成について、教員による提出された改善案を委員会で再度検証し、記載内容の妥当性についての検討を経て、報告書をまとめ学生に向けてクラス、コ

ース、専攻の担当者から周知し図書館で閲覧できるようにしている。

学生の学修、学生生活に関係する調査については、毎年度「新入生アンケート」「卒業生アンケート」等を定期的実施し、「授業評価アンケート」は全授業において2年に1回実施している。その資料は、学長、関係委員会、教授会、教員に提供され改善に資している。詳細は基準2-6で述べている。

服飾学科、服飾表現学科の大学3年生に学生FDアンケートを行い、その後代表者が教員に意見を取りまとめFD学生会議を行っている。その内容を全コース、全専攻の担当者に共有し改善案を取りまとめている。改善案はコースアワーなどで学生にフィードバックしている。会議録は教務課や図書館で誰でも閲覧できるようにしている。

⑤コース責任者協議会（服飾学科）専攻会議（服飾表現学科）

コース責任者連絡委員会では服飾学科のコース責任者が毎月集合し、学部長責任の下、学生情報他内部質保証に関しても協議し学長に報告している。内部質保証の内容としてアセスメントポリシーに関する議論を主に行って改善に努めている。その中心は外部授業評価である。卒業生を多く採用している企業と各コースの卒業生から数名選出し、コロナ前は直接大学に招き、会議を行ったが、現在はアンケート形式で回答を得ている。その結果を受け、授業改善案を各コース提出し、検討後にまとめている。まとめについては回答いただいた企業や卒業生に確認をお願いし、それぞれ改善案と共にホームページにも公開している。また実行可能なものから改善を行っている。

服飾表現学科は現役実務経験者の特任教員が専攻を担当し、校舎も日野校舎ということもあり同じ曜日、時間に集まることができない。そこで専攻会議は各学年の担任が取りまとめ意見を集約している。問題点や質問等については本学のアクティブメールを使い服飾表現学科専攻担当者全員に共有している。また年に数回は実際に対面で会議も行っている。また到達目標確認のため、4年前後期に全専攻途中講評会を行い、学長、学部長、担当関係教員で評価を行い、2月の卒業発表までに改善をしている。卒業生による外部授業評価について服飾表現学科は令和4（2022）年3月に完成年度を迎えて卒業生が就職して1年間経っていないことから、令和5（2023）年の秋から行う予定にしている。

服飾文化学科は令和5（2023）年度開設のため、学科設置の趣旨に基づいて今後実績を積み重ねていくことになる。学科設置計画通り遂行していくために、令和8（2026）年度の完成年度に向けて学科専任教員による定期的な会議を行い、チェック体制を整えていく。

コース責任者連絡委員会については、服飾文化学科が新規設置されて3学科になるこの段階で改編の必要性も考えられ、例えば「3学科長会議」を設置する案もあるが、令和5（2023）年度については、新学長が着任する年度であり、また服飾文化学科の入学生も少数であることから、令和5（2023）年度については、コース責任者連絡委員会に服飾表現学科及び服飾文化学科の責任者を包含させて運営する計画である。

⑥教務委員会（大学）研究科委員会（大学院）

教務委員会は専門と初年次教育及び服飾学科と服飾表現学科の兼任である学部長が委員会メンバーとして情報を共有し、決定した事項について学長に報告ののち、教授会でも必要に応じて情報等を周知している。教務委員会内に「シラバス検討委員会」を発足させて

次年度の各教員のシラバス（授業計画）について、第3者の視点で細部に渡り検討を行い、学部長が最終確認を行っている。この目的はまさに教育・研究水準の向上を目的に、内部質保証の一環として実施している。それぞれのシラバス（授業計画）に関する検討を行った後、各授業担当者へのフィードバックと修正・調整の要請を行い、またその修正・調整されたものの検討を繰り返すことにより、内部質保証を確実にしている。その成果として、近年では修正シラバスは少なくなり、成果を出している。

研究科では、毎月開催される「研究科委員会」において毎回「院生研究状況の報告、情報交換」を議題に挙げている。ここでは、委員（=教員）による院生一人一人に関する研究状況の詳細な報告があり、その情報を委員（=教員）間で交換し、それぞれの担当授業の進行方法、研究指導の方向性、質などの在り方を確認、分析、改善するために活かして行くことを続けている。委員会では研究科長を中心に様々な議題を審議するが、議題によっては、審議の後に学長に報告し判断を仰いでいるものもある。また、平成26（2014）年度より毎年、「研究科委員会」によって「シラバス検討委員会」の設置を決定している。ここでは研究科長と研究科委員会委員2名で、次年度のシラバス（授業計画）について細部に渡り徹底的な検討を行っている。各授業担当者から提出されたシラバス案に関して委員による検討を行った後、担当者へのフィードバックや修正・調整の要請を行い、必要な場合はまたその修正・調整されたものの検討を繰り返している。このことは大学院の教育・研究水準の向上を図り、内部質保証のため今後の発展充実に資している。

以上のように、内部質保証の仕組みは確立され、継続的にいろいろな視点から改善に向けて機能している。

【資料 6-1-1】 杉野服飾大学の意思決定と教学マネジメントに関する方針

【資料 6-1-2】 大学自己点検評価委員会構成メンバー表

【資料 6-1-3】 大学自己点検評価委員会規程

【資料 6-1-4】 教学企画調査室（IR）メンバー表 【資料 3-3-5】 参照

【資料 6-1-5】 学校法人杉野学園教学企画調査室設置規程

【資料 6-1-6】 令和5（2023）年度授業科目担当依頼及び授業計画（シラバス）作成依頼書

（3）6-1の改善・向上方策（将来計画）

①内部質保証にはまずは学生からの意見・要求の聞き取りが必須である。FD研究委員会では今後もアンケート調査を実施し、その結果を委員会で分析し、学内に改善を促す提言を行っていく。また教育活動の向上を目指して学習会を開催するなどの活動を続ける。

②外部評価（詳細は6-2）は、本学の自主的な取組である。コース責任者連絡委員会において外部授業評価を今後も実働部隊として実施し、客観的な視点で継続的に内部質保証に関して議論と改善を行っていく。

内部質保証の改善・向上については、学長のリーダーシップの下、教学マネジメント機関、大学自己点検評価委員会を中心に学内各委員会及び事務局各部署と連携が重要であり、大学全体における内部質保証にさらに努めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

前学長は、平成 29 (2017) 年度から、内部質保証の取り組みに着手した。内部質保証に向けての新たな委員会は設置せずに、現行の「大学自己点検評価委員会」を内部質保証委員会と位置付けて活動を開始した。具体的には「外部評価活動」を開始した。

遡るが、平成 25 (2013) 年度に教育目的・目標の点検・評価を自己点検評価委員会で行い、卒業生の就職データの分析、就職先の企業へのヒヤリング調査を行った。この調査・分析を基に教育目的が達成されているかを検証して、学長は平成 27 (2015) 年度に教育課程の改革を行った。

引き続き、平成 29 (2017) 年度からは毎年卒業生を多く就職先として受け入れている企業と、各コースの卒業生による授業改善のための会議を行っている。その後コースごとに改善案を提出し、できることから改善を行っている。毎年度コース責任者協議会で計画を立て (P)、同じく実働部隊としてコース責任者協議会が卒業生・企業との面談を実施し

(D) 実施後に学長・学部長でチェックを行い (C)、さらに大学自己点検評価委員会及び教授会に報告し改善を求め、ホームページで公表している。これが本学の自主的・自律的な「外部評価活動」である。3 年前までは、大学の教室に企業人、卒業生が集まり会議が行われていたが、令和 2 (2020) 年度からここ 3 年間はコロナ禍の影響で非対面によるアンケート形式で行っている。議事録と改善案は、共にホームページで公開している。改善した点はコースごとに多少異なるが、①主に工場見学で実際の現場を確認し、縫製仕様書など企業で即戦力になる技術や知識に関する内容を授業に取り入れた。②デジタルツールを使用できるようにプレゼン時の発表のデータ作りの指導を開始した。③知的財産に関する説明、グループワークを各コースで取り入れることでコミュニケーション能力の向上に繋げる等々、授業改善を行ってきた。

さらに毎年度、各研究室、各委員会、全教職員、事務方関係部署に「外部評価活動改善案」を教授会で配布している。また図書館に納め、教務課や講師控室にも置き、非常勤講師も自由に閲覧できるようにしているなど学内で共有されている。またホームページにも学内外に公開され、学生にはクラス、コース、専攻の担当者から伝えられている。

繰り返しになるが、内部質保証のための本学の特徴的な自主的・自律的な自己点検・評価の実施がこの「外部評価活動」であり、その結果を共有している。

服飾表現学科においては、卒業生が卒業後 2 年を越えた年度から外部授業評価アンケートを行い、その結果を基に意見交換による検討後、改善を図っていく計画になっている。

教育の目的および社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について内部質保証に向けての自己点検および評価を行い、その結果を公表することを、学則第 1 章第 3 条（自己点検および評価）に定めている。これに基づき、自己点検評価委員会を中心に、それぞ

れの委員会が活動を実施している。

「外部評価活動」に加え、他大学同様に教育を受ける側である学生からの授業評価は、FD 研究委員会が中心となり実施しているが、アンケート調査の他に 3 年生を対象に直接意見を聞く意見交換会（ヒヤリング）を実施し、改善点を学生に報告している。

事務局では、毎年度 5 月 1 日を基準に実施される大学基本調査をはじめ、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度実施する調査について、各部署では調査を行い、大学の教育研究等の現状把握に必要なデータの収集に努めている。また学長や自己点検評価委員会が要求する各種データも提供している。例えば教学分野については、教務課は、収容定員における充足率、学年別在籍数、卒業延期者数、休学者数及び退学者数、4 年間での卒業率等を教授会に報告し、中退学対策のための資料提供を毎年度行っている。

このほか、毎年 4 月の年度初めに、理事長は前年度、内部質保証の向上の一環として、年度当初に、該当年度の学園の方針及び教育活動の方針を全体会で全教職員に伝え、現状認識の学内共有を図っている。さらに学長は、教授会においては教育研究活動、管理運営について所信表明を実施している。学内共有と公表は確実に行われている。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

教学企画調査室（以下「IR 室」という）は、大学は授業のみではなく、学修時間や学修行動、満足度などを把握・分析し、幅広く学修成果が上がるように、可能な限り務めるべき、ということから平成 30（2018）年度より学修行動調査を行っている。調査内容は、お茶の水女子大学の担当教員に内諾を得て、お茶の水女子大学等が実施する「ALCS 学修行動比較調査」を参考とし、本学独自の項目も加え作成した。対象を服飾学科 2 年、3 年、服飾表現学科 1 年とし、学年、学科での比較分析を行った。結果は教授会に報告し、ホームページに掲載している。この学修行動調査の分析結果は、平成 31（2019）年度（令和元年度）に自己点検評価委員会におけるアセスメントポリシー策定に向けての検討に活用され、さらにその調査結果と GPA の分析結果も自己点検評価委員会に報告している。その後、質問項目の修正を繰り返し、令和 2（2020）年度より全学年対象に調査を継続している。令和 4（2022）年度からは、前年の結果・分析に対し、専任教員に意見・改善案、授業で実践していることなどを提出してもらい、教務委員会で検討している。また、現在実践している教員の実例を基本に、FD 研究委員会、大学院研究科委員会と合同で研修会を開催した。令和 3（2021）年 2 月から、文部科学省の実施する「全国学生調査（第 2・3 回試行）」に参加している。

【資料 6-2-1】 令和 4（2022）年度学修行動調査票

【資料 6-2-2】 平成 30（2018）年度 9 月実施 大学 2 年生学修行動調査結果より

【資料 6-2-3】 平成 30（2018）年度 12 月実施 学修行動調査結果について

【資料 6-2-4】 令和元（2019）年 7 月 19 日自己点検評価委員会議事録

【資料 6-2-5】 令和元（2019）年度 10 月実施 学修行動調査結果

【資料 6-2-6】 令和 2（2020）年度学修行動調査結果

【資料 6-2-7】 令和 3（2021）年度「全国学生調査（第 2 回試行実施）」要項

【資料 6-2-8】 令和 3（2021）年度 9 月実施学修行動調査 学年 GPA を加えた分析結果について 【資料 2-6-2】 参照

【資料 6-2-9】 令和 4 (2022) 年度「全国学生調査 (第 3 回試行実施)」要項

【資料 6-2-10】 令和 3 (2021) 年度「学修行動調査」の結果への意見・感想

【資料 6-2-11】 令和 4 (2022) 年度 教員対象 研修会開催のご案内

外部評価に関するエビデンスは【資料 6-3-1】～【資料 6-3-4】です。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検評価 (外部評価活動を含め) の結果や成果についての学内共有と公表については、一層周知徹底する方策を絶えず検討し実施する必要がある。

自己点検評価とその成果については、学部・学科・コースの教育目標によって具体化される。アパレル、ファッションの業界は、他の産業分野と比較しても長期的な展望を描き難いのが現状である。したがって、学校の使命・目的は業界の変化を含めた時代の進展に即して見直し分析を続けていく必要がある。このことが本学のような専門性をもつ大学の自己点検評価の特色でもある。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析においては、自己点検評価の前提となる各種データの収集・分析の在り方について、今後も事務局ばかりでなく、大学各コース等各教育組織の協力も受けつつ自己点検評価委員会で検討を進めることとする。

今後の第 1 の課題は、大学全体の調査・データの整理である。本学は、FD 研究委員会を中心に、委員会、事務局各部署がそれぞれ調査をしている状況である。FD 研究委員会や他の委員会、事務局各部署で行っている調査を整理しまとめることで、自己点検評価委員会のもとに、点検・評価に必要なデータの収集と分析が可能な体制になると考える。

第 2 の課題は、他大学との比較である。本学は特殊な教育内容のため比較することが困難な点が多い。調査項目を検討しながら、文部科学省の「全国学生調査」との比較・分析を実施し、服飾系の他大学との共同調査も検討していく。

第 3 の課題は、令和 4 (2022) 年度には IR 室が中心となって分析を行っているデータに基づき、教職委員会等で課題について検討を行った。今後さらに IR 室が収集したデータから課題を明確にし、教授会等で共有化を図る必要がある。

第 4 の課題は、IR がより重視される体制となることが想定されることから、専門的に扱う人材についても検討を行う。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では学則第 2 条 (目的)、第 3 条 (自己点検及び評価) の規定に基づき、三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルによる内部質保証を目指している。ポリシーの基本理念

は「挑戦（チャレンジ）の精神」「創造する力」「自立（自己実現）する力」を4年間で身に着けてほしい。この理念のもとに、前学長、専門教育を担当する教員を中心にディプロマ・カリキュラム・アドミッションポリシーを教育方針として提示している。そして学生には、一言で「専門的職業で活躍できる人材の育成」を提示し、入学前のオープンキャンパス、入学後の1年生必修の「学習基礎」の機会に学部長から説明し、大学の歴史を含め定着を目指している。

PDCAサイクルの具体的な仕組みについて説明する。教育課程については、学長を中心とした教学マネジメント機関で策定（P）した案をコース責任者協議会、初年次教育課程委員会、教務委員会等で実行（D）し、学長がチェック（C）し、大学自己点検評価委員会、教授会に報告し改善（A）に向けていくサイクルを構築している。

具体的には、以下の取り組みがある。

・**初年次教育連絡委員会の設置** 学部1年生の各クラス担任、その他の委員、教務課長間で自由に学生に関する情報交換が出来るプラットフォームとして、また初年次教育課程必修科目の「学習基礎」の次年度に向けての内容改善を行う場として委員会を設置した。委員会で学生についての情報交換を行い、学生本人、保護者への連絡等も教務課と連携して行っている。

・**「manaba folio（マナバフォリオ）」の活用** 平成28（2016）年度に学内情報ソフトを利用して、担任を含めた委員間の情報交換及び学生への情報公開を密に行うこととした。また授業の補足や提出などについても活用されている。個人の授業に関する質問等もこのシステム上で行われることから、学内情報ソフトの利用による内部質保証に関する向上に役立っている。今後は、大学FD研究委員会から提案されている「学生カルテ」の作成や個別面談実施についても丁寧に検討し、さらなる内部質保証のため実現可能かつ効果的な方法を模索している。

・**コース責任者協議会の運営** 服飾学科の各コース責任者が毎月集合し、3・4年生の学生情報交換やコース共通問題などの協議を行っている。令和5（2023）年度からは服飾学科（6つのコース主任）・服飾表現学科（代表2名）・服飾文化学科（代表2名）が参加して会議を行っている。また前述（基準6-2）した毎年卒業生を多く就職先として受け入れている企業と、各コースの卒業生による授業改善のための外部会議を開く等、教育改善のための検討を継続して行っている。具体的には、毎年卒業生を多く就職先として受け入れている企業と、各コースの卒業生による授業改善のための会議を行い、記録をまとめ、コースごとの改善案を提出し出来ることから改善を行っている。

また平成30（2018）年度に設置された「服飾学部服飾表現学科」については、設置年から毎年実施される設置計画履行状況調査の結果を踏まえた内部質保証のための取り組みが行われている。特に入学定員の充足について大学入試委員会や学生募集対策委員会での協議を通して対策を講じ実行してきた。その結果、令和4（2022）年度では入学者数が増え定員充足率も上がり、大学運営の改善・向上に繋がっている。服飾表現学科においては、卒業生が卒業2年を超えた年度から外部授業評価アンケートを行い、その結果を基に意見交換による検討後改善を行っていく計画になっている。

本学における内部質保証に関するPDCAサイクルは、上記のそれぞれの委員会の議論を通して学長が最終的に「立案・計画（P）」し、これに基づき学内各機関が「実行（D）」

し、その結果を実行責任者となる自己点検評価委員会メンバーとガバナンス責任者の学長が「評価（C）」し、「改善（A）」に結びつける体制を整え実行に移して機能性を高めている。

・教員ティーチングポートフォリオの作成の継続

本学では、PDCA サイクルによる内部質保証の一環として、専任教員・特任教員に毎年度「教員ティーチングポートフォリオ」の作成を義務化している。教員が自らの毎年度の教育・研究活動について振り返るファイル作成を要求している。作成の具体的目的は、①教育者としての教員の資質向上 ②自身の教育活動を俯瞰し、授業改善につなげる ③教育・研究業績の整理 としている。平成 30（2018）年 9 月の教授会で決定し、毎年度教務委員会が担当している。教員は毎年度 2 月末日（令和 5（2023）年は 3 月 15 日）までに提出してファイル受領書の発行を受ける。その後ファイルは本人に返却し、次年度に継続させる方式をとっている。3 月には、指名された教員が自身のファイルについて、報告会を実施している。この活動も教員自身の PDCA サイクルの一環として機能させている。毎年度ではなく、2 年に一度、3 年に一度の提出でよいではないかとの意見もあるが、令和 5 年度については例年通りの提出を求める。

【資料 6-3-1】「杉野服飾大学 外部授業評価会議」アンケート調査（依頼書・調査用紙）
企業・卒業生宛

【資料 6-3-2】【企業】2022 年度大学外部評価アンケート調査回答改善案

【資料 6-3-3】【卒業生】2022 年度大学外部評価アンケート調査回答 改善案

【資料 6-3-4】コースごとの改善事例

【資料 6-3-5】認証評価の結果における指摘事項への対応について

【資料 6-3-6】三つのポリシー 【資料 F-13】参照

【資料 6-3-7】教員ティーチングポートフォリオ提出関係文書

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

各委員会において内部質保証のために議論し、その内容は学生や教職員に公開されているが、今後は委員会を横断した形で内部質保証について PDCA サイクルを活発化するような仕組みを検討していく。また今後は内部質保証をさらに向上していくために教職員の外部研修や研究に学園として体制を整えていく計画である。

なお、前回認証評価からの改善事項は以下の通りである。大学運営の改善・向上に向けて、前回平成 28（2016）年度の大学機関別認証評価では、参考意見を 4 点受けている。

○収容定員の充足に向けて取り組みをすること

現在続けている取り組みを今後も継続すると回答し、令和 4（2022）年度現在においても取り組みを継続している。令和 4（2022）年度の後期に服飾文化学科の新設が認められ、入学定員が増加したが、全く学生募集活動が実施出来ず、服飾文化学科の 40 名の増加については、令和 6（2024）年度に向けて取り組んでいく。

○履修登録単位数上限設定を行うこと

本学では、上限単位を設定していなかった。よって学長指示のもと教務委員会で検討し、上限を大学は 55 単位と設定し、平成 29（2017）年度入学者から適用することを教授会で

決定した。

○退学者の減少に努めること

退学者対策として、初年次教育課程連絡委員会のあり方を学長のリーダーシップのもと改善した。具体的には、担任の意識改革とクラスアワー等のあり方について初年次教育連絡委員会で検討し実践に移した。

○理事会・評議員会の委任状における議題の賛否確認を行うこと

翌年度の理事会・評議員会で、議案によっては事前に資料を送付し、欠席の場合には賛否を問う形に決定し実行した。

大学運営の改善・向上のために、以上の4点の指摘について改善を実行している。

【基準6の自己評価】

本学における内部質保証の機能は、理事長・学長の責任の下、教学マネジメント機関でプランが立てられ、大学自己点検評価委員会他各種委員会、教学企画調査室（IR）等で行われ、さらに学長・教授会に報告され改善に移していくというPDCAが機能している。各委員会においてもそれぞれ違う角度から議論、検証、改善、実行が健全に行われている。

さらに委員会メンバーは、教員と職員で構成され、全学を挙げて取り組む体制は確保されている。学長のリーダーシップを発揮しやすい環境と組織的に実行可能な体制を整え、評価体制は適切である。また、前回の認証評価からの参考意見に基づく改善、卒業生・企業の外部評価を受けての改善も出来ている。報告についても教職員や学生にフィードバックされ、案件に応じてホームページを通して公表されている。よって内部質保証については機能していると自己評価している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 産学・地域連携事業

A-1. 産学・地域連携事業の推進

本学では、実学を学ぶために産学・地域連携事業を推進している。

(1) A-1の自己判定

「基準項目A-1を満たしている。」

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 産学・地域連携事業の実例

本学服飾学科では、大学の使命・目的に基づき、実学教育プログラムとして、企業との産学連携、織物産地などとの地域連携プロジェクトを各コースで展開している。

産学・地域連携による取り組みは、本学の建学の精神である「挑戦（チャレンジ）の精神、創造する力、自立（自己実現）する能力」を実践するのにふさわしい取り組みと捉えている。アパレル産業界のものづくりへの挑戦、市場を見据えた作品（商品）の創造、さらには専門職業人として社会で自立するための能力の修得を目的とし、実学教育プログラムの場として、各コースそれぞれの分野で展開している。以下にモードテクノロジー系、ファッションビジネス系の取り組みについて、具体例を挙げて点検を行う。また、企業や産地にとっても若い感性によるデザイン等の提供で活性化につなげている。なお各コース

の取り組みは、【資料 A-1-2】各コースにおける産学・地域連携実績一覧の通りである。

●モードテクノロジー系

・モードクリエーションコース：学生からデザインを募集してそれぞれの企業デザイナーによる講評後、デザイン選出を行い企業の残布を使用し、学生と企業が共同で制作を行った。この取り組みにより学生は自己満足のデザインではなく商品としての価値あるデザインについて学ぶことができた。また令和 3（2021）年にはアイドル衣装製作会社からの依頼で 2 つのアイドルグループに対し、合わせて 15 点のデザイン、講評、選出、制作、着装手伝いを行うことで、コスチュームとしての舞台での効果や制作の注意点を学ぶことができた。両方ともゼミで希望者による参加であったが、モードクリエーションコース 3・4 年の 2/3 の学生がどちらも参加し、意欲的にこの取り組みが行われた。

・インダストリアルパターンコース：3次元計測システムから 20 代標準寸法人体を選出し、工業パターンを制作、人工レザーの会社から提供された布による実物制作を行った。またアパレル企業の協力のもと、3D 着装シミュレーションを利用したスカートパターン作成により商品化を行った。このことにより、商品としてのパターン作成について企業からの学びを得ることができた。

・テキスタイルデザインコース：「スクールユニフォーム」の企業において平成 30（2018）年度に制服におけるプリーツスカートのチェック柄のデザインと設計について学生（3 年生を対象）がデザイン考案（CG シミュレーションソフト使用）を行った。平成 31（2019）年（令和元年）には企業内選抜で選出され他デザインが奈良県にある県立高校の制服に採用された。提案をするため現地で教員、保護者に向けたプレゼンテーションを行い採用されたことはテキスタイルの提案を実践的に学ぶ場となっている。

・ファッションプロダクトデザインコース：斬新なアイデアを生み出し実社会に通用するデザインを創造できる人材の育成を目指し、3 年次「ファッションプロダクトデザインゼミ」「ファッションプロダクトデザインⅢ」では、企業から与えられたテーマに沿って、グループごとに企画立案し、商品化に向けて企業と連携して行う実践的な内容になっている。個々の資質も異なり、能力差も歴然であるメンバー同士の効果的なコミュニケーションを図る学びを得ている。素材に対する知識やそれにあつた機能、デザインについて商品化に至るまでは、専門家とのディスカッションを重ねることにより、商品開発に関わる市場調査の役割、市場における価格によるセグメント化などデザインとマーチャンダイジングの関係をより現実的なこととし捉える訓練として成果が得られている。

●ファッションビジネス系

・ファッションビジネス・マネジメントコース：3 年次授業科目「産学連携プロジェクト演習」では、提携先の企業との協業による学習プログラムを実施している。チーム毎にグループワーク、ディベートを通じたアクティブラーニングを踏まえて、新規ブランド構築計画を策定し、プレゼンテーションを行っている。これまでに廃棄予定衣料によるアップサイクルを実施し、実販売商品の企画、サンプリング、販売まで行った。

ファッションビジネスの現場を体験的に学修することにより、実践的な企画力、企業への交渉力、チーム内調整力等を身に付けている。

・ファッションビジネス・流通イノベーションコース：令和 3（2021）年度に「流通イ

「ファッションゼミ」の授業内で、「もりのがっこう」^{註1}「Tshirt.st」^{註2}との本格的な産学連携によるネットショップ販売を実施した。オリジナルTシャツブランドを5チームで立ち上げ、利益が出る価格設定と生産枚数を決定した。ささげ（撮影・採寸・原稿）業務も実践した後に、Shopify^{註3}でのショップページの制作、写真や動画でのSNSによるショップへの集客、受注と決済業務、注文者への送付などを行い、その後Google Analytics^{註4}による分析結果も含めて企業に評価をしていただき、表彰もされた。3年生全員が初心者でもネットショップを開設できるという体験による実践的教育が行われた。

註1. もりのがっこう→アパレルデザイナーによる、店舗をもたないネットショップブランド

註2. Tshirt.st→店舗をもたないネットショップTシャツ販売サイト

註3. Shopify→カナダ発の月額制ネットショップサービス

註4. Google Analytics→Google社による無料サービスのWEB解析ツール

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命、目的に基づいた取り組みとして有効である「産学・地域連携プロジェクト」の取り組みの継続と発展を考え、本学の社会的役割を考えた学内の体制整備や幅広い拡大が必要である。そのためには、連携先との「協定」締結やプロジェクトの単位化などへの工夫が求められる。またコースを超えて横断的に産学連携に取り組むことにより、さらに新しい可能性を見つけることができると考えられる。そうした産学連携、地域連携の新しい形を探り、幅を広げて行くことが今後の課題と言える。

●モードテクノロジー系

モードテクノロジー系の各コースにおいて、産学連携・地域連携プロジェクトは、学生の実学的プロジェクトとして積極的に取り組むべきであると考えられる。しかしながら、コース在籍学生の目標が様々であること、正規の授業課題との兼合い、連携先の多くが単年度の取り組みであることなどを考慮すると、正規のカリキュラムとしてコース全体に導入することは現時点ではなかなか難しい。例えばモードクリエーションコース内に設置されている「デザイナー養成強化特別ゼミ」など、比較的少人数によるゼミ形式でのプロジェクト実施を積極的に進めながら、単位化への道を検討することが今後の課題である。

●ファッションビジネス系

平成27（2015）年度よりカリキュラムが大きく変わり、ビジネス系でファッションビジネス・マネジメントコースに加えてファッションビジネス・流通イノベーションコースが開設された。このコースにおいては、ファッション産業のインターネットビジネスの改革を推進する人材育成のため、企業のデジタル部門やテクノロジー開発企業との取り組みを行い、学生のイノベティブな新規提案によるプレゼンテーションを模索している。こうした産学連携では、モノではないコンセプト提案や空間上のネット販売のため、その過程を可視化できるように工夫することが課題である。

【資料 A-1-1】 杉野服飾大学 Guide Book に掲載された報告

【資料 A-1-2】 各コースにおける産学・地域連携実績一覧

【資料 A-1-3】 各コースにおける実例の報告

基準 B. コンテストへの挑戦

B-1. コンテストやファッションイベント参加へのバックアップ

本学ではコンテストやファッションイベント参加へのバックアップに教職員一同努めている。

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① コンテストやファッションイベント参加の実例

建学の精神の「挑戦」「創造」「自立」を醸成するために通常授業の形式ではなく自発的にまた「切磋琢磨する」「応用力を身につける」意味においてもコンテストへの挑戦は貴重な機会であると捉えている。「挑戦」は各コースに合った内容で実践し、その成果を挙げている。特に杉野学園主催のファッションデザインコンテストは令和 4（2022）年度で 59 回になり、日ごろの学修成果を確認するためにも目標と定め、挑戦している。また学内外のコンテスト参加を推奨し、授業時間外のサポートにも努めてきた。

文部科学省の「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択され、学生の主体的なファッションデザイン創造活動の場として、第二校舎地下 1 階にファッションデザイン創造工房を開設した。工房は、デジタルデザイン研究室とスタジオの 2 室で構成されている。デジタルデザイン室では、平成 12（2000）年以降のパリ、ロンドン、東京のデザイナー約 200 人のコレクション全作品を収集したデータをパソコンで検索できる。平成 20（2008）年以降については杉野学園が所有しているパリ、ミラノの有力デザイナー約 50 人の作品を収録したオリジナル高解像度データやトレンド別に収録した有力デザイナー 10 人、500 作品のデータを検索できる。また、インターネットによる各種ファッション情報が検索可能となっている。これらによってファッション研究を行えるよう整備されている。また、プレゼンテーションのための資料やポートフォリオをデジタルで作成できるほか、CAD ソフトを使用してパターン処理も可能になっている。

スタジオは、ヒートミシン（融着機）、皮革用ミシンなどの特殊ミシンの他、各種工業用ミシン、ローラープレス機などの最新縫製機器が揃い、デザイン発想を実物制作に移すことができるように整備されている。このスタジオとデジタルデザイン研究室を相互に反復することにより、精度の高い作品作りに役立つ。この設備は主にモードクリエーションコースの「デザイナー養成特別強化ゼミ」に参加している学生やコンテスト等に参加する学生がゼミの時間と授業外に使用している。

この成果としてエビデンスにあげたように学校創設から設置されている服飾造形のコースであり、一番在籍数の多いモードクリエーションコースの学生が成果を挙げることができている。その他テキスタイルデザインコース、ファッションプロダクトデザインコースのコンテスト挑戦結果も合わせて一覧表にまとめた。それぞれのコースの特徴を生かしたコンテスト挑戦と成果が現れてきている。

【資料 B-1-1】各コース別コンテスト受賞一覧表

（平成 28（2016）年 2 月～令和 5（2023）年 2 月）

【資料 B-1-2】各コース別コンテスト受賞報告資料
(平成 28 (2016) 年 2 月～令和 5 (2023) 年 2 月)

(3) B-1 の改善・向上方策 (将来計画)

現在は多くの学生がそれぞれのコースで学内外のコンテストに参加できるようにそれぞれの教員が工夫しながら対応しているが、授業外の対応になるためコンテスト作品の途中制作を行える空き教室の確保や支援体制を整える必要を感じている。また学生には支援のため企業から廃棄する予定の半端生地などを譲り受け倉庫に保管し、学生が使用できるように行っている。今後は副資材においても支援の協力を今以上に企業に依頼し、学生が費用を抑えてチャレンジできる体制を整えていく予定である。

【基準 B の自己評価】

この成果としてエビデンスにあげたように服飾造形のコースであるモードクリエーションコースの学生が多くの成果を挙げることができているが、その他のコースにおいてもそれぞれのコースの特徴を生かしたコンテスト挑戦と成果が現れてきている。また、モードテクノロジーのみならずファッションビジネス系の学生たちも少しずつコンテストに挑戦している。それを支援する体制が整えられている。

以上

V. 特記事項

大学展示室

大学展示室は服飾学部服飾学科と服飾表現学科の1～4年生の学生が制作した作品を中心に教員の研究成果である作品などを展示する環境として設けられている。展示室は目黒キャンパスの大学校舎内に3カ所（第1展示室・平面、第1展示室・立体、第2展示室）、日野キャンパスに1カ所（展示スペース）設けられている。展示内容は主に実習と演習系の科目の課題作品や卒業制作作品から授業担当教員が選抜したものである。

第1展示室・平面では「ドローイング」や「ファッション画」など平面の作品を展示している。第1展示室・立体では基礎課程の服飾造形作品やファッションビジネス系のパネル展示、服飾表現学科の作品を展示している。第2展示室ではモードテクノロジー系の作品を中心に展示している。

他者が作品を鑑賞することができる環境を用意することで学生へのフィードバックが可能となる。同時に学生と教員、学科やコース、専攻など相互の研究の理解につながる場としての機能もある。また、オープンキャンパスなど学外からの来校者も作品を鑑賞する事が可能であり、大学の教育内容の理解に繋がっている。

展示の企画やスケジュールなどの運営はキャンパス展示企画委員会が年間を通して行っている。



「基礎造形応用」作品展（第1展示室・立体）



「スカートブラウスコンテスト」展（第1展示室・立体）



「スカートブラウスコンテスト」展（第1展示室・立体）



ファッションデザインコンテスト選抜展（第2展示室）



「色材演習」作品選抜展（第1展示室・平面）



「テキスタイルデザインコース」作品選抜展（第2展示室）



教員作品展（第2展示室）



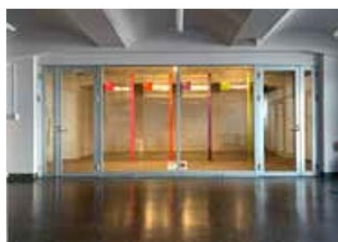
教員作品展（第2展示室）



教員作品展（第1展示室・立体）



服飾表現学科・卒業制作作品展（第1展示室・立体）



モードテクノロジー系パネル展示（第2展示室）



「ドローイングI」作品選抜展（第1展示室・平面）

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 2 条で「大学の目的」を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 5 条で「服飾学部」の設置を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 6 条で「修業年限を 4 年」と定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 17 条、第 34 条、第 35 条において大学等での修得単位の認定について定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし。早期卒業の特例は設けていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 10 条で「入学資格」について定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 51 条で学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置くことを定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 53 条、54 条、55 条、56 条で教授会の構成、教授会の運営、議長選出について、審議事項について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 38 条で学位について定め、授与している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。特別課程は設置していない。	3-1
第 108 条	—	該当なし。令和 5 年 3 月に短期大学部を閉学した。	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条で自己点検・評価の実施及び公表について定め及び「杉野服飾大学自己点検評価委員会規程」を定め、自己点検評価を行っている。また政令で定める期間ごとに日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受け、結果を公表している。	6-2
第 113 条	○	学則第 3 条の 2 において教育研究活動等の状況について積極的に情報を提供することを定め、「紀要」「教員作品集」などの刊行物等で広く公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員・技術職員は、「学校法人杉野学園就業規則」他関連規程に基づき、業務に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 17 条で定めた上で、「杉野服飾大学編入学生規則」を定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 17 条で定めた上で、「杉野服飾大学編入学生規則」を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	第 1 号修業年限は学則第 6 条、学年、学期及び授業を行わない日は学則第 7 条・第 8 条、第 2 号部科及び課程の組織に関する事項	3-1 3-2

杉野服飾大学

		については学則第 5 条、第 3 号教育課程及び授業日時数に関する事項については学則第 25 条・第 28 条、第 4 号学習の評価及び課程修了の認定に関する事項については学則第 29 条・第 30 条、第 5 号収容定員及び職員組織に関する事項については学則第 5 条・第 51 条・第 52 条、第 6 号入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項については学則第 9 条～第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条～22 条、第 36 条～37 条、第 7 号授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項は学則第 41 条～第 50 条、第 8 号賞罰に関する事項は学則第 62 条・第 63 条、第 9 号寄宿舎に関する当該施設を設置していないため規定していない。	
第 24 条	○	学生の成績、健康診断の記録等を管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則 63 条及び「杉野服飾大学の学生の懲戒処分の手続きに関する規程」に学生の懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	「学校法人杉野学園文書取扱規程」「学校法人杉野学園文書保存規程」を定め、各部署に備え、厳守している。	3-2
第 143 条	—	該当なし。代議員会の制度はない。	4-1
第 146 条	○	学則第 35 条で入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 147 条	—	該当なし。早期卒業認定制度はない。	3-1
第 148 条	—	該当なし。修業年限 4 年を超える学部を設置していない。	3-1
第 149 条	—	該当なし。早期卒業認定制度はない。	3-1
第 150 条	○	学則第 10 条に入学資格を定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし。本学では飛び級入学を認めていない。	2-1
第 152 条	—	該当なし。本学では飛び級入学を認めていない。	2-1
第 153 条	—	該当なし。本学では飛び級入学を認めていない。	2-1
第 154 条	—	該当なし。本学では飛び級入学を認めていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 17 条と「杉野服飾大学編入学生規則」で短期大学卒業者の入学について定めている。	2-1
第 162 条	○	学則 10 条において外国からの入学について定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 7 条において学年、学期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当しない。秋入学等は定めていない。	3-1
第 164 条	—	該当しない。本学では特別の課程を設置していない。	3-1
第 165 条の 2	○	学部・研究科ごとに、教育の目的を踏まえた三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を定め、本学ホームページで公表している。学生にはキャンパスガイド（学生手帳）で周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条で自己点検・評価について定め、「杉野服飾大学自己点検評価委員会規程」で自己点検評価の事項及び体制について定めている。	6-2

杉野服飾大学

第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、本学ホームページ又は刊行物等で公表している。(3つのポリシー、基本組織、教員組織、就職状況、授業科目に関わるシラバス、校舎施設及び設備、授業料・入学料、学生支援関係等)	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則 36 条～第 38 条で学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 17 条で定めた上で、「杉野服飾大学編入学生規則」を定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 17 条で定めた上で、「杉野服飾大学編入学生規則」で専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を大学設置するのに必要な最低の基準として、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条に教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「杉野服飾大学各種委員会規程」の中に「入試委員会」を定め公平かつ適切な体制で実施している。	2-1
第 3 条	○	学部は、教育研究上適当な規模内容であり、教員組織、教員数等適切に運営している。過去の認証評価でも確認をいただいている。	1-2
第 4 条	○	学則第 5 条で学部学科について定めている。	1-2
第 5 条	○	学則第 26 条で教職課程と学芸員課程を設置している。	1-2
第 6 条	—	該当なし。学部以外の基本組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織について、教育研究上の目的を達成するために必要な教員を設置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	—	本学では、今年度基幹教員は採用しないので該当しない。	3-2 4-2
第 9 条	○	授業を担当しない教員はいない。	3-2 4-2

杉野服飾大学

第 10 条 (旧第 13 条)	○	主要授業科目については、専任の教授または准教授に、主要授業科目以外の授業科目については専任の教授、講師または助教が担当している。演習科目については助手・技術助手が補助している。	3-2 4-2
第 11 条	—	該当なし。授業を担当していない教員は設置していない。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	専任教員は、専ら本学における教育研究に従事している。	4-1
第 13 条	○	学部は、必要な教員数を満たしている。過去の認証評価でも確認をいただいている。	3-2 4-2
第 14 条	○	「杉野服飾大学専任教員資格審査規則」に教授の資格審査基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「杉野服飾大学専任教員資格審査規則」に准教授の資格審査基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「杉野服飾大学専任教員資格審査規則」に講師の資格審査基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「杉野服飾大学専任教員資格審査規則」に助手の資格審査基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 5 条に収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 25 条に教育課程について定め、別表に明記している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。本学は連携開設科目を設置していない。」	3-2
第 20 条	○	学則第 25 条で各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 28 条で単位の計算方法について定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 7 条で 1 年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 28 条で定め履修便覧で周知している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるよう、適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	学則第 27 条第 1 項で、授業は講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより行うことを定め、メディアを利用して行う授業については、学則第 27 条第 2 項で定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 32 条で成績評価基準等の明示について定め、シラバスにおいて授業の方法及び内容並びに授業計画等を明示している。学則第 36 条・第 37 条で卒業の認定を定めている。	3-1
第 26 条	—	該当なし。本学では夜間開講は行っていない。	3-2
第 27 条	○	学則第 29 条で単位修得の認定について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	年間履修単位制限（CAP 制度）を設け、登録の上限について定め、履修便覧で学生に周知している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。本学は連携開設科目を設置していない。	3-1

杉野服飾大学

第 28 条	○	学則第 33 条に他の大学又は短期大学における履修について定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 34 条に大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 35 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	「杉野服飾大学大学院長期履修制度に関する規程」を定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 57 条に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 36 条に卒業の要件について定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし。本学では授業時間制度を設置していない。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には学生が休息その他に利用するのに適当な空き地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は日野キャンパスに有しているが、目黒キャンパスにも体育館を備えている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については、大学設置基準第 36 条第 1 項～第 5 項に規定している施設をすべて備えている。夜間学部は設置していない。	2-5
第 37 条	○	校地については、大学設置基準第 37 条に掲げる面積を超えている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎については、大学設置基準第 37 条の 2 に掲げる面積を超えている。	2-5
第 38 条	○	図書館については、大学設置基準第 38 条に掲げる環境をすべて整備している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。大学設置基準第 39 条に掲げる学部又は学科を設置していない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。大学設置基準第 39 条の 2 に掲げる学部又は学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○	教育研究上必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するために必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学の校名、学部学科の名称は、本学の専門性を明確に示した名称である。	1-1
第 41 条	—	該当なし。学部以外の基本組織（学部等連携課程実施基本組織）は設置していない。	3-2
第 42 条	—	該当なし。専門職学科及び専門職学部は設置していない。	1-2

杉野服飾大学

第 42 条の 2	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	2-5
第 43 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2
第 44 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 45 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 46 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 48 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 58 条	—	該当なし。外国に設ける組織はない。	1-2 2-5
第 59 条	—	該当しない。	2-5
第 61 条	—	該当しない	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 38 条に学位の授与を定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 38 条に学位の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 13 条	○	「杉野服飾大学学位規程」を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

杉野服飾大学

第 24 条	○	本学園は、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	本学の学校法人としての事業に行うに当たり、理事、監事、評議員、職員等に特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備付け及び閲覧については、「学校法人杉野学園寄附行為」に定めている。	5-1
第 35 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 6 条に役員の数、理事長について定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係は委任に関する規程「学校法人杉野学園寄附行為」第 17 条に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 16 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 12 条から第 16 条に理事長、理事、監事の職務等について定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 7 条に役員を選任について、第 9 条で役員任期等について定めている。	5-2
第 39 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 8 条に監事の理事、評議員又は学校法人の職員の兼職禁止について定めている。	5-2
第 40 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 10 条に役員補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 21 条に評議員の定数について、第 26 条で評議員の任期について定めている。	5-3
第 42 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 23 条に評議員会の諮問事項等について定めている。	5-3
第 43 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 24 条に評議員会の意見具申について定めている。	5-3
第 44 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 25 条で評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第 3 者に生じた損害を賠償する責任を負う。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員が損害賠償を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定を準用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 45 条に寄付行為の変更について定めている。	5-1

杉野服飾大学

第 45 条の 2	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 34 条に予算、事業計画及び事業に関する中長期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 36 条に決算の評議員会への報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 37 条に財産目録等の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 39 条に役員の報酬について定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 41 条に会計年度について定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人杉野学園寄附行為」第 38 条に情報の公表について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に明記している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 20 条で入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 20 条で入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	—	該当なし。修士等の学位と同等の学力ある者の入学は規定していない。	2-1
第 157 条	—	該当なし。飛び入学制度は実施していない。	2-1
第 158 条	—	該当なし。飛び入学制度は実施していない。	2-1
第 159 条	—	該当なし。飛び入学制度は実施していない。	2-1
第 160 条	—	該当なし。飛び入学制度は実施していない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守するとともに、大学院設置基準を必要最低基準と認識している。自己点検評価については大学院学則第 2 条で規定しており、研究科委員会及び自己点検評価委員会を中心に教育研究活動等について不断の見直しを行っている。	6-2 6-3

杉野服飾大学

第1条の2	○	大学院学則第1条に明記している。	1-1 1-2
第1条の3	○	大学院学則第20条に入学者の資格、第22条に入学者の選考について明記している。選考においては、研究指導教員全員による選考会議で公正に判断し入学者を決定している。	2-1
第2条	○	大学院学則第4条に明記している。	1-2
第2条の2	—	該当なし。専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない。	1-2
第3条	○	大学院学則第1条に目的を明記し、第6条に修業年限2年を明記している。	1-2
第4条	—	該当なし。博士課程を設置していない。	1-2
第5条	○	大学院学則第3条に造形研究科を置くこと及び第5条で造形専攻を置くことを明記している。「衣の造形」という専門分野から一専攻のみの規模は妥当と考えている。	1-2
第6条	○	大学院学則第5条で造形専攻を置くことを明記している。一専攻のみであることは上記で述べた通り妥当と考えている。	1-2
第7条	○	大学の服飾学部を基礎とした研究科で、教員は学部との兼務者であり、連携体制が構築されている。	1-2
第7条の2	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。研究科以外の基本組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教員は学部を兼ねているが、設置基準を十分に満たす人数が配置されている。また教務、経理等事務組織においても大学院担当者が置かれている。研究科委員会には事務職員が1~2名出席し、情報の共有を図り、教職協働の体制がとられている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	教員それぞれが担当する専門分野について高度の知識・技術を持つ者である。学部との兼務者であるが、大学院を担当する場合には研究科委員会の全員の了解のもと担当を認めている。	3-2 4-2
第9条の3	○	本学大学院では、定期的な授業の運営状況、研究指導方法等を話し合い、改善を図っていくことを研究科委員会で決定し、その決議に基づきFD活動を実施している。また、研修会は大学FD研究委員会と連携し毎年度開催している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第5条に明記している。	2-1

杉野服飾大学

第 11 条	○	カリキュラムポリシーに沿って教育課程が編成され、大学院学則第 10 条の別表に示されている。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 10 条の別表で明記されている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院担当の教授が研究指導を行っている。 他の大学院等で受ける研究指導については大学院学則第 13 条に明記している。	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし。昼夜開講制を実施していない。	3-2
第 14 条の 2	○	各授業科目における授業計画、評価の基準、方法はシラバスに明記している。研究指導も「修了制作」という授業科目であり、そのシラバスにおいて評価基準、方法が示されている。また成績、評価に関しては教員全員での成績会議で話し合い、公正かつ妥当な評価となるようにしている。	3-1
第 15 条	○	各授業科目の単位、授業の方法については大学院学則第 10 条の別表、一年間の授業期間、授業日数については学年暦で示しており、休業日は大学院学則第 8 条に定めている。授業を行う学生数は適切である。単位の授与については大学院学則第 15 条で定めており、他の大学院における授業科目の履修等については、大学院学則第 13 条で、入学前の既修得単位の認定については、大学院学則第 14 条で規定している。科目等履修生等については、大学院学則第 30 条で定めており、長期履修制度については学則第 3 条で定め、さらに「杉野服飾大学大学院長期履修制度に関する規程」で必要事項を定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修了要件は大学院学則第 10 条別表及び第 16 条に示されている。	3-1
第 17 条	—	該当なし。博士課程を設置していない。	3-1
第 19 条	○	大学院専用の講義室、演習室、実習室及び大学院生専用の自習室を備えている。	2-5
第 20 条	○	教育研究に必要な器具等は数、種類ともに備えている。	2-5
第 21 条	○	学部と共用する図書館において、専攻に応じた図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない範囲で学部の施設、設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。二以上の校地において教育研究を行っていない。	2-5
第 22 条の 3	○	必要に応じて各部署及び各研究室の予算において関連機器等の整備のための経費を確保することにより、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、本学の教育研究にふさわしい、適切なものである。	1-1
第 23 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	1-1

杉野服飾大学

			1-2
第 24 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	2-5
第 25 条	—	該当なし。通信教育の課程を設置していない。	3-2
第 26 条	—	該当なし。通信教育の課程を設置していない。	3-2
第 27 条	—	該当なし。通信教育の課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。通信教育の課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。通信教育の課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	該当なし。通信教育の課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。研究科等連携課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第 31 条	—	該当なし。共同教育課程は編成していない。	3-2
第 32 条	—	該当なし。共同教育課程は編成していない。	3-1
第 33 条	—	該当なし。共同教育課程は編成していない。	3-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程は編成していない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。工学を専攻する研究科は設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。工学を専攻する研究科は設置していない。	4-2
第 42 条	—	該当なし。博士課程は設置していない。	2-3
第 43 条	○	奨学金等の情報を大学ホームページの大学院の頁や入学者に配布する便覧に載せ、学生に周知している。	2-4
第 45 条	—	該当なし。外国に研究科等は置いていない。	1-2
第 46 条	—	該当なし。新たな研究科等の設置はしていない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 全て該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	1-2
第 3 条	—	該当なし。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 5 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 6 条	—	該当なし。	3-2
第 6 条の 2	—	該当なし。	3-2

杉野服飾大学

第6条の3	—	該当なし。	3-2
第7条	—	該当なし。	2-5
第8条	—	該当なし。	2-2 3-2
第9条	—	該当なし。	2-2 3-2
第10条	—	該当なし。	3-1
第11条	—	該当なし。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当なし。	3-2
第12条の2	—	該当なし。	3-1
第13条	—	該当なし。	3-1
第14条	—	該当なし。	3-1
第15条	—	該当なし。	3-1
第16条	—	該当なし。	3-1
第17条	—	該当なし。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	該当なし。	2-1
第20条	—	該当なし。	2-1
第21条	—	該当なし。	3-1
第22条	—	該当なし。	3-1
第23条	—	該当なし。	3-1
第24条	—	該当なし。	3-1
第25条	—	該当なし。	3-1
第26条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第27条	—	該当なし。	3-1
第28条	—	該当なし。	3-1
第29条	—	該当なし。	3-1
第30条	—	該当なし。	3-1

杉野服飾大学

第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-2
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	3-1
第 42 条	—	該当なし。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	杉野服飾大学大学院学位規程第 3 条及び大学院学則第 16 条に明記している。	3-1
第 4 条	—	該当なし。博士課程を置いていない。	3-1
第 5 条	○	大学院学則第 16 条第 2 項に明記している。	3-1
第 12 条	—	該当なし。博士課程を置いていない。	3-1

大学通信教育設置基準 全て該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	3-2
第 3 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 4 条	—	該当なし。	3-2
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 6 条	—	該当なし。	3-1
第 7 条	—	該当なし。	3-1
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし。	2-5
第 11 条	—	該当なし。	2-5
第 12 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 13 条	—	該当なし。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。 ※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人杉野学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	杉野服飾大学 2024 Guide Book、杉野服飾大学大学院案内 2023	杉野服飾大学 (sugino-fc.ac.jp)
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	杉野服飾大学学則、杉野服飾大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	杉野服飾大学 令和 5（2023）年度入学試験要項、2023 年度 杉野服飾大学大学院 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2023 Campus Guide & Diary	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 5 年度 学校法人杉野学園事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4 年度 学校法人杉野学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	杉野服飾大学ホームページ 交通アクセス	交通アクセス 大学案内 杉野服飾大学 (sugino-fc.ac.jp)
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人杉野学園規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 4 年度理事・監事・評議員名簿 及び 令和 4（2022）年度理事会・評議員会開催日等、出欠状況表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度 学校法人杉野学園決算書 及び 監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和 5（2023）年度 履修便覧 杉野服飾大学 服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科、令和 5（2023）年度 杉野服飾大学大学院 授業計画	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	杉野服飾大学（服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科）教育のポリシー 杉野服飾大学大学院 三つのポリシー	教育のポリシー 大学案内 杉野服飾大学 (sugino-fc.ac.jp) 大学院 学部・大学院 杉野服飾大学 (sugino-fc.ac.jp)
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	平成 30～令和 3 年度 杉野服飾大学 服飾学部 服飾表現学科 【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 29（2017）年 4 月 12 日開催大学教授会議事録及び教授会資料 No. 3-1、4 月 13 日開催 第 1 回大学自己点検評価委員会記録、理事会議事録（平成 29 年度 第 1 回）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	杉野服飾大学学則（第 2 条）	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-2】	杉野服飾大学ホームページ（大学案内）	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-3】	2023 Campus & Diary	【資料 F-5】 参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和 4 年度理事・監事・評議員名簿 及び令和 4（2022）年度理事会・評議委員会開催日等、出席状況表	【資料 F-10】 参照
【資料 1-2-2】	杉野服飾大学 2024 Guide Book	【資料 F-2】 参照
【資料 1-2-3】	ジャーナルすぎ（同窓会誌） No. 49	
【資料 1-2-4】	SUGINO 杉野服飾大学報 No. 42	
【資料 1-2-5】	令和 5（2023）年度「学修基礎」シラバス	
【資料 1-2-6】	杉野服飾大学日中服飾専門課程パンフレット	
【資料 1-2-7】	杉野学園中長期計画（第 3 期）（令和 3 年度～令和 7 年度）	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	杉野服飾大学ホームページ 教育のポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-2】	令和 5（2023）年度入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-3】	令和 5（2023）年度出張授業のご案内 2023	
【資料 2-1-4】	杉野服飾大学大学院案内 2023	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-5】	2023 年度杉野服飾大学大学院入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-6】	令和 4（2022）年度大学委員会構成図	
【資料 2-1-7】	令和 3（2021）年度大学入試委員会報告書	
【資料 2-1-8】	令和 4（2022）年度大学院入試 I 期・II 期合否判定会議記録	
【資料 2-1-9】	令和 5（2023）年度一般選抜問題作成依頼文	
【資料 2-1-10】	令和 4（2022）年度オープンキャンパス告知用ポスター	
【資料 2-1-11】	先輩の声	
【資料 2-1-12】	唯新学院説明会報告書	
【資料 2-1-13】	唯新学院オンライン模擬講義報告書	
【資料 2-1-14】	服飾文化学科告知用チラシ	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 4（2022）年度 入学前教育の提出課題	
【資料 2-2-2】	2019 ファーストステップ IN SUGINO パンフレット	
【資料 2-2-3】	令和 4（2022）年度「学習基礎」シラバス	
【資料 2-2-4】	令和 4（2022）年度【常勤】オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-5】	令和 3（2021）年度 3 月教授会資料 NO. 5-2 （令和 4 年度クラス担任表）	
【資料 2-2-6】	杉野服飾大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する実施要項	
【資料 2-2-7】	令和 4（2022）年度初年次教育課程連絡委員会報告書	

杉野服飾大学

【資料 2-2-8】	令和 4 (2022) 年度大学院研究科委員会開催通知	
【資料 2-2-9】	令和 4 (2022) 年度 9 月教授会資料 NO. 7 (大学 2010 年度～2018 年度入学生の追跡調査報告)	
【資料 2-2-10】	障がいのある学生支援に関する基本方針	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	令和 4 (2022) 年度「キャリアプランニング」シラバス	
【資料 2-3-2】	令和 4 (2022) 年度就職ガイダンス年間スケジュール	
【資料 2-3-3】	令和 3 (2021) 年度就職部相談室等の利用状況	
【資料 2-3-4】	令和 3 (2021) 年度就職状況 (内定者数・内定先一覧)	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生サポート連絡委員会規程	
【資料 2-4-2】	学校法人杉野学園奨学金規程	
【資料 2-4-3】	学校法人杉野学園利子補給奨学金規程	
【資料 2-4-4】	学校法人杉野学園緊急時貸与奨学金規程	
【資料 2-4-5】	杉野学園新入生入学金等の免除に関する規程	
【資料 2-4-6】	杉野服飾大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程	
【資料 2-4-7】	令和 4 (2022) 年度奨学金説明会資料	
【資料 2-4-8】	令和 4 (2022) 年度 医務室便り Vol. 39-41	
【資料 2-4-9】	杉野学園ヘルスサポートセンター案内	
【資料 2-4-10】	2023 Campus Guide & Diary	【資料 F-5】 参照
【資料 2-4-11】	2019 年度クラブ顧問会議議事録	
【資料 2-4-12】	令和 3 (2021) 年度 杉野学園独自の奨学金実績	【表 2-7】 参照
【資料 2-4-13】	令和 4 (2022) 年度日本学生支援機構奨学金貸与者数	
【資料 2-4-14】	令和 4 (2022) 年度 4 月教授会資料 NO. 4-2 (令和 3 年度学生相談室利用状況報告)	
【資料 2-4-15】	令和 4 (2022) 年度 4 月教授会資料 NO. 4-3 (2021 年度医務室利用状況報告)	
【資料 2-4-16】	令和 4 (2022) 年度 4 月教授会資料 NO. 4-4 (令和 3 年度学生基金利用状況)	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 4 (2022) 年度授業別受講者人数表	
【資料 2-5-2】	学校法人杉野学園危機管理規程	
【資料 2-5-3】	杉野服飾大学附属図書館規程	
【資料 2-5-4】	杉野学園 衣裳博物館規則	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 3 (2021) 年度卒業者に対する在学期間中の学生生活についての調査結果報告書	
【資料 2-6-2】	令和 3 (2021) 年度 9 月実施学修行動調査 学年 GPA を加えた分析結果について	
【資料 2-6-3】	令和 4 (2022) 年度教員対象研修会案内	
【資料 2-6-4】	令和 3 (2021) 年度前期授業評価アンケート報告書	
【資料 2-6-5】	令和 3 (2021) 年度後期授業評価アンケート報告書	
【資料 2-6-6】	令和 3 (2021) 年度学生参加の FD 研究委員会記録	
【資料 2-6-7】	令和 4 (2022) 年度前期大学院生による研究環境調査及び授業評価調査結果	
【資料 2-6-8】	平成 30 (2018) 年度学生参加の FD 研究委員会記録	
【資料 2-6-9】	令和 4 年度 4 月教授会資料 NO. 4-2 令和 3 年度学生相談室利用状況報告	【資料 2-4-14】 参照
【資料 2-6-10】	令和 4 年度 4 月教授会資料 NO. 4-3 2021 年度医務室利用状況	【資料 2-4-15】 参照

杉野服飾大学

【資料 2-6-11】	平成 29 (2017) 年度卒業者に対する在学期間中の学生生活についての調査結果報告書	
-------------	--	--

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和 5 (2023) 年度履修便覧 (服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-2】	令和 5 (2023) 年度大学院授業計画 (1~2 年次)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-3】	2023 Campus Guide & Diary (試験・追再試験に関する注意事項)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-4】	2023 Campus Guide & Diary (杉野服飾大学学則)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-5】	杉野服飾大学 Guide Book 2024	【資料 F-2】 参照
【資料 3-1-6】	大学院学則・カリキュラム・履修スケジュール	
【資料 3-1-7】	杉野服飾大学大学院案内 2023	【資料 F-4】 参照
【資料 3-1-8】	杉野服飾大学の学修(教育)成果測定の指標(服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科)	
【資料 3-1-9】	進級条件(服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	専門コース履修系統図(服飾学科・服飾表現学科・服飾文化学科)	
【資料 3-2-2】	服飾表現学科 3 年次外部企業研修実績報告	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 4 (2022) 年度 自己点検評価委員会構成メンバー表	
【資料 3-3-2】	杉野服飾大学自己点検評価委員会規程	
【資料 3-3-3】	令和 4 (2022) 年度大学院研究科委員会開催通知	【資料 2-2-8】 参照
【資料 3-3-4】	令和 4 (2022) 年度大学院自己点検評価活動まとめ	
【資料 3-3-5】	令和 4 (2022) 年度教学企画調査室(IR)メンバー表	
【資料 3-3-6】	令和 4 (2022) 年度コース責任者協議会活動報告	
【資料 3-3-7】	大学全学科の卒業時修得知識・技術一覧表	
【資料 3-3-8】	大学院修了生活動記録(DM、SNS 画像等)	
【資料 3-3-9】	令和 4 (2022) 年度自己点検アセスメント結果点検・評価及び改善案	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	杉野服飾大学学長選任規程	
【資料 4-1-2】	杉野服飾大学学則第 10 章 教授会	
【資料 4-1-3】	杉野服飾大学委員会構成図	
【資料 4-1-4】	役員等の氏名等(令和 5 年 4 月 1 日)	
【資料 4-1-5】	杉野服飾大学大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-6】	各種委員会規程	
【資料 4-1-7】	個別の委員会規程	
【資料 4-1-8】	令和 3 (2021) 年度各委員会報告	
【資料 4-1-9】	学校法人 杉野学園 事務組織図	

杉野服飾大学

4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	杉野服飾大学専任教員資格審査規則	
【資料 4-2-2】	常勤教員一覧、非常勤教員一覧	
【資料 4-2-3】	令和 4（2022）年度前期授業評価アンケート報告書	
【資料 4-2-4】	令和 4（2022）年度後期授業評価アンケート報告書	
【資料 4-2-5】	令和 4（2022）年度授業公開・参観報告書	
【資料 4-2-6】	令和 2（2020）・令和 3（2021）・令和 4（2022）年度勉強会の開催内容	
【資料 4-2-7】	令和 4（2022）年度新入生入学時の実態調査	
【資料 4-2-8】	令和 4（2022）年度卒業生に対する在学期間中の学生生活についての調査結果報告書	
【資料 4-2-9】	令和 4（2022）年度学生 FD 研究委員会開催内容	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人杉野学園 SD に関する規程	
【資料 4-3-2】	SD 研修会実施一覧・研修資料	
【資料 4-3-3】	学校法人杉野学園 SD 推進委員会規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	令和 5（2023）年度研究室・事務室一覧	
【資料 4-4-2】	研究奨励補助金規程	
【資料 4-4-3】	杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部の研究活動等における不正行為への対応要項	
【資料 4-4-4】	杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における競争的資金等公的研究費の取扱い要項	
【資料 4-4-5】	杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-6】	公的研究費等の不正使用に関する対応基準	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人杉野学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-2】	令和 5（2023）年度学校法人杉野学園事務組織図	
【資料 5-1-3】	学校法人杉野学園ハラスメントの防止・対策に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人杉野学園ハラスメントの防止・対策等関連機関の組織及び運営に関する規程	
【資料 5-1-5】	学校法人杉野学園個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-6】	学校法人杉野学園個人情報保護委員会規定	
【資料 5-1-7】	学校法人杉野学園特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-8】	学校法人杉野学園危機管理規程	
【資料 5-1-9】	学校法人杉野学園消防計画、学校法人杉野学園防災計画	
【資料 5-1-10】	大地震対応マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人杉野学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-2】	令和 4（2022）年度理事会、評議員会開催日等、出欠状況表	【資料 F-10】 参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		

杉野服飾大学

【資料 5-3-1】	杉野服飾大学学則第 10 章教授会	【資料 4-1-2】 参照
【資料 5-3-2】	大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 5-3-3】	杉野服飾大学大学院研究科委員会規程	【資料 4-1-5】 参照
【資料 5-3-4】	令和 5（2023）年度大学委員会構成図	
【資料 5-3-5】	各種委員会規程	【資料 4-1-6】 参照
【資料 5-3-6】	個別の委員会規程	【資料 4-1-7】 参照
【資料 5-3-7】	杉野服飾大学 GUIDE BOOK 2024 学長メッセージページ	
【資料 5-3-8】	令和 5（2023）年度学校法人杉野学園事務組織図	【資料 5-1-2】 参照
【資料 5-3-9】	令和 4 年度理事・監事・評議員名簿 及び 令和 4（2022）年度理事会・評議員会開催日等、出欠状況表	【資料 F-10】 参照
【資料 5-3-10】	監事監査報告書	【資料 F-11】 参照
【資料 5-3-11】	学校法人杉野学園管理運営規程	
【資料 5-3-12】	学校法人杉野学園事務分掌規程	
【資料 5-3-13】	学校法人杉野学園文書取扱規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	財務情報の公表（前年度実績）	【表 5-1】 参照
【資料 5-4-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	【表 5-2】 参照
【資料 5-4-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	【表 5-3】 参照
【資料 5-4-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	【表 5-4】 参照
【資料 5-4-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	【表 5-5】 参照
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	令和 5（2023）年度予算編成方針	
【資料 5-5-2】	監査報告書	【資料 F-11】 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	杉野服飾大学の意思決定と教学マネジメントに関する方針	
【資料 6-1-2】	大学自己点検評価委員会構成メンバー表	
【資料 6-1-3】	大学自己点検評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	令和 4（2022）年度教学企画調査室（IR）メンバー表	【資料 3-3-5】 参照
【資料 6-1-5】	学校法人杉野学園教学企画調査室設置規程	
【資料 6-1-6】	令和 5（2023）年度授業科目担当ご依頼及び授業計画（シラバス）作成依頼書	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 4（2022）年度学修行動調査票	
【資料 6-2-2】	平成 30（2018）年度 9 月実施 大学 2 年生学修行動調査結果より	
【資料 6-2-3】	平成 30（2018）年度 12 月実施 学修行動調査結果について	
【資料 6-2-4】	令和元（2019）年 7 月 19 日自己点検評価委員会議事録	
【資料 6-2-5】	令和元（2019）年度 10 月実施 学修行動調査結果	
【資料 6-2-6】	令和 2（2020）年度学修行動調査結果	

杉野服飾大学

【資料 6-2-7】	令和 3 (2021) 年度「全国学生調査 (第 2 回試行実施)」要項	
【資料 6-2-8】	令和 3 (2021) 年度 9 月実施学修行動調査 学年 GPA を加えた分析結果について	【資料 2-6-2】 参照
【資料 6-2-9】	令和 4 (2022) 年度「全国学生調査 (第 3 回試行実施)」要項	
【資料 6-2-10】	令和 3 (2021) 年度「学修行動調査」の結果への意見・感想	
【資料 6-2-11】	令和 4 (2022) 年度 教員対象 研修会開催のご案内	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	「杉野服飾大学 外部評価会議」アンケート調査 (依頼書・調査用紙) 企業・卒業生宛	
【資料 6-3-2】	【企業】2022 年度大学外部評価アンケート調査回答 改善案	
【資料 6-3-3】	【卒業生】2022 年度大学外部評価アンケート調査回答 改善案	
【資料 6-3-4】	コースごとの改善事例	
【資料 6-3-5】	認証評価の結果における指摘事項への対応について	
【資料 6-3-6】	三つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 6-3-7】	令和 4 (2022) 年度教員ティーチングポートフォリオ提出関係文書	

基準 A 産学・地域連携事業

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 産学・地域連携事業		
【資料 A-1-1】	杉野服飾大学 Guide Book に掲載された報告	
【資料 A-1-2】	各コースにおける産学・地域連携実績一覧	
【資料 A-1-3】	各コースにおける事例の報告	

基準 B コンテストへの挑戦

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. コンテストへの挑戦		
【資料 B-1-1】	各コース別コンテスト受賞一覧表 (平成 28 (2016) 年 2 月～令和 5 (2023) 年 2 月)	
【資料 B-1-2】	各コース別コンテスト受賞報告資料 (平成 28 (2016) 年 2 月～令和 5 (2023) 年 2 月)	